

平成23年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成23年9月 8日 開会
平成23年9月28日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成23年第3回定例会

○9月8日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 認定第1号～認定第9号、議案第38号、議案第39号、議案 第41号～議案第44号	1- 3
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、生涯学習部長、都市整備部長、教育次長）	
質疑（山本靖一議員、原田平議員、大澤千恵子議員、木村勝彦議員 渡辺慎吾議員）	
委員会付託	
日程3 報告第10号	1-35
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程4 報告第11号、報告第12号	1-36
報告（生活環境部長、総務部長）	
日程5 議案第40号	1-38
提案理由の説明（生活環境部長）	
質疑（木村勝彦議員、渡辺慎吾議員、山本靖一議員）	
採決	
散会の宣告	1-48

○9月22日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問 野原修議員	2- 3

川端福江議員	-----	2-12
安藤薫議員	-----	2-20
山崎雅教議員	-----	2-27
三好義治議員	-----	2-33
嶋野浩一朗議員	-----	2-48
渡辺慎吾議員	-----	2-53
延会の宣告	-----	2-60

○9月26日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	-----	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	3- 2
開議の宣告	-----	3- 3
会議録署名議員の指名	-----	3- 3
日程1 一般質問		
南野直司議員	-----	3- 3
木村勝彦議員	-----	3-12
弘豊議員	-----	3-21
山本靖一議員	-----	3-28
森内一蔵議員	-----	3-35
日程2 議案第38号、議案第39号、議案第41号～議案第44号	-----	3-43
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長		
民生常任委員長）		
採決		
日程3 議会議案第14号、議会議案第15号	-----	3-44
採決		
散会の宣告	-----	3-45

○9月27日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	-----	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	4- 2
開議の宣告	-----	4- 3
会議録署名議員の指名	-----	4- 3
日程1 議長辞職許可の件	-----	4- 3
採決		
議長辞職のあいさつ（藤浦雅彦議員）		
日程2 議選第1号	-----	4- 3

選挙	
議長就任のあいさつ（嶋野浩一朗議員）	
日程3 副議長辞職許可の件	4- 4
採決	
副議長辞職のあいさつ（森西正議員）	
日程4 議選第2号	4- 5
選挙	
副議長就任のあいさつ（村上英明議員）	
日程5 議案第45号	4- 5
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4- 6
○9月30日（第5日）	
出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 常任委員会委員選任及び議会運営委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程2 特別委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程3 議選第3号	5- 3
選挙	
日程4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5- 3
☆添付資料	
審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
選任名簿	資料- 6
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料- 7
議決結果一覧	資料- 8

摂津市議会会議録

平成23年9月8日

(第1日)

平成23年第3回摂津市議会定例会会議録

平成23年9月8日(木曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一
監査委員 局長	豊田拓夫		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 認 定 第 1 号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 2 号 平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件
認 定 第 3 号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 4 号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 5 号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 6 号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 7 号 平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 8 号 平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認 定 第 9 号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議 案 第 38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）
議 案 第 39号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 41号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議 案 第 42号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 43号 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 報 告 第 10号 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件
- 4, 報 告 第 11号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
報 告 第 12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 5, 議 案 第 40号 損害賠償の額を定める件

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程5まで

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成23年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、第3回の定例会を招集させていただきましたところ、皆さん方には、お忙しいところ、ご参集賜りまして大変ありがとうございます。

東日本の大震災から、はや6か月が過ぎましたが、また一方で、近畿地方で台風12号、これが大きなつめ跡を残しました。幸い我が摂津市は大きな災いなく過ごすことができましたけれども、改めまして両方の被災者の皆さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

さて、今回の議会でございますけれども、補正予算の第2号、そして決算の認定、また震災関係議案等々19件の議案をご審議いただくこととなりますけれども、どうか慎重審議の上、ご可決、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たり、ごあいさつといたします。

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、原田議員及び安藤議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月28日までの21日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、認定第1号など15件を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を説明させていただきます。

本市の平成22年度決算は、赤字地方債の発行や主要基金の一部を取り崩すことによって、実質収支の黒字を確保いたしました。決算の特徴は、歳入では、市税収入が景気低迷の影響を受けて個人市民税が大幅減となったものの、他の税目の増により前年度より増加しています。しかし、たばこ税の課税定額超過額を考慮しますと5億円を上回る減少となっています。一方、歳出では、職員給や公債費が減少したものの、扶助費や国民健康保険特別会計への繰出金など、大幅に社会保障関連経費が増加しています。財政指標は、経常収支比率が2.4ポイント悪化の95.2%となっています。これは、分母となる経常一般財源総額が減少するとともに、扶助費などの増額により分子である経常経費充当一般財源総額が増加したことによります。将来の景気動向が不透明な中、社会保障経費の増加に対応しなければなりません。健全で安定した財政運営を実現するため、行財政改革の推進に努めてまいります。

それでは、平成22年度一般会計決算の概要についてご説明いたします。

当初予算319億6,568万2,000円に対し、17億3,963万9,000円を増額補正し、前年度繰越事業費19億4,712万8,312円を合わせまして、予算現額は356億5,244万9,312円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額343億2,083万5,901円に対し、

収入済額 331億898万1,341円で、収入率 96.5%です。

次に、歳出決算でございますが、支出済額 326億8,325万7,856円で、執行率は 91.7%となっています。

形式収支は 4億2,572万3,485円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は 2億2,986万6,880円となりました。

決算の概要について、11ページをご覧ください。

自主財源が 228億9,925万4,528円、69.2%、依存財源が 102億972万6,813円、30.8%となっています。

構成比率の上位は、市税が 56.8%、国庫支出金が 14.4%、市債が 5.9%、府支出金が 5.3%などとなっています。

次に、歳出ですが、決算概要の 15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は 175億6,580万3,620円となっており、歳出全体に占める割合は 53.7%です。

普通建設事業費は 22億4,575万9,402円で 6.9%となっており、その他の経費では物件費が 54億3,458万4,729円で 16.6%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、款別のその主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をいたします。

10ページ、款1、市税は 188億1,475万589円、前年度に比べ 2.4%、4億4,108万2,687円の増額となっています。しかし、たばこ税の課税定額超過額を考慮すると、実質的には 5億2,582万2,313円の減少です。

項1、市民税は 57億1,413万3,332円、前年度に比べ 2.8%、1億6,468万1,214円の減額です。

項2、固定資産税は 88億6,547万8,196円、前年度に比べ 1.1%、9,581万3,758円の増額です。これは、家屋の新增築が増加したものでございます。

項3、軽自動車税は 8,087万9,050円、前年度に比べ 2%、162万3,693円の増額です。

項4、市たばこ税は 25億2,271万5,305円、前年度に比べ 24.3%、4億9,279万4,275円の増額です。

項5、都市計画税は 16億3,154万4,706円、前年度に比べ 1%、1,553万2,175円の増額です。

なお、市税の徴収率は 94.3%で、前年度に比べ 0.3%改善しています。また、不納欠損額については 8,866万8,186円となっています。

款2、地方譲与税は 1億7,120万7,121円、前年度に比べ 3%、529万4,316円の減額となっています。

項1、地方揮発油譲与税は 5,038万9,000円、前年度に比べ 76.9%、2,189万8,000円の増額です。

項2、自動車重量譲与税は 1億2,081万8,000円、前年度に比べ 5.9%、763万円の減額です。

項3、地方道路譲与税は 121円、前年度に比べ 99.9%、1,956万2,316円の減額です。

款3、利子割交付金は 6,031万円、前年度に比べ 5.5%、350万3,000円の減額となっています。

款4、配当割交付金は 2,861万1,000円で、前年度に比べ 19.5%、467万3,000円の増額となっています。

款5、株式等譲渡所得割交付金は965万4,000円で、前年度に比べ13.2%、146万9,000円の減額となっています。

款6、地方消費税交付金は9億6,904万9,000円、前年度に比べ0.2%、166万8,000円の減額となっています。

款7、ゴルフ場利用税交付金は206万4,345円、前年度に比べ22.5%、60万64円の減額となっています。

款8、自動車取得税交付金は7,643万3,000円、前年度に比べ14.6%、1,302万4,000円の減額となっています。

款9、地方特例交付金は1億6,034万9,000円、前年度に比べ24.6%、5,226万1,000円の減額となっています。

款10、地方交付税は2億4,218万4,000円、前年度に比べ6.9%、1,570万5,000円の増額となっています。

款11、交通安全対策特別交付金は1,680万1,000円、前年度に比べ9.8%、183万4,000円の減額となっています。

款12、分担金及び負担金は9億8,195万5,925円、前年度に比べ2.3%、2,240万5,226円の増額となっています。

12ページ、款13、使用料及び手数料は6億281万8,129円、前年度に比べ12万5,463円の減額となっています。

項1、使用料は4億7,573万125円、前年度に比べ0.2%、116万8,135円の減額です。

項2、手数料は1億2,708万8,004円、前年度に比べ0.8%、104万2,672円の増額です。

款14、国庫支出金は47億6,661万6,047円、前年度に比べ1.2%、5,518万9,437円の増額となっています。

項1、国庫負担金は40億2,355万843円、前年度に比べ40.7%、11億6,317万375円の増額です。これは、子ども手当負担金の増などによるものです。

項2、国庫補助金は6億3,858万3,433円、前年度に比べ64.5%、11億6,057万2,828円の減額です。これは、定額給付金に係る国庫補助金の減などによるものです。

項3、委託金は1億448万1,771円、前年度に比べ101.4%、5,259万1,890円の増額です。これは、国勢調査に係る委託金の増などによるものです。

款15、府支出金は17億4,354万8,300円、前年度に比べ1%、1,652万7,830円の増額となっています。

項1、府負担金は、10億2,927万7,295円、前年度に比べ6.1%、5,906万3,497円の増額です。

項2、府補助金は5億5,554万7,628円、前年度に比べ8.3%、5,002万1,994円の減額です。

項3、委託金は1億5,872万3,377円、前年度に比べ5%、748万6,327円の増額です。

款16、財産収入は4億7,209万7,823円、前年度に比べ529.6%、3億9,711万1,862円の増額となっています。

項1、財産運用収入は4,722万5,295円、前年度に比べ0.4%、18万9,388円の減額です。

項2、財産売却収入は4億2,487万2,528円、前年に比べ1,441%、3億9,730万1,250円の増額です。これは、南千里丘まちづくり事業に係る用地売却収入の増によるものでございます。

款17、寄附金は1,142万6,723円、前年度に比べ2.7%、31万5,560円の減額となっています。

款18、繰入金は3億5,193万572円、前年度に比べ69.2%、7億8,940万1,814円の減額となっています。

項1、特別会計繰入金は5,888万2,769円、前年度に比べ151.9%、3,550万9,525円の増額です。これは、老人保健医療特別会計廃止に伴う繰入金の増によるものでございます。

項2、基金繰入金は2億9,304万7,803円、前年度に比べ73.8%、8億2,491万1,339円の減額です。しかし、平成21年度に減債基金から財政調整基金へ積みかえた10億9,000万円を除きますと、実質的には2億6,508万8,661円の増額となり、公共施設整備基金繰入金の増によるものです。

款19、諸収入は8億2,480万6,271円、前年度に比べ14.9%、1億690万4,825円の増額となっています。

項1、延滞金、加算金及び過料は3,413万5,449円、前年度に比べ71.5%、1,423万4,902円の増額です。

項2、市預金利子は77万6,894円、前年度に比べ65.3%、145万9,0

03円の減額です。

項3、貸付金元利収入は1億627万3,700円、前年度に比べ2.2%、229万6,300円の増額です。

項4、雑入は6億8,362万228円、前年度に比べ15.5%、9,183万2,626円の増額です。

款20、市債は19億6,290万円、前年度に比べ42.7%、14億6,080万円の減額となっています。これは、減収補てん債の減額などによるものです。

款21、繰越金は8億3,946万8,496円、前年度に比べ35.2%、4億5,654万4,996円の減額となっています。繰越金の内容は、平成21年度実質収支額及び南千里丘まちづくり関連事業などに係る繰越財源です。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては、支出済額をもとにご説明いたします。

16ページ、款1、議会費は2億9,358万6,786円、執行率は97%となっています。

款2、総務費は53億5,206万9,261円、執行率は91.2%となっています。

項1、総務管理費は46億4,702万5,993円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です。

項2、徴税費は4億1,418万3,792円となっており、税務事務に係る経費です。

項3、戸籍住民基本台帳費は1億4,602万3円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項4、選挙費は5,376万2,319

円となっており、府議会議員選挙及び参議院議員通常選挙に係る経費です。

項5、統計調査費は6,543万6,825円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項6、監査委員費は2,564万329円となっており、監査事務に係る経費です。

款3、民生費は119億8,277万5,359円、執行率は95.7%となっています。

項1、社会福祉費は46億3,942万405円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金のほか、市立せつつ桜苑やみきの路運営経費などの経費です。

項2、児童福祉費は46億1,547万9,648円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しております。

項3、生活保護費は24億4,896万2,975円です。

項4、生活文化費は2億7,890万8,587円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項5、災害救助費は3,744円です。

款4、衛生費は22億500万8,771円、執行率は91.4%となっています。

項1、保健衛生費は7億588万670円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種費用などを執行しています。

項2、清掃費は14億9,912万8,101円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、クリーンセンター及び環境センターの維持管理経費です。

款5、農林水産業費は1億1,051万7,929円、執行率は96.9%となっています。その主な内容は、農業振興に係

る事務経費並びに農業水路ポンプ維持管理経費などです。

款6、商工費は2億3,053万700円、執行率は98.3%となっています。その主な内容は、地域商業の活性化に関する経費や商工業の振興に係る経費です。

款7、土木費は47億225万7,478円、執行率は88.3%となっています。

項1、土木管理費は26億7,230万8,801円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2、道路橋りょう費は4億32万3,771円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事のほか、歩道改良などの交通安全対策工事を執行しています。

項3、水路費は8,573万8,475円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4、都市計画費は14億5,234万7,978円です。その主な内容は、南千里丘まちづくり関連事業に係る経費のほか、阪急京都線連続立体交差事業に係る経費などです。

項5、住宅費は9,153万8,453円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理や建て替えに係る経費です。

款8、消防費は8億6,500万611円、執行率は96.6%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費などです。

18ページ、款9、教育費は33億1,750万4,635円、執行率は76.6%となっています。

項1、教育総務費は6億7,361万6,324円です。その主な内容は、学校の安

全対策事業や教育研究所の教育相談事業のほか、学校教育充実のため各種事業に係る経費などです。

項2、小学校費は11億3,943万6,435円となっています。その主な内容は、耐震補強工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3、中学校費は4億3,582万8,413円です。その主な内容は、耐震補強工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4、幼稚園費は3億651万7,881円です。その主な内容は、こども園設置に係る経費のほか、幼稚園運営に係る経費です。

項5、社会教育費は3億8,710万8,665円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6、図書館費は1億6,625万3,277円となっており、市民図書館及び鳥飼図書センターに係る管理運営経費です。

項7、保健体育費は2億874万3,640円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10、公債費は36億2,400万6,326円、執行率は99.9%となっています。

款11、諸支出金につきましては、執行はございません。

款12、予備費については、当初予算3,000万円に対して1,237万2,137円の充当額となっています。その主な内容は、洪水被害を受けたバンダバーグ市への見舞金84万700円、東日本大震災に係る支援には、職員派遣費用や義援金50

0万円を含む992万9,137円を充当しています。

以上、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書61ページ以降をご参照願います。

当会計は、平成22年度の決算といたしましては、歳入15億8,350万1,946円、歳出4,538万2,699円となり、差し引きで15億3,811万9,247円の剰余金を見た次第でございます。この剰余金につきましては、全額、平成23年度の同会計の歳入といたすものであります。

以下、その内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、70ページ、款1、財産収入、項1、財産運用収入の6,220万8,000円は、前年度と同額となっております。

次に、款2、繰越金、項1、繰越金は、収入済額15億1,862万6,876円となっており、前年度と比べ1.3%、1,931万3,529円の増となっております。

続きまして、款3、諸収入、項1、預金利子等は266万7,070円となっており、前年度に比べ36.7%、154万7,553円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、72ページの款1、繰出金、項1、繰出金1,244万1,600円は、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合を一般会計へ繰り出

したものでございます。

次に、款2、諸支出金、項1、地方振興事業費3,294万1,099円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ5%、172万6,395円の減額となっております。この内容といたしましては、決算概要の231ページから237ページに掲載いたしておりますので、ご参照願います。

以上、平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容としましては、歳入については、地域や子育て支援対策に係る府補助金や前年度繰越金などとなっております。歳出については、防災対策としてDNA採取費用や電波障害対策経費のほか、市民図書館外壁改修工事など、一部緊急を要する事業について、追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,462万2,000円を追加し、その総額を337億7,422万4,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入については、款15、府支出金、項2、府補助金1,820万5,000円の増額は、地域福祉や子育て支援事業に係る補助金を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金1,954万6,000円の増額は、介護

保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項2、基金繰入金5,299万5,000円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額しております。

款21、繰越金、項1、繰越金は、平成22年度一般会計実質収支額2億2,986万6,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出ですが、電波障害対策経費として、款2、総務費、項1、総務管理費、款9、教育費、項2、小学校費、項3、中学校費、項6、図書館費、項7、保健体育費の各款項において、それぞれ施設ごとに総額1,236万円を計上しています。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費では、地方財政法第7条の規定により、財政調整基金積立金1億1,500万円を計上しています。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、災害時に活用する要援護者支援システム構築に係る費用や身体障害者更正医療助成費の過年度分国庫府費返還金など、2,587万4,000円を計上しております。

項2、児童福祉費では、新たに教育センターに児童相談システムなどを導入する経費や児童虐待防止に係る経費など、1,045万4,000円を計上しております。

款8、消防費、項1、消防費では、東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金負担金及びDNA採取費用に1,120万2,000円を計上いたしております。

款9、教育費、項5、社会教育費では、青少年ゆめ・感動体験事業に397万8,000円を計上しております。

款9、教育費、項6、図書館費では、市

民図書館費の外壁を改修する費用等として3,876万8,000円を計上しています。

以上、平成23年度一般会計補正予算(第2号)の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、摂津市税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)10ページから15ページまでの摂津市税条例新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

最初に、摂津市税条例の一部改正の第1条は、地方自治法において、地方開発事業団に関する規定、高齢者の居住の安定確保に関する法律において、高齢者向け優良住宅に関する規定がそれぞれ削除されたこと等に伴う文言の削除と項ずれの修正でございます。

続いて、摂津市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条及び第3条は、地方税法の一部改正により、個人の市民税に関する経過措置において、現行平成23年12月31日までの規定が2年延長され、平成25年12月31日に改正するものでございます。

最後に附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第1条中摂津市税条例附則第13条の改正規定及び次項の規定は、平成23年10月20日から施行するものでございます。

第2項、適用区分につきましては、第1条の規定による改正後の摂津市税条例附則第13条第5項の規定は、平成23年10月20日以降に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の摂津市税条例附則第13条第5項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 認定第2号、平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの、
1. 平成22年度摂津市水道事業会計決算報告書、(1)収益的収入及び支出並びに
(2)資本的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税込み金額で表示いたしております。

まず、2ページから3ページの(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の款1、水道事業収益は、決算額23億9,737万3,960円で、前年度に比べ0.4%、850万8,435円の減となっております。この主な要因は、項1、営業収益が21億7,908万962円で、前年度に比べ5.4%、1億2,429万8,735円の減で、水道料金の値下げや節水の影響により、基幹収入である給水収益が減少したことなどによるものでございます。また、項2、営業外収益が2億1,829

万2, 998円で、前年度に比べ113.0%、1億1, 579万300円の増となったもので、これは、南千里丘地区の開発に伴う納付金が増加したことなどによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1、水道事業費用は、決算額19億5, 975万1, 807円で、前年度に比べ7.8%、1億6, 662万6, 626円の減となっております。この主な要因は、項1、営業費用が17億8, 432万9, 126円で、前年度に比べ7.7%、1億4, 977万8, 221円の減となりました。これは、職員数の減少による職員給与費や大阪府営水道の料金値下げによる受水費が減少したことなどによるものでございます。

項2、営業外費用は1億6, 631万9, 092円で、前年度に比べ7.7%、1, 392万8, 780円の減となり、企業債の支払利息が減少したことによるものでございます。

項3、特別損失は910万3, 589円で、前年度に比べ24.3%、291万9, 625円の減となりました。これは、水道料金の収納向上により減少したものの、転出先不明や企業倒産等による徴収不能により、過年度損益修正損として処分したものでございます。

項4、予備費は、項2の営業外費用の支払消費税及び地方消費税へ370万1, 500円を充当し、残額629万8, 500円を不用額としたものでございます。

続きまして、4ページから5ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の款1、資本的収入は、決算額5億3, 090万円で、企業債、工事負担金、貸付金の収入でございます。

次に、支出でございますが、款1、資本

的支出は、決算額6億3, 912万1, 636円で、前年度に比べ40.6%、4億3, 599万7, 454円の減となっております。この主な要因は、項1、建設改良費が3億5, 099万5, 533円で、前年度に比べ29.2%、7, 924万4, 958円の増となり、太中浄水場の施設改修費が増加したことなどによるものでございます。

項2、企業債償還金が2億8, 812万6, 103円で、前年度に比べ5.0%、1, 524万2, 412円の減となりました。

項3、貸付金は、前年度に比べ全額の5億円の減となり、長期貸付金の支出が終了したことによるものでございます。

項4、予備費につきましては、500万円の予算額全額を不用額といたしております。

なお、注釈事項としまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億822万1, 636円につきましては、建設改良積立金9, 237万3, 902円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 584万7, 734円をもって補てんしております。

また、たな卸資産購入限度額の執行額は2, 453万1, 509円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は116万8, 115円となっております。

続きまして、6ページに記載しております、2.平成22年度摂津市水道事業会計損益計算書につきまして、ご説明申し上げます。

損益計算書につきましては、平成22年度の1年間における水道事業の経営成績をあらわすもので、消費税及び地方消費税抜き金額による表示となっております。

まず、営業収益20億7,575万62円に対し、営業費用は17億3,860万4,493円で、差し引き3億3,714万5,569円の営業利益が生じました。また、営業外収益2億987万9,047円に対し、営業外費用は1億1,774万8,227円で、差し引き9,213万820円の営業外利益が生じ、営業利益に加えた額4億2,927万6,389円が経常利益となりました。

この経常利益から特別損失である過年度損益修正損867万855円を差し引きますと、当年度純利益は4億2,060万6,304円となりました。

したがって、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金6億639万527円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は10億2,699万6,831円となっております。

また、8ページに記載しております、4.平成22年度摂津市水道事業会計剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金10億2,699万6,831円の処分方法をあらわすもので、減債積立金に2億円を、建設改良積立金に2億円を積み立て、残り6億2,699万6,831円を繰越利益剰余金とし、翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページにかけての、5.平成22年度摂津市水道事業会計貸借対照表は、平成23年3月31日における水道事業の財政状態を明らかにするため、保有するすべての資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。資産の合計額は124億7,331万2,197円となっております。負債の合計額が9億1,544万3,716円、資本の合計額が115億5,786万8,481円となって

おり、負債と資本の合計額は、資産と同額の124億7,331万2,197円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 認定第3号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、老人保健医療制度が平成20年4月から新たに発足した後期高齢者医療制度に移行したことや、前期高齢者について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための制度が設けられたことにより、予算の枠組みが大きく変動し、それに伴って精算額が多額となっております。

また、医療費が増加する一方で、平成20年秋のリーマンショックに端を発する経済不況による国保世帯の所得低下により、保険料収入は減少を続けており、国民健康保険特別会計の財政状況は年々厳しくなっております。

まず、予算額につきましては、当初予算98億6,725万9,000円に対し、6億3,767万2,000円を増額補正し、最終予算額は105億493万1,000円となりました。

歳入につきましては、調定額109億1,719万5,497円に対し、収入済額95億4,625万9,277円で、収入率は87.4%となっております。

歳入の主な構成比率は、国庫支出金が24.7%、前期高齢者交付金が24.1%

となり、一昨年度まで最も比率の高かった国民健康保険料は22.6%に低下しました。

次に、歳出でございますが、予算現額105億493万1,000円に対しまして、支出済額100億2,007万4,957円で、執行率は95.4%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が67.1%、後期高齢者支援金等が11.0%、共同事業拠出金が9.3%、介護納付金が4.4%、繰上充用金が3.9%などとなっております。

この結果、37ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成22年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差し引き4億7,381万5,680円の赤字となり、平成23年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では8,237万8,736円の赤字となっております。今後、平成23年度において精算返還すべき交付金等があり、依然として厳しい財政状況となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1、国民健康保険料は21億5,749万3,118円で、前年度に比べ4.1%、9,163万222円の減額となっております。これは、賦課所得の減少によるものでございます。収納率は、現年度分が86.3%で、前年度に比べ1.7%の増、滞納繰越分が9.7%で、前年度に比べ0.8%の増となりましたが、調

定額の低下により、全体では61.1%となり、0.8%の減となりました。なお、不納欠損につきましては、平成19年度、平成20年度賦課分の消滅時効等によるもので、延べ6,593件、2億2,839万8,932円となっており、収入未済額は11億4,253万7,288円となっております。

款2、使用料及び手数料は22万8,650円で、前年度に比べ5.0%、1万2,000円の減額となっております。

款3、国庫支出金は23億5,584万195円で、前年度に比べ5.1%、1億2,649万3,228円の減額となっております。

項1、国庫負担金は18億3,053万1,718円で、前年度に比べ9.0%、1億8,024万9,800円の減額となっております。これは、医療費は増加しているものの、医療費から差し引くことになっている前期高齢者交付金が大幅に増加したことなどによるものでございます。

項2、国庫補助金は5億2,530万8,477円で、前年度に比べ11.4%、5,375万6,572円の増額となっております。これは、特別調整交付金の増によるものでございます。

款4、療養給付費交付金は3億4,469万8,000円で、前年度に比べ52.1%、3億7,508万9,133円の減額となっております。これは、主に過年度精算及び翌年度精算の影響によるものでございます。

款5、前期高齢者交付金は22億9,775万9,033円で、前年度に比べ44.4%、7億637万6,237円の大幅な増額となっております。これは、前期高齢者の増加に加え、平成22年度に初めて過

年度精算金の交付があったことによるものでございます。

款6、府支出金は4億2,622万4,098円で、前年度に比べ7.4%、3,417万5,620円の減額となっております。

項1、府負担金は4,994万6,832円で、前年度に比べ5.6%、297万4,616円の減額となっております。

項2、府補助金は3億7,627万7,266円で、前年度に比べ7.7%、3,120万1,004円の減額となっております。これは、財政調整交付金の減によるものなどでございます。

款7、共同事業交付金は10億1,966万3,826円で、前年度に比べ14.4%、1億7,188万5,367円の減額となっております。

款8、繰入金は9億2,422万3,805円で、前年度に比べ9.0%、7,595万7,244円の増額となっております。これは、国保財政安定化支援事業繰入金が増などによるものでございます。

款9、諸収入は2,012万8,552円で、前年度に比べ24.8%、663万106円の減額となっております。内容は、第三者行為による納付金、返納金のほか、国民健康保険連合会業務勘定返還金などが雑収入として歳入されたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1、総務費は1億1,363万3,774円で、執行率は85.7%となっております。

項1、総務管理費は9,782万3,860円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る

経常経費を執行いたしております。

項2、徴収費は1,543万3,354円となっており、保険料徴収員8名の報酬や印刷製本費など、徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3、運営協議会費は37万6,560円となっております。

款2、保険給付費は67億2,558万192円で、執行率は97.9%となっております。

項1、療養諸費は59億6,451万2,473円で、前年度に比べ4.3%、2億4,802万6,217円の増額となっております。

項2、高額療養費は6億7,267万7,562円で、前年度に比べ6.6%、4,157万5,009円の増額となっております。

項3、移送費は執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費は7,187万5,656円で、前年度に比べ35.3%、1,874万1,639円の増額となっております。これは、平成21年10月から出産育児一時金の支給額が38万円から42万円に引き上げられたことや、支給件数の増加によるものでございます。

項5、葬祭諸費は635万円で、前年度に比べ23.4%、194万円の減額となっております。

項6、精神・結核医療給付費は1,016万4,501円で、前年度に比べ6.9%、65万4,431円の増額となっております。

款3、後期高齢者支援金等は10億9,960万7,076円で、前年度に比べ5.8%、6,778万6,283円の減額となっております。

款4、前期高齢者納付金等は189万7,

803円で、前年度に比べ42.8%、142万1,556円の減額となっております。

款5、老人保健拠出金は1,762万4,922円で、前年度に比べ224倍、1,754万6,604円の増額となっております。これは、平成20年3月分医療費の精算に係るものでございます。

款6、介護納付金は4億3,594万4,531円で、前年度に比べ6.1%、2,510万7,675円の増額となっております。

款7、共同事業拠出金は9億2,768万3,260円で、前年度に比べ10.0%、1億360万9,568円の減額となっております。

款8、保健施設費は5,257万3,755円で、前年度に比べ44.0%、1,607万4,247円の増額となっております。これは、平成21年度に特定健康診査の受診期間を12月までから2月までに延長したことから、年度内に特定健診を受診したにもかかわらず、支払いが平成22年度に繰り越されたことなどによるものでございます。

款9、諸支出金は2億5,409万2,700円で、前年度に比べ2億4,906万8,762円の増額となっております。内容は、療養給付費交付金精算返還金や療養給付費等負担金精算返還金等でございます。

款10、予備費につきましては、未執行となっております。

款11、繰上充用金は3億9,143万6,944円で、これは、平成21年度の不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに決算概要につきまして、ご説明させていただきます。

老人保健医療特別会計につきましては、老人保健医療制度が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成20年度から清算等のための整理期間として3年間、特別会計存続が義務づけられておりました。その3年が経過し、平成22年度をもって設置義務が終了することに伴い、剰余金を一般会計へ繰り出し、老人保健医療特別会計を閉鎖するものです。そのため、59ページの実質収支に関する調書は、歳入総額、歳出総額とも2,779万9,151円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロ円となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明させていただきます。

48ページ、款1、支払基金交付金は1,512円で、これは、過年度分の審査支払手数料交付金精算分です。

款2、国庫支出金、款3、府支出金、款4、繰入金につきましては歳入がなく、既に予算額をすべて減額補正いたしております。

款5、諸収入は7万6,165円となっております。これは、医療機関からの医療費の過誤調整金を収入したことに伴うものでございます。

款6、繰越金は、平成21年度の繰越金で2,772万1,474円となっております。

ます。この結果、歳入合計額は2,779万9,151円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明させていただきます。

50ページ、款1、総務費は執行なしで、既に予算額をすべて減額補正いたしております。

款2、医療諸費につきましては、結果的に執行がなく、不用額といたしました。

款3、諸支出金は2,779万9,151円となっており、過年度分精算に係る国・府基金への返還金と老人保健医療特別会計を閉鎖するに当たり、剰余金を全額一般会計へ繰り出すもので、不足分1,668円を款4、予備費から充当いたしております。

以上の結果、歳出合計額は2,779万9,151円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号、平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、平成22年度の実質収支は、保険料が計画比約0.7%、595万円の増となったことや、国庫負担金などの概算交付金額が法定割合を上回ったことなどから、歳入が予算を上回ったこと、及び保険給付費が計画比約3.8%、約1億1,464万円の減、地域支援事業費が計画比約1.4%、約1,375万円の減となったことにより、9,190万5,924円の黒字となりました。

予算額につきましては、当初予算37億

7,321万7,000円に対し、1億74万5,000円を増額補正し、前年度からの繰越額2,625万円を加えた最終予算額は39億21万2,000円となりました。

歳入につきましては、調定額38億8,258万2,577円に対し、収入済額38億3,753万629円で、収入率は98.8%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金27.0%、保険料22.1%、国庫支出金18.2%、繰入金16.7%、府支出金13.9%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額39億21万2,000円に対し、支出済額が37億4,562万4,705円で、執行率は96.1%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費92.0%、総務費3.6%、地域支援事業費2.2%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては収入済額でご説明をさせていただきます。

142ページ、款1、保険料は8億4,732万5,470円、前年度に比べ2.1%、1,742万866円の増となっております。これは、被保険者数の増加などによるものでございます。

現年分調定額8億5,907万5,255円に対して、収納額は8億4,285万6,192円となっており、還付未済額99万8,170円を除いた収納率は98.0%で、前年度と同率となっております。なお、時効による不納欠損額は1,172万8,795円、収入未済額は3,332

万3, 143円となっております。

款2、使用料及び手数料は7万7, 350円、前年度に比べ14%、1万2, 600円の減となっております。

款3、国庫支出金は6億9, 833万9, 314円、前年度に比べ11.8%、7, 391万3, 687円の増となっております。

項1、国庫負担金は6億2, 202万1, 714円、前年度に比べ5.6%、3, 297万4, 937円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付負担金の増によるものでございます。

項2、国庫補助金は7, 631万7, 600円、前年度に比べ115.7%、4, 093万8, 750円の増となっております。これは、小規模多機能居宅介護拠点整備に伴う地域介護・福祉空間整備交付金が交付されたことなどによるものでございます。

款4、支払基金交付金は10億3, 604万5, 000円、前年度に比べ3.1%、3, 142万5, 267円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付交付金の増によるものでございます。

款5、府支出金は5億3, 163万1, 802円、前年度に比べ5.2%、2, 636万5, 921円の増となっております。

項1、府負担金は5億1, 208万2, 002円、前年度に比べ5.2%、2, 541万3, 546円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付負担金の増によるものでございます。

項2、府補助金は1, 954万9, 800円、前年度に比べ5.1%、95万2, 375円の増となっております。これは、地域支援事業交付金が減額となったものの、

地域介護・福祉空間整備交付金が増額となったことによるものでございます。

款6、繰入金は6億4, 269万6, 000円、前年度に比べ5.3%、3, 220万1, 000円の増となっております。

項1、一般会計繰入金は5億6, 702万8, 000円、前年度に比べ2.5%、1, 387万6, 000円の増となっております。これは、事務費及び地域支援事業費の繰り入れが減額となったものの、介護給付費の繰り入れが増額となったことによるものでございます。

項2、基金繰入金は7, 566万8, 000円、前年度に比べ32%、1, 832万5, 000円の増となっております。これは、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れが減額となったものの、介護保険準備基金繰入金からの繰り入れが増額となったことによるものでございます。

款7、諸収入は177万6, 427円、前年度に比べ740.1%、156万4, 977円の増となっております。これは、第三者行為による返納金などの増額によるものでございます。

款8、財産収入は19万7, 389円、前年度に比べ40.9%、13万6, 628円の減となっております。基金残高の減少に伴う利子の減額によるものでございます。

款9、繰越金は7, 944万1, 877円、前年度に比べ1, 006.1%、7, 225万9, 426円の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

144ページ、款1、総務費は1億3, 334万4, 953円、前年度に比べ25.

1%、2,677万7,004円の増となっております。

項1、総務管理費は9,946万4,387円、前年度に比べ36.0%、2,632万1,976円の増となっております。これは、小規模多機能居宅介護拠点整備に伴う地域介護・福祉空間整備交付金の増額などによるものでございます。

項2、徴収費は245万7,505円、前年度に比べ18.1%、54万2,568円の減となっております。

項3、介護認定審査会費は3,142万3,061円、前年度に比べ3.3%、99万7,596円の増となっております。

款2、保険給付費は34億4,601万2,825円、前年度に比べ4.7%、1億5,362万7,510円の増となっております。

項1、介護サービス等諸費は30億2,626万383円、前年度に比べ5.1%、1億4,632万9,192円の増となっております。

項2、介護予防サービス等諸費は2億815万3,438円、前年度に比べ3.2%、695万9,980円の減となっております。

項3、その他諸費は356万6,820円、前年度に比べ2.9%、10万7,110円の減となっております。

項4、高額介護サービス等費は6,200万1,952円、前年度に比べ2.1%、129万7,756円の増となっております。

項5、高額医療合算介護サービス等費は756万1,232円、前年度に比べ176%、482万2,122円の増となっております。これは、前年度は制度開始直後のため、対象となる給付が少なかったこと

によるものでございます。

項6、特定入所者介護サービス等費は1億3,846万9,000円、前年度に比べ6.3%、824万5,530円の増となっております。

款3、地域支援事業費は8,124万300円、前年度と比べ3%、236万7,881円の増となっております。

項1、介護予防事業費は1,868万8,613円、前年度と比べ0.5%、8万8,286円の減となっております。

項2、包括的支援事業・任意事業費は6,255万1,687円、前年度と比べ4.1%、245万6,167円の増となっております。

款4、基金積立金は4,080万1,571円、前年度と比べ1万2,115.4%、4,046万7,554円の増となっております。これは、前々年度決算では余剰金がなく、前年度は利子の積み立てのみであったことによるものでございます。

款5、諸支出金は4,422万5,056円、前年度に比べ77.4%、1,929万7,920円の増となっております。

項1、償還金及び還付加算金は2,126万4,555円、前年度に比べ51.9%、726万9,063円の増となっております。

項2、繰出金は2,296万501円、前年度に比べ110%、1,202万8,857円の増となっております。これは、前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金の増によるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号、平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

げます。

それでは、初めに決算概要につきまして、ご説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月から従前の老人保健医療制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条により特別会計の設置が義務づけられたものでございます。

まず、176ページ、歳入でございますが、調定額6億6,479万6,504円に対し、収入済額は6億5,531万7,686円で、収入率は98.6%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料81.2%、繰入金15.3%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額6億4,503万3,000円に対しまして、支出済額は6億2,852万8,480円で、執行率は97.4%となっております。その結果、平成22年度の実質収支は、187ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き2,678万9,206円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明させていただきます。

176ページ、款1、後期高齢者医療保険料は5億3,230万399円で、これは、市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2、使用料及び手数料は3万9,050円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3、繰入金は1億26万9,332円で、本制度施行に係る事務経費繰入金及び軽減保険料補てんに係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4、繰越金は2,270万8,905円で、前年度繰越金でございます。

この結果、歳入合計額は6億5,531万7,686円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明させていただきます。

178ページ、款1、総務費は541万5,104円となっており、執行率は79.9%となっておりますが、これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金は6億2,236万1,279円となっており、執行率は97.8%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3、諸支出金は75万2,097円となっており、執行率は74.6%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4、予備費100万円は執行がなく、不用額といたしました。

以上の結果、歳出合計額は6億2,852万8,480円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

議案第39号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、平成22年度決算

に伴います繰越金の精算に伴います増額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,742万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億756万1,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項2、国庫補助金19万6,000円は、平成22年度の地域支援事業費の精算に伴います追加交付金でございます。

款4、支払基金交付金、項1、支払基金交付金493万円は、平成22年度の保険給付費の精算に伴います追加交付金でございます。

款5、府支出金、項2、府補助金9万8,000円は、平成22年度の地域支援事業費の精算に伴います追加交付金でございます。

款6、繰入金、項2、基金繰入金29万9,000円は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成22年度決算に伴います精算後の残高を全額取り崩すものでございます。

款9、繰越金、項1、繰越金9,190万5,000円は、平成22年度決算に伴います実質収支額を23年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費29万9,000円は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の残高を活用し、制度啓発の費用を計上するも

のでございます。

款4、基金積立金、項1、基金積立金6,234万6,000円は、介護保険給付費準備基金へ平成22年度決算に伴います剰余金5,158万3,329円など6,209万3,000円を積み立て、また、介護従事者処遇改善臨時特例基金へ平成22年度決算に伴います事務費の剰余金25万3,000円を積み立てるものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金1,523万7,000円は、平成22年度決算に伴い、第1号被保険者保険料還付金428万9,000円を減額し、国庫府費等返還金1,952万6,000円を計上するものでございます。

項2、繰出金1,954万6,000円は、平成22年度決算に伴います一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加える災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布・施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されることとなったため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料の17ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

ます。

改正の内容につきましては、第4条第1項第3号を新たに設け、「死亡した者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹」を加えるものでございます。また、同条第1項、同項第1号、第2号及び同条第3項につきましては、同条第1項に第3号を新たに設けることに伴い、支給する遺族の順序、対象を改めるものでございます。

同条第4項につきましては、文言の整理を行うものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 認定第6号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

予算現額は57億5,277万9,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額58億3,788万34円、収入済額57億178万6,698円で、収入率は97.7%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が31.5%、繰入金金が37.2%、市債が26.5%となっております。

歳出につきましては、予算現額に対し、支出済額は57億472万8,681円で、

執行率は99.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が21.3%、公債費が76.7%となっております。この結果、決算書109ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差し引き額、実質収支額とも294万1,983円の赤字となっております。なお、この赤字分につきましては、平成23年度歳入繰上充用金により補てんいたしております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

決算書92ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金は、収入済額1億6,006万1,809円で、前年度に比べ11.8%、1,693万2,621円の増額となっております。これは、主に受益者負担金賦課面積の増加によるものでございます。なお、不納欠損額は受益者負担金で40万1,860円となっております。

款2、使用料及び手数料は、収入済額17億9,660万6,947円で、前年度に比べ4.0%、7,419万1,042円の減額となっております。

項1、使用料17億9,617万4,647円は、前年度に比べ4%、7,415万342円の減額となっております。これは、主に大口需要家の使用水量の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は1,234万3,394円となっております。

項2、手数料43万2,300円は、前年度に比べ8.6%、4万700円の減額となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は、

収入済額8,000万円で、前年度に比べ1.7%、132万5,000円の増額となっております。これは、補助事業量の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、収入済額21億2,191万円で、前年度に比べ7.2%、1億4,333万6,000円の増額となっております。これは、主に繰上充用金の増加によるものでございます。

款5、諸収入は、収入済額3,170万7,942円で、前年度に比べ46.7%、1,008万7,694円の増額となっております。

項1、資金貸付金返還収入125万6,900円は、前年度に比べ51.8%、135万1,700円の減額となっております。これは、主に貸付件数の減少によるものでございます。

項2、雑入3,045万1,042円は、前年度に比べ60.2%、1,143万9,394円の増額となっております。これは、主に流域下水道負担金精算返戻金の増加によるものでございます。

款6、項1、市債は、収入済額15億1,150万円で、前年度に比べ1.2%、1,770万円の減額となっております。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

決算書94ページをお開き願います。

款1、下水道費は、支出済額12億1,391万7,534円、執行率96.7%で、前年度に比べ7.4%、9,663万7,649円の減額となっております。

項1、下水道総務費は、支出済額1億4,309万267円で、前年度に比べ2.3%、320万3,625円の増額となっております。これは、主に消費税及び地方

消費税の増額によるものでございます。

項2、下水道事業費は、支出済額10億7,082万7,267円で、前年度に比べ8.5%、9,984万1,270円の減額となっております。これは、主に流域下水道建設負担金及び公共下水道工事の減額によるものでございます。

款2、項1、公債費は、支出済額43億7,784万8,953円、執行率99.9%で、前年度に比べ0.2%、836万7,749円の減額となっております。

款3、項1、予備費は執行いたしておりません。

款4、項1、繰上充用金につきましては、支出済額1億1,296万2,194円で、これは、平成21年度歳入不足額を補てんいたしましたものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 認定第7号、平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

本事業は、パートタイマー等退職金共済条例に基づき、昭和60年4月に発足し、26年が経過いたしました。平成23年3月末現在、加入事業所は44事業所、被共済者数242名でございます。また、平成22年度中の退職者は25名であり、その退職給付金額は621万8,452円でございます。

それでは、決算書に従い、ご説明を申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書120ページ以降をご参照願います。

予算額は、歳入歳出それぞれ2,783

万2,000円でございます。

決算額は、歳入歳出ともに1,243万2,242円で、対予算額比44.7%の執行率でございます。

次に、本共済制度の主な内容につきまして、126ページからの歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、収入済額でご説明申し上げます。

款1、共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を事業主から納付していただくもので、平成22年度中の掛金総額は延べ2,929人分の585万8,000円でございます。

款2、繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるためのもので、平成22年度中の総額は655万704円でございます。

款3、諸収入は、積立金等の預金利子で、平成22年度中に2万3,538円の収入でございます。

続きまして、128ページからの歳出でございますが、支出済額でご説明を申し上げます。

款1、共済総務費は、事務的な経費でございますが、8万1,996円でございます。

款2、共済金は、退職給付金の支払いに621万8,452円、還付金として6,000円、積立金等に612万5,794円、合計1,235万246円の支出となったものでございます。

款3、予備費は、平成22年度中に支出がございませんでした。

次に、131ページの実質収支に関する調書につきましてですが、歳入総額、歳出総額いずれも1,243万2,242円で、実質収支額はゼロ円でございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第41号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、教育委員会が所管いたします条例の一部改正について、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の3ページから7ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、第177回国会において成立し、平成23年6月24日に公布されましたスポーツ基本法が、平成23年8月24日から施行され、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に、また、「スポーツの振興」が「スポーツの推進」に改められたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容でございますが、第1条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、別表中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

第2条は、摂津市立体育館条例について、第1条中「体育及び」を削り、「振興」を「推進」に改めるものでございます。

第3条は、摂津市立温水プール条例について、第1条中「振興」を「推進」に改めるものでございます。

第4条は、摂津市スポーツ広場条例について、第1条中「体育及び」を削り、「振興」を「推進」に改めるものでございます。

第5条は、摂津市立スポーツセンター条例について、第1条第1項中「振興」を「推進」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第41号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 議案第41号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件で、都市整備部にかかわります第6条、摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を次のように改正するにつきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料8ページから9ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

今回の改正は、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法の施行に伴い、摂津市ラブホテル建築規制条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第5条第1号では、ラブホテルの建築を禁止しております区域を定めるものでございますが、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行されたことにより、条例中で引用する法律及び条項を定めるものでございます。

なお、同条例第5条第1号におきましては、一文で規定しているものを、アからケまでそれぞれを列挙して改めるものでございます。

また、禁止区域の内容につきましては、変更ございません。

以上、議案第41号の都市整備部にかかわります内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 議案第43号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件に

つきまして、提案の内容をご説明いたします。

本条例は、市営鯨生野住宅の移転・取り壊しに伴い、別府保育所をべふ幼稚園敷地内に移転し、平成24年4月より摂津市べふこども園として運営するものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)の16ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

改正の内容でございますが、第2条の表のうち、摂津市立別府保育所の位置、「別府二丁目10番18号」を「東別府五丁目1番13号」とするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

説明が終わり、質疑に入ります。

山本議員。

○山本靖一議員 議案第38号、一般会計の補正予算2号について、この後、委員会付託、それから委員会での質疑ということになろうと思うんですが、二、三点お聞きしたいことがあります。

13ページの市民図書館の工事請負費についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、3年前に750万円かけてタイルの防止工事をやられた。3年間でこのタイル防止工事750万円がむだになるのではないかということです。このときの調

査がどうだったのかというふうなことを改めてお聞きしたいと思うんです。つまり、施設管理者としての責任のあり方をどういうふうに認識されているのか、どうあるべきかということについてお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、今回の調査で全面的に補修をするというふうなことで決められているようですけれども、この調査で本当に大丈夫なのかということですね。躯体部分については、これはめくってみなければわからないというふうなことになるんじゃないか。モルタルの部分、タイルを張りつける部分、これはテストハンマーなどで打音でいろいろと調査するということはできますけれども、本体部分については、本当にこういうことで調査が十分なのかというふうな点を聞かせていただきたいと思います。

それから、3点目は、平成6年からやられているようなネットバリア方式というふうなことを少しお聞きしたんですが、このネットバリア方式というのは、1,000件ぐらいの実績があるというふうに伺っていますけれども、実際にこの工法で、その後、何の支障もないのか、あるいはメンテはどれぐらい必要なのか、いろんな積算がされていると思うんですが、その工法以外にもっとシンプルなやり方があるのではないかと、いろいろと思うわけですが、このネットバリア工法で本当にメンテの部分も含めて一番適切な方法なのか。それと併せて、こういうタイルの施設は全体的にはほかにもありますから、同じような工法を議論されてこの答えが出てきたのか。つまり、本庁も含めて今後こういう方式でいかれるということであれば、随分いろんな調査が必要だろうと思うんですけれども、ネット

バリア、平成6年から開発されたといいますが、そういう工法の中で十分耐え得るものなのかというふうなことについて教えてください。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 まず最初に、平成20年度のタイル剥離防止工事でございますけれども、19年の6月にタイルの剥離・落下というのを見つけまして、特に南面につきましては、温度差も激しいところから劣化が激しいということで、平成20年度予算に南面の工事について予算要求させていただきました。その平成20年度の工事につきましては、タイルの外壁の剥離防止のために樹脂を注入し、防水工事を行い、安全に工事は終わっております。

それで、今回の落下によりまして、その南面の壁面も調査いたしましたけれども、このタイルにつきましては落下の危険性はないという調査結果も出ております。今回、落下いたしましたのはタイル部分ではございませんで、まぐさと言われる窓枠の上部にある意匠の部分でございますけれども、構造的には躯体の一部とされております。それで、今回の調査におきまして、そのまぐさ上部に水の回った跡があるというふうな調査結果が出ておりまして、これは、22年、昨年の6月に2階のレファレンス室のところで雨漏りがございました。そういった雨漏りがございまして、その関係で屋上から水が回ったものというふうな考えられます。この平成20年度の工事と、それから今回のまぐさ落下部分については、浮きの部分が異なるということで調査が出ておりまして、平成20年度の工事そのものにつきましては、きちっと工事はされたものというふうに考えております。

それで、今回の工事につきましては、ネ

ットバリア工法ということでやらせていただくわけですが、工法としたしましては、外壁は現状の仕上げを残したまま、その上に特殊なネットを張りまして、そしてタイル、それからまぐさ部分、これも含めましてネットで覆い、吹きつけ仕上げをして工事をするというものでございまして、その上に落下防止のためにアンカーピンを躯体まで打ち込むという工事でございます。それで、今回、タイル落下だけではなくて、まぐさ部分も落下しておりますので、4面外壁すべてをこのネットバリア工法で施工するものでございまして、結果的に平成20年度の工事につきましては3年少しで新たな工事をするということになりますけれども、建物全体の工事として、この今回の工事があるということでご理解いただきたいと思います。

それから、このネットバリア工法につきましては、今申しあげましたように、躯体にアンカーピンをとめて工事をするという工法でございますので、その躯体自身もしっかりしていなければ、この工法としてもぬかにくぎといいますか、そんな工事になってしまうので、私どもは、この工事に当たりましては、建築課と協議を進めながら、躯体の強度は十分保たれているということで、この工事を選択したものでございまして、先日の文教の協議会でもございましたけれども、科学的に確証があるのかというふうなご質問もございましたので、今回の工事に当たりましては、工事をいたします前に数か所コアを抜くなどいたしまして、躯体の調査をした後、強度が確認された後にこの工事に取りかかりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、工法の選定でございますけれども、今回の市民図書館の工事につきまし

ては、今申しあげたような形で建築課と協議しながら、この工法が最適ということで選択をさせていただきました。それで、別な工法ということになりますと、在来工法といいますか、すべてタイルをかき落して、もう一度モルタルを張ってタイル工事をするということになるかと思えます。それで、今回、現状の仕上げ面を残しながらこの工事をするということにいたしました一番大きな理由といたしましては、この4月から指定管理を入れておりますけれども、市民図書館は原則として開館しながら、この工事はやってまいりたいというふうに考えております。それで、在来工法ですと、そのようなタイル、あるいはモルタルのかき落としかがございますので、非常に振動、あるいは騒音、そういったものも出てまいります。ネットバリア工法でございますと、そういったこともございませぬので、比較的騒音、それから振動は少ないというふうに聞いております。それから、工期につきましても、仕上げ面を残しながらということでございまして、在来工法から比べますと若干工期も短くなるというふうに聞いております。それから、経費の面におきましても、在来工法を行いますよりは、ネットバリア工法という工法が経費面でもすぐれているというふうに聞いております。

それから、最後になりますけれども、タイル仕上げの公共施設、これからもこういうことでやっていくのかというご質問であったかと思えますけれども、私どもといたしましては、この市民図書館の工事についてのみ建築課と協議し、この市民図書館の現状に合った形では、この工法がよいだろうということで選択したものでございまして、その他の施設につきましては、私どもは、今後どのような工法になるかというの

はそれぞれの施設によって変わってこようかと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 部長、済みません。今回の調査方法について、これが適切であったのかということも質問されていますので、そのことについてちょっと補足してもらえますか。今回の調査方法について適切であったか。モルタルをめくらないと、その辺のところはわからないのではないのかということでおっしゃったので。部長。

○宮部生涯学習部長 今回の調査は、落下の事故がございまして、速やかに修繕工事をしたいということで、予備費をいただきながら調査に入らせていただきました。それで、落下の原因、それから建物の現状、それから今後どういう工法がベストなのか、そういう調査をしていただきました。その中で、躯体は大丈夫なのかという話がありましたけれども、その躯体部分につきましては、現状、RCの27年の建物でございますから、躯体につきましては強度は保っておるであろうということで、そこまでは調査いたしておりません。しかしながら、今回の工事に当たりましては、先ほど申し上げましたように、躯体の強度調査もやりながら工事は進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 幾つかお聞きしていて矛盾があるなというふうな思いがするんですけどもね。

一つは、施設の管理者としての責任のあり方、それから、この750万円。3年前ですよね。お金がないと言いながら750万円をかけられた。これがむだになると。これはもうはっきりしているわけです。わずか3年間で、1年間に250万円でしよ

うか。これは鳥飼図書館などの1年間の補修費に当たる部分です。こういうお金が3年前に使われて、新たにそれを全部隠してしまうという、つまりデザインについてもまともな議論がされてきたのか。あのデザインについては、随分入札のときにもコンペになって、そのことが採用されてきたという経過があると思うんですが、このデザインも無視をすると。3年前はそのデザインが必要だということで、こういう補修をされたというふうに私は思うんですけどもね。そもそも施設の管理者としての責任感はお持ちなのかというふうな気がするわけです。このときにちゃんとした調査をしていれば、違った答えが出てきたのではないかというふうな思いがするわけです。

例えば、これは22年ですけども、市民図書館1、277万円の修繕代、修理費を組んでいます。実際に使ったのは490万円なんですね。21年は235万4,000円で173万1,660円使っているんですけども、つまり、20年に補修して21年は大丈夫やと。しかし、22年については、今、雨漏りがあったからというふうなことで予算を組まれたのかもしれないけれども、その時々に対処療法になっているのではないかと。本当にこの施設の管理者としての役割を果たそうとすれば、この750万円を執行するときまともな調査をしていれば、違った答えが出てきたのではないかというふうな思いがするんですけども、改めて施設の管理者としての責任あるいはあり方について、どういうふうに考えておられるか聞かせていただきたいと思います。

それから、2点目ですね。今回の調査で本当に大丈夫なのかというふうな問いをしましたけれども、後でもう一度工事にかか

る前には調査をするというふうなお話がありました。つまり不十分だったということのみずからおっしゃっているのではないかというふうに思うんですね。しかも、躯体の部分については「大丈夫だと思う」というふうな、言葉じりをとらえるようで非常に恐縮ですけれども、これは打音検査でしかやっていませんから、めくって見ていませんから、躯体がどういうふうになっているか見えない。しかし、雨漏りがしているということは、躯体の部分にも何らかのクラックが入って、ずっと染み込んできたということが想像できるわけですよ。ですから、22年にはその防水工事をやられたということだと思えますけれども、まともな検査もなしに次のステップに行くということについて、同じことを繰り返していくことにならないのか。したがって、全部隠してしまえばもう大丈夫だというふうなことではなしに、確立された工法ではないというふうに私はまだ思うんですね。さっき言いましたように、本体部分がしっかりしていて、初めてそのことが生きてくると。本体部分の調査はこれからというふうなことになれば、今のネットバリア方式そのものが本当にいいのかというふうなことになる。

私は、もっとシンプルに、デザインのことについては全く無視をするというふうなお話ですから、それやったら、もうタイルをはがしてしまっというふうな工法だって選択肢としてあるわけでしょう、もっとシンプルに。しかも、躯体の部分についてはきちっとした調査ができると。はがしてしまうわけですから。いろんなことが考えられるというふうには思うんです。しかも、これは市民図書館だけというふうに、今、それは担当としてはそうでしょうけれども、

工事を発注していく所管としては、いろんな情報をお持ちでしょうから、これは、今言いましたように、本庁の部分だってタイルでやっているわけですよ。いずれそういうことにはならないというふうには思うんですけれども、そういう施設の補修の仕方も全庁的に検討した中で、それで一番いいものだというふうな答えを出していくというのが筋じゃないかなと私は思うんですけれども、それぞれがばらばらに議論をされているのではないかと。

例えば、この教育委員会の事務報告書を見てみますと、工事に関する報告がありません。例えば、土木工事の関係でいえば、85万円ぐらいの委託費まで全部出ているんですよ。いつも載せろということではないにしても、大きな工事をやったとき、例えば鳥飼、これは22年、去年ですね。2,050万円予算を組みました。そして、1,857万円、これは空調の更新ですけれども、こういうものも事務報告書には載っていない。何が言いたいかといいますと、自分の手を離れてしまうと、もう全然意識がないと。一番最初の施設の管理者としての責任感みたいなものがなくなってしまうのではないかというふうな気がするわけです。日常業務だけに忙殺されて、施設管理者としての本体部分の管理責任、そういうあり方がそれぞれのところにもう任せっきりになっているというふうなことになりはしないかと。この事務報告書の中身を見ても、そういうふうに読み取れるわけです。

したがって、全体的な議論の中でこのネットバリア方式が採用されたというふうにはなかなか思えない。さっき言いましたように、従来方法、それからネットバリアによって、どれぐらいの耐用年数があって、メンテがどれだけの費用がかかるのかと。

参考資料にも出ていませんから、これは比較のしようがないわけですね。そういうことが全部検証されて初めて、さあ、出発しましょうということになるんじゃないでしょうか。したがって、いつまでも危険な状況を放置できませんから、工事については、これは大事なことだと思うんですけども、今までの管理のあり方について本当に検証していくと同時に、それが本当に最適な方法なのかというふうなことについて随分疑問を持ちますので、この点の答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 管理者との考え、認識、責任ということをございますけれども、平成20年の工事の折に調査しておればということは、結果的に私どももそのときに調査しておればということになるかと思えますけれども、その折は目視で南面が非常に劣化しているということで、それから、議員もおっしゃいましたけども、ああいうタイルの外壁でございますから、できるだけ外壁を残しながら工事をするということでタイルの防水工事を行ったわけでございます。その工事の折には、今回出ております躯体と、それからモルタルの間にすきがあるというふうなことは出ておりませんでしたので、平成20年の工事については、それでよかったのかと思えますけれども、ただ、そのときの管理者としての認識はどうかと申されますと、そういった調査をすべきであったと言われれば、今、そうであったというふうには考えますし、管理者として、ある一定の責任は感じておるところでございます。

それから、ネットバリア法は確立された方法なのかということでございますけれども、この点につきましては、平成6年から

工事をされまして16年たとうとしております。その中で、タイルの外壁の建物であったものが、今回、そういった形で工事をするについて、何か工事例で大きなことがあったかということになりますと、そのようなことは聞いておりませんので、この図書館の工事については、このネットバリア法でいかせていただきたいというふうには考えております。いずれにいたしましても、このままああいう状況で放置するわけにはいきませんので、それから、まぐさの部分につきましても、今回の調査では直ちに落ちることはないというふうには調査をいただいておりますけれども、落下するおそれもございますので、一日も早く、一刻も早く工事に着手し、利用者及び市民の安全のために工事をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後1時21分 休憩)

(午後1時22分 再開)

○藤浦雅彦議長 再開します。

山本議員。

○山本靖一議員 ネットバリア方式でいきたいと、また今おっしゃったんですけどもね。この工事に入るまでもう一度調査をしたいと。その調査の結果、躯体部分にいろいろクラックが入っておってアンカーが入らへんような状態だったら、また違う方法を考えないかんわけですよ。つまり、調査をきちっとやっていれば自信を持って提案できるということやと思うんです。

それから、同時に、この問題について全庁的な議論をされたかというふうなことが本当に気になるわけです。同時に、メンテの関係で今まで事故が起こったというふう

に聞いていないと、それから維持費についても安いというふうなお話をされたんですけども、全体的なそういう資料をいただいて議論をされたんでしょうか。私たちには全然伝わってきませんのでね。部長の思いでそういうふうにおっしゃっているというのは、それはそうかもしれませんけれども、お金を使うということは、きちっとした科学的な根拠に基づいて提案をしていただくということだと思えます。つまり、躯体の部分はしっかりしていて、この方法は一番今の時点では最適だと、そういう資料を示して初めて説得力があるというふうに私は思うんですけども、そういう点で、これから先はもう委員会にゆだねますけれども、今言いましたように、施設の管理、そういうことについての責任感について、やっぱり改めて腹に入れていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。原田議員。

○原田平議員 この図書館のタイルにつきましては、私が一般質問で取り上げて、その発覚が生じたというふうに思っております。そのときに700万円余りをかけて修理をされたわけですが、そのときには申し上げませんでしたけれども、あのタイルは、建築されて数年でタイルの色が変色をしてしまいました。今のあの色は非常に好評とは言えない、そういう状況の今のタイルの現状であります。そういう中であって、先ほど山本議員からもご質問ありましたように、ネットバリア方式でやるということでもありますので、タイルは美しくならない、今のこの醜いタイルのままですされるのであるならば、私は一たんすべてをはがして、新しく吹きつけ方式なりをして、できるだけ安価で長持ちをする、そういう工法を選

ぶべきだというふうに考えておるところでございます。そういった意味で、工法は後ほど検討されて、再度予算を認められて、工法については後ほど十分議論をされて、今後何十年と使わなければならない施設でございますので、そのことを踏まえてネットバリア方式がいいのかどうか、再度ご検討を賜りたいと思うのでありますが、ご意見をお聞きいたしたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 今回の工法につきましては、今、原田議員が申されましたご質問ですけれども、既存のタイル仕上げを残したその上にネットで覆いまして、その上から吹きつけ塗装をいたします工事でございます。現状のタイル面というのは残らないというふうな工法になっております。ですから、現状のタイル面は残さずに吹きつけ工事をして、全く新しい仕上げ面ができるという工法でございます。

それから、躯体の件なんですけれども、私どもは、先ほど山本議員のご質問の中で躯体は大丈夫だと考えているというふうな答弁をいたしました。これは建築課とも協議の上、躯体はしっかりしているということの中でこの工法を選定したものでございます。ただ、そこで科学的な確証があるのかということでございますので、今回、工事をいたします前に、そういったコアを抜いて検査した後、強度を確認することによって工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 原田議員。

○原田平議員 ちょっとご答弁に不思議に思うわけですが、それならばネットを外して、タイルが非常に強固であるということであるならば、そこに吹きつけをやるべきだというふうに思うわけがあります。

タイルは不十分だということで、例えば打ち込んでそれをしっかりとめるといふことで、その上にネットを張って吹きつけをすると、こういうことでしたので、いわゆる二重の投資になるんじゃないかというふうに感じるわけでありまして。そして、やはり見ばえの問題があります。多くの人たちの目に触れる施設でございますし、いわゆる文教の施設でございますので、やはりそういった意味も考慮しなければならぬというふうに思うわけでありまして。

これ以上申し上げませんが、まだ時間がございますので、再度十分ご検討いただいて、よりよいベターな方法で工事にかかられるように要望しておきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。大澤議員。

○大澤千恵子議員 ちょっと1点お聞きしたいんですけども、DNAの採取業務の委託料ということで、今回、補正予算で上がっているんですけども、先日、産経新聞の一面記事でこの記事が出ていたわけなんですけど、以前からこのDNAの採取をされているということをお聞きしているんですけども、災害対策費の中の一つということで、非常にDNAの採取というのは有効であると私も思っております。すばらしい取り組みをされるなということも感じているわけですけども、今年に入りまして、議会議案の提案で、DNAの基本条例を、意見書を出させていただいて全会一致で採択していただいたわけでございますけれども、その中で、実際にDNAの採取に関して、このDNAの採取をするとすると、基本条例の中にもまだ制定がされていない中で、非常に値段の格差が各業者たくさんありまして、これは採取だけだとは思いますが、

実際に新聞記事を見ておきますと、自治会の方と、それから役所の職員の方と採取するというようなことで、金額が27万9,000円というような金額になっているんですが、これで自治会の方々の採取と職員の方の採取と、今回、その中の範囲内でできるものなのかということをお聞きしたいなと思っておりました。もしできるのであれば、一人当たりどれぐらいの採取料がかかっているのかということ、それから、その採取したものを保存していただくと思うんですけど、その保存したものをどこに置かれるのかということと、それから、その採取の保存料、管理していただく委託料というようなものはかかってこないのか、こういったことをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、DNAのやつでございますが、条例ということでございますが、現在、例えば検察庁あるいは警察においてDNAの採取をするという事例がございますが、これにつきましても法律があるわけではなくて、国家公安委員会の規則によって、その採取をしているところでございます。私どものほうにつきましても、条例にはありませんが、要綱をもってして、そのDNAの採取をしたいというふうに考えております。

それと、採取のサンプル数については、消防団、水防団、自治会長、合計822名で、ダブリがございますので、このうち兼務34名がございます。合計で710名。それから、自治会長が112団体ございますので112名。職員の中で、消防職員35、市職員70人、合計105ということで、総計で927名ということで、今回、予算化をお願いしているのは、単価にし

ますと3, 150円のDNAのキットの購入でございまして、これを500名分という形で買っております。

それから、27名の委託でございしますが、これは、外部に水防団、消防団、それから自治会ということで、以前、平成17年から私どもは内部の職員に対して行っておりましたが、これは職員の中の保健師ということで、研修を一定受けて、その部分で時間中にDNAの採取をしたところでございますが、今回は外部の方、市民の方ということで、保健師会に委託をしようと考えております。日数については6日間程度を考えてございまして、6名の方に研修を受けていただいて、その方々で2週間ほどの間に、金土日ぐらいの間隔で保健師会に委託をして、その採取をやっていただくということを考えております。

それから、その採取するキット、FTAカードと申しますが、これの保存について委託料は生じないのかというお問い合わせでございますが、私どもで所有しております耐火金庫、現在1階にございますが、これを4階に上げて、採取したDNAのFTAカードを管理しようというふうに考えております。したがって、その委託料というのは発生をいたしません。

それから、警察が採取しておりますDNAと少し私どものFTAカードの方式が違ってございまして、警察の場合は冷凍保存というような形をとっておるようでございますが、私どものほうは常温保存がきくということでございます。現在使おうとしているこのFTAカードはアメリカ製でございまして、その単価が先ほど申しました3, 150円でございます。

委託先について、先ほど、私は「保健師会」と申しましたが、これは「摂津市看護

師会」にお願いをするということで訂正をさせていただきます。看護師会に委託をする予定となっております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 先ほど冒頭でもお話しいただいたように、国のほうのまだ整備がきちりされていないということで、私ども議員も国の整備を求める意見書ということで出させていただいております。その中で、いち早く摂津市が取り入れたということで、非常に管理等いろんな問題が生じる可能性が出てくるとお思いますので、そのあたり、非常に気をつけて扱っていただきたいというふうに思っております。金額設定に関しましては、この計算ですと何人ぐらいの方がとれるというのか、ちょっとわからないんですが、逆にとるのにお金がかかってくる計算になっているのか、それとも3, 150円で計算すると何人いけるんですかね。

○藤浦雅彦議長 大澤議員、今、500人というふうに答弁がありました。

○大澤千恵子議員 500人ですよ。

○藤浦雅彦議長 あと、残りの分は看護師会に委託する委託料と。

○大澤千恵子議員 ということになっていると思うんですけど、この費用の中で実際いろんな部分で賄えるのかというところも含めて、また再度、委員会の中でも、今回補正予算で上がってきているわけでございますから、きちりお話ししていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 要望でいいですか。

○大澤千恵子議員 はい。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。木村議員。

○木村勝彦議員 DNAの範囲の問題ですけれども、この範囲がある程度法的に決まりがあるのかわかりませんが、例えば、平成11年に摂津市で、鳥飼野々3丁目で床上浸水が111戸の水害が発生しました。そのときに、私は夜中の2時ごろに市民から連絡をいただいて、現場へ入って消防職員と一緒に年寄りや子どもをゴムボートで救出をした経緯があります。そういう点では、議員もそういう災害現場に出向くことがあり得ますし、例えば東北地方の震災でも町長が亡くなられたと。例えば、この摂津市でも、この会議を開いている最中に震災が起こって、議員も被災をして死亡事故につながるということもなきにしもあらずということからすれば、やはり少なくとも議員もその範囲の中に入れていいのではないかという気がするんですけどもね。あの当時、平成11年のときに、朝8時ごろに森川市長なり小野副市長あたりが、私が現場で頑張っておるということで陣中見舞いに来ましたということで、おかしいやないかと、それは逆やでと、我々が陣中見舞いをするのであって、行政は陣頭指揮をすべきやでという話もしたんですけども、そういう点では、議員が率先をして現場に入ると。火災現場でもそうですし、そういう点では、やはり議員もそういう危機に直面する機会が非常に多くあります。そういう点では、全く議会議員というのは対象外になっておるのか、その辺の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 広くいえば市民全体ということになるかと思いますが。今回の3月11日の被災の状況を見ると、そういう形が一番理想的ではないかと思いますが。まだDNAにつきましては、最終的な個人情報の

究極のものだというふうに考えております。議員各位の中でそういう希望がございましたら、今回受けていただくということは、自治会につきましても、予算要求の段階では自治会長というふうに限定させていただいておりますが、事実、自主防災組織で、先頭で陣頭指揮をとっておられる役員さんもおられますので、希望者は別に会長に限ったものではないというふうに考えておるところでございまして、繰り返しになりますが、議員のほうからそういう希望がございましたら、受けていただいたら、私どものほうでも採取をし、保存をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そうなりますと、先般も市民と何人かで話し合う中で、木村さん、これは市民は対象にならへんのですかということも言われました。しかし、今のところ市民は対象になっておりませんという形で、私は、自治会とかそういう辺は別にして、一般市民まで拡大するというには理解しておりませんということも言っていますし、たまたま、きょう私が、議員がどうのこうのということで申し上げて、議員も言ってもらったら採取しますということになってきたら、一般市民の方も、そしたら我々も言ったらとってもらえるのかということにもなってきますし、その辺は議員と同時に一般市民の方も、自治会長だけではなしに、言ってこられたらDNAの採取をするということになるのか、その辺の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 このDNAの問題につきましては、市長として、市として、3月に起こって、6月も海に多くの方が漁に出られると。それで毎日のように二、三体が上がっ

てくる、もうDNAしかない。今回のいち早く被災3県も、今もありましたように、首長であったり役所の職員であったり消防団であったり常備消防であったりということがございました。したがって、まず我々は、市長の方針としては、気持ち的には全市民ということではありますが、まずそういう任務に当たっていただく方、あつてはならないことですが、低位置にある摂津市として、そういう方々がまず先頭的に活躍を願うということを考えれば、まずはこのところで一定の処理をしようということでございますので、今、総務部長が申し上げましたように、議員も防災服を持っておられて、言われたように、あのときの水害のときに私が参りましたら、木村議員が先頭に立っておられたということも、あれで水がとまったということをよく知っておりますので、今申し上げたとおり、まずはそういう水防、消防、常備消防、非常備消防、自治会、それから議員各位という形の中で処理をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 先ほど申し上げたように、水害だけではなくに火災の場合も、私は過去において近所の火事で初期消火に協力をして、市の消防のほうから感謝状をいただいたりしています。そういう点では、地域に密着している議員は、地域で起こったことについては、やっぱりいち早く対応せないかん局面が非常に多くあります。そういう点では、今、市民のことについて副市長のほうから答弁をいただいて、ちょっと難しいなという感じはするんですけども、これで議員も希望すればDNAの採取が可能であるということになってきたときに、また市民のほうからいろんな意見が出てく

る可能性もありますから、その辺の市民の対応についても、今後十分に検討してもらって、議員が特別ということではなしに、やっぱり市民も青少年指導員とか、いろんな活動をされておられる方も危機に直面するケースが非常に多いですし、そういう点では、そういう対象範囲について十分に精査願いたいということを要望しておきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 DNAの採取ということで、そのことに関して私は否定はしないんですけど、ただ、DNAというのは、先ほどご答弁にもちょっとあったと思うんですけど、これは究極の情報です。非常に人間の一番生命の根源に対する情報でございますので、これは、先ほど管理ということをご答弁いただきましたけど、もしかその情報が流出するようなことがあったときに、どういふふうに対処されるのか。非常に今、科学技術が発達しておりますので、そのDNAを使っていろんな方法が考えられるわけです。そういう点のさまざまな危惧に関してどのように対応されていくのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 現在考えておりますのは、盗難等についてのことでございますが、先ほど申しましたFTAカードの中で、そのFTAカードを封筒で保管するわけでございますが、これは番号によりのみ管理をしますので、その封筒だけではだれのものか全くわからないということで、ちょっと後のことについて、場所は申せませんが、別の場所で、私どものほうでは、その管理台帳というやつを同じく管理させていただきたいというふうに思っております。したが

いまして、耐火金庫の中にあるF T Aカードがもし盗難等に遭いまして、それからだれのものであるかという特定はできないというような形で現在管理をするということで要綱のほうを定めております。決してそのようなことからして、盗難等、不慮のことでそれが悪用されるというようなことはないということでございます。また、これ自身は本人の希望を募って、希望者に対して採取をさせていただくということでございますので、そのときに私どものほうの責務として、身元が不明になったときのみ使うというような誓約を役所の側で入れさせていただくことになっております。それ以外の目的に使われることの決してないように十分管理については気をつけていきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 これは私の考え過ぎかもしれませんが、ただ、さまざまな住基ネットのときもそうだったと思うんですけど、国家とか、それから行政が国民一人ひとりをきちっと管理していくような社会がこれからなっていくような状況になるようなことが予想されるわけですね。このDNAというのは、例えば、これは極端な話ですけど、クローン人間でもできるわけですよ。これは、DNAを採取して、そういうクローンをつくれるわけです。これはそれだけ非常に究極の情報ですので、生半可な管理の体制では、これはやっぱり非常に危惧を感じるわけです。そういう点で、まだまだこれからそういう管理の方法に関しては確立されていないと思うんですけど、しっかりとその辺の、希望者に対してですけど、このDNAを採取するという事になったら、それなりの覚悟を持って管理をしてい

ただきたいというふうに、これは要望しておきますので。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本15件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第9号までの9件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、報告第10号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第10号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布され、同日付で施行されたことに伴い、摂津市税条例の改正が必要な部分を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分いた

したものでございます。

同条3項の規定により、ご報告を申し上げます。

それでは、議案書の条文の順に沿って改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）1ページ、2ページの摂津市税条例新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

最初に、第66条の改正は、固定資産税等の課税標準の特例規定の追加による項ずれによるものでございます。

次に、第136条は、独立行政法人等に係る固定資産税等の課税標準の特例規定の削除等に伴う項ずれでございます。

附則第12条は、路上駐車場等に係る固定資産税等の課税標準の特例規定の削除等に伴う項ずれでございます。

最後に、附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、新条例の規定中、都市計画税に関する部分につきましては、平成23年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、従前の例によるものでございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分の内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第10号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は承認されました。

日程4、報告第11号及び報告第12号を議題とします。

報告を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、リサイクルプラザ臨時職員の作業中に発生した物損事故で、本年8月25日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことから、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第11号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、本年8月2日、火曜日、午前9時40分ごろ、臨時職員がリサイクルプラザ内を草刈り機で除草作業していたところ、進入車両に気づかず石をはね上げ、車両後部左窓ガラスを破損したものでございます。

被害者と交渉を行い、また、保険会社とも協議を行った結果、修理に要する費用の全額2万9,379円を損害賠償金として

支払うことで示談が成立したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険により、その全額が補てんされるものでございます。

過去に他の部署において同様の物損事故が発生したことを受け、作業時の周囲安全確認に十分留意するように指導いたしておりましたが、このたびの事故を起こすに至ったことにかんがみ、当該職員に対しましては、再度作業の安全実施に努めるよう厳重に注意いたしております。また、他の職員に対しても、作業時の安全確認を徹底するよう指導し、周囲監視の職員の配置を徹底するなど再度指導し、事故再発防止策を講じております。

以上、報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第12号、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容をご報告申し上げます。

なお、各指標の算定方法等については、報告第12号、議案参考資料1ページ、2ページ及び平成22年度決算概要42ページから45ページをご参照ください。

まず、1、健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字比率がないため「－」という表記になっています。その内容は、一般会計の実質収支比率が2億2,986万7,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質比率はゼロ円で、合計2億2,986万7,000円の黒字となっております。

なお、本市に適用される基準、早期健全化基準12.56%、財政再生基準20%未満となっております。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないため「－」という表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余額が26億4,251万3,000円、公共下水道事業特別会計の資金不足額がゼロ円、国民健康保険特別会計の実質収支が4億7,381万6,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が9,190万6,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が2,678万9,000円の黒字、老人保健医療特別会計の実質収支がゼロ円、合計25億1,725万9,000円の黒字となっております。

なお、本市に適用される基準、早期健全化基準17.56%、財政再生基準35%未満となっております。

次に、実質公債費比率については、前年度に比べ0.4ポイント悪化し、7.4%となりました。本指標は、過去3年間の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ1.3ポイント悪化の8.5%となっております。これは、分子となる一般会計及び公共下水道事業特別会計を合わせた元利償還金の額が微増し、分母となる標準財政規模の減少幅も大きかったためでございます。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%未満となっております。

次に、将来負担比率については、前年度に比べ14.6ポイント改善し、マイナス9.8%となりました。そのため、将来負担額がないことを示す「－」という表記になっております。この原因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方

債現在高が減少したことなどによります。

なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準350%未満となっています。

次に、2、資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業会計ともに資金不足がないため「－」という表記となっております。その内容は、水道事業会計では、流動負債が7億4,694万5,000円に対し、流動資産が33億8,945万8,000円で、26億4,251万3,000円の資金剰余となっています。公共下水道事業特別会計については、実質収支294万2,000円の赤字であるものの、赤字額から控除できるものとされている解消可能資金不足額が423万5,000円ございまして、赤字額を上回っています。そのため、資金不足比率の算定上は、将来に赤字を解消できる見込みとされています。

なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20%未満となっています。平成22年度決算に基づき算出しました各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。今後も摂津市の将来を見据え、健全な財政運営のためにたゆまぬ努力が必要であると考えています。

以上、報告第12号、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程5、議案第40号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 議案第40号、損害賠償の額を定める件につきましてですが、ただいま上程になりました議案第40号、損害賠償の額を定める件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成23年6月23日に発生いたしました公用自動車による公務中に起きた交通事故にかかわる損害賠償の額につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事故内容につきましては、平成23年6月23日、木曜日、午前7時15分ごろ、環境センター構内において、環境センター職員がセンター建屋内のプラットホームに格納しておりましたパッカー車を構内の定位置に移動させようとした際に、後方確認を怠り、駐車していた夜勤勤務職員の乗用車に衝突し、当該車両前部のバンパー、フロントグリル、ラジエーター等を破損したものであります。

この事故に関しまして示談を進め、車両の修理代金等92万円を賠償することで合意しております。

なお、この損害賠償額につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会より補てんされるように手続き中でございます。

本件につきましては、後方確認を怠るなど、当該職員の大きな過失が引き起こしたものであり、職員分限懲戒審査委員会に内容を報告し、審査の結果、当該職員には地方公務員法に基づく戒告処分及び6か月間の公用車運転禁止、管理監督者に対して文書訓告処分が決定されております。

職員に対しましては、日ごろから安全運転について注意を喚起しておりますが、今回の事故について改めて検証し、事業所安

全衛生委員会等での検討も含め、職場全体での事故発生防止及び安全運転の徹底に努めてまいります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。木村議員。

○木村勝彦議員 定例会ごとにこういう損害賠償を定める報告が上がってくるんですけども、そのたびに、さっきも答弁がありましたように、「再発防止に努める」という答弁がありますけれども、100%事故を起こさないということは不可能ですけども、やはり事故を防ぐということは、私は可能だと思うんですね。そういう点では、その運転者は事故を起こして処分を受けてということですけども、私は、職員の駐車場が多分センター内にはあるはずですね。それが、その車両が事故を起こした場所になぜあったのかということ若干疑問に感じます。時間も7時15分。ちゃんとその駐車場にとめておれば事故が起らなかったのに、そこへとめておったばかりに事故が起こったということを考えますと、なぜその車がある場所にあったのかということ若干疑問に感じます。その辺のことに、担当課としてどのような実態把握をされておるのか、お答え願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 なぜその場所にとめてあったのかということでございます。環境センターの場合、通常は、日勤の場合は近畿道下に半数、あと半数は職員用の駐車場に停車するというようになっておりますが、夜間勤務者につきましては、近畿道下の駐車場が閉められることもありまして、また

来庁者等もない時間帯でございますので、環境センター内の駐車スペースに駐車することを認めておりました。この場合、夜勤の職員の駐車スペース、最大6台分が必要となりまして、ただ、来庁者用の駐車場については、やはり朝一番から入られる方がおられますので、これは空けておくということで、空きスペースにとめておいたということでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 日勤者、夜勤者に限定せずに、やはりすべての職員の車両の駐車場は駐車場として確保して、夜勤者のための駐車場になっておるといことなのかもわかりませんが、そういう事故が起りやすい箇所、私は、あの場所は非常に事故の起りやすい場所だと感じています。やはりセンターの車が動きますし、バックして移動もしますし。そういう点では、やはり安全な箇所に安全な駐車場を確保することが、私は責務ではないかと思うんですけども、その辺の認識について改めて、時間が来たら閉まるとか閉まらへんとかいう問題ではなしに、事故が起らないようにするためには、安全な場所に駐車場所を確保するということの努力が必要かと思うんですけども、その辺の認識についてお聞かせください。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 議員のおっしゃるとおりでございます、私どももそういう場所にとめていたということが非常に問題ではないかというふうにも、事故後、反省をいたしております。この中で、ただ、場内になかなか場所がございませんので、事故がありました後につきましては、まことに申しわけありませんが、夜間については来客

者用の駐車場を一部使用させていただくということにいたしまして、そういうパッカー車等、早朝から動く、また持ち込み等で早くから来られる業者の方がおられますので、そういうことの邪魔にならない、また事故の起きないところへの駐車ということに変更をさせていただいております。本来であれば、事故が起こる前にそういうことに気づき、指導すべきが我々管理監督者の責任であったかと思いますが、事故が起こってからではございますが、そういう対策をとらせていただいております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 私は、こういう事故に関して前回の議会でも質問させていただきました。本当に毎回毎回、このような議案が上がってきまして、うんざりしているんですけど、前回、副市長が、さまざまな事故、100対ゼロというような、このような事故はやっぱり重大な問題があるということで、非常に目をむいて、こういう事故に対しては徹底して教育もし直さなあかんということで、対応していくということで、重大な決意を前回の議会であらわされたわけでございますが、この舌の根が乾かないうちからこのようなことになりまして、一体この実質3か月間、どのような対応をされてきたのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 この3か月間の対応ということでございますが、前回、6月の議会的时候に、同じように100%うちの責任であるという公用車両の事故がございました。私どものほうといたしましても、冒頭、議会の初日でございますので、副市長の答

弁を受けまして、6月14日の議会の終了後、臨時部長会を開催いたしまして、早急に安全運転マニュアルを策定するということになりました。この策定に当たりましては、6月23日、安全運転管理者会を開催いたしまして、摂津市の安全運転マニュアルの案について議論をし、その中身をまとめたところでございます。また、マニュアルにつきましては、8月8日、月曜日の部長会にて配布をし、その後、交通安全管理者、副管理者を通じて、このマニュアルによる安全運転の徹底を各所属へ図るよう依頼をしたところでございます。また、この分につきましては、安全運転マニュアルを職員全員に配布いたしました。8月15日よりこの配布を行ったところでございます。この安全マニュアル以前に、もう既に事故は起こっておりますが、私たちとしましても、今後「安全運転のポイント」という形で、もう一つ、車に常駐する、簡単なラミネートで作りしました常用する分を作成しております。乗るときに必ずこれを確認するようにということで、その周知徹底を現在図っておるところでございます。

マニュアルについても確認をし、それから、各車両にも「安全運転のポイント」という形での徹底を図っておるところでございますが、今回の事故には間に合っておりませんが、今後とも引き続いて安全運転管理者会の開催を通じ、マニュアルについても、今後さらにいいものになるように努力をしていきたいというふうに思っております。職員一人ひとりの心がけが欠如するということが、こういう不慮の事故というか、公用車両による事故につながっていくものと思っておりますので、組織としてしっかり固めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 副市長は、あのときの表情は私も忘れられませんが、重大な決意を持って対応されるという形を言われて、その対応が、今、総務部長がおっしゃったようなご答弁の内容やったら、ちょっと私も、あの副市長の重大な決意を今後軽く見してしまうというふうに判断いたします。当然、あの事故の原因、さまざまな原因が、それぞれのおおのの課で想定されると思うんです。例えば、環境業務やったら、こういうパッカー車の事故とか、それから、一般のほかの部署においても、常時車に乗って市内を回っていかなあかんというような部署もあると思います。その部署において、さまざまな交通事故に関する想定をして、その中で議論をして、議論の結果、こういう安全対策が必要やというような、トップダウンだけと違って、下からのそういう声もしっかりと投げかけたら、それが答えで返ってくるような一つの議論をこの3か月間やっておいたら、こういうような状況にはなっていないのと違うかと思えますし、上だけがで、笹の葉行政と昔言われておったんですよ。何かというと、上だけがさがさしておるといってね。上だけが一生懸命そういう点で議論してやっても、そのことがしっかりと末端の職員に響いてこなかったら、末端でそのマニュアルを渡した、ほんなら、そこでどんな議論をされたということをしつかりと聞いていますか。聞いていないでしょう。そのような状況で、今後、副市長があつた重大な決意表明をされてやったことを非常に軽く私は見てしまうので、その点、そういう細かい作業をやったのかどうか、もう一遍聞きたいと思えますので、よろしく願います。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市全体のお話になっておりますが、当事者でございます私どもの部のほうの取り組みにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

私どもは、特にパッカー車を持っております事業所でございますし、一番車の多分走行距離も多く、そういう事故の可能性の高いところでございますので、特に一人ひとりの自覚というのは重要だと思っております。その中で指導しておりますのは、まず、朝の出発時の管理者による見送り、点検等を、もちろん朝礼でも行っておりますけれども、出発時にはそういう見送りをしてということもし、安全運転を呼びかけ、また、これは事故を起こすことによって、公務員という身分、公務員であるから大丈夫なんじゃなしに、公務員というのは、そういうことをやることによって自分自身が職場を去らなければいけないようになるということをも十分考えまして、職場の労働安全衛生委員会等での研修等を行っております。特にヒヤリハットの研修等をし、一つの小さなことが中規模なことを起こし、また、その中規模なことの中に大きな事故があるということをも徹底して今までも呼びかけてまいっております。しかしながら、こうした私どもの職場のほうで事故を起こしておりますので、まことに申しわけないことではございますが、今後もこういった地道な活動を引き続き、清掃の職場だけではないんですけれども、続けてまいりたいと考えております。

ご答弁になったかどうかわかりませんが、一応ご紹介をさせていただいたと。よろしく願います。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 各職場でさまざまな取り組みがなされております。消防署の場合で

ございますが、軽微な違反についても報告をとっている、また、はしご車、タンク車など、それぞれ性能や本人の運転技術を含め、運転テストを行っている。合格者のみ運転ができるというような仕組みを消防ではとっております。何段階のレベルかに分けて、その運転技術の向上を図っているというようなことでございます。

それから、環境業務のほうでは、これはパッカー車等を運転しておるかげんから、私どものほうでは、10月に全庁をあげて、摂津警察から講師を呼び、交通安全意識の向上ということで交通安全講習会を実施しているところでございますが、これとは別に、昨年はサンドライビングスクールの講習に環境業務については参加をしております。水道部については、労安が月1回あるということで、安全運転の啓発をしているということで、春秋の交通安全週間を含め、年4回こういう催しをし、ミーティングをし、必ず安全運転を心がけるよう啓発をして現場に送り出しているところでございます。

それとは別に、私どもは摂津警察でやっております摂津地区の無事故・無違反チャレンジコンテストに参加を行っておりますが、これにつきまして、私どもは100人以上の職場ということで参加をしているんですが、これをもう少し細かく分けて各部門ごとにやれば、意識としては各部対抗の意識というか、安全であるということを強調したようなことができるのではないかと、そういうことについても現在考えておまして、個々人に意識をしてもらうためには、全体として役所としてやっているということ以外に、みずからが参加者になるということを考えているところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 公務員というのは、僕らが言わなくても、皆さん、それは認識してはると思うんですけど、これは24時間地域のために、また、さまざまな市民のために動いていかなあかんという意識が必要だと思うんです。例えば、これが民間の会社で、例えばダイキンさんやらカネカさん、大企業なんかでも、そういう方はしっかりと事故防止のためのさまざまな取り組みをやっておられると思うんですけど、多分、民間で、こんな毎回毎回2か月に1回とか3か月に1回、こんなような事故ばっかし起こしておることは、まずないん違うかなというふうに思うんですね。これは公務員やからという甘えがあるん違うかなというふうに私はちょっと感じられるんですよ。一生懸命、それは部長が今、答弁をされて、それなりのことをやってはるということをご答弁されましたけど、それが下まできっちり行ってなかったら何も意味がないんです。現にこういう形で事故が起きとるわけです。

それで、これは市長が最高責任者でおられますので、人間基礎教育で徹底という形を言うてはるわけですけど、これが全然、例えば幹部クラスの中だけの人間基礎教育の徹底か、そんなんでは意味ないわけですね。絶えず市民は行政、それから公務員、市の職員の後ろ姿を見ながら、やっぱり時には協力しながら、時には批判的に見ていると思うんですけど、絶えずそういう目があるということがあるわけですけど、実際、その点、市長、最高責任者として、この前、そのようなことで副市長が重大な決意を述べられた中でのこのような事故です。一遍ちょっと市長としてのご答弁をいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 この問題で、また私が答弁をしなくてはいけない、まことに情けないことでございます。私は、しょっちゅう言っていることですが、この厳しいときに公務員として働けることのありがたさというのは、そのことばかり言っているんですが、感謝ですね。ありがたいです。そのことを忘れてはだめだと、これは基本にあるんですね。それから、前も言ったと思いますけれども、鉛筆1本、紙1枚税金やぞと、大切にせえよというような話を私は言っています。ここに尽きると思うんですね。その気持ちがあれば、たとえ車を動かすときでも、やっぱりそういう気持ちで動かしておれば、大難が小難、小難が無難、それにつながっていくと思うんですね。そういう意味では、私は人間基礎教育という非常にわかりやすい五つのテーマで取り組んでまいりました。上だけでさきやいとると違うかという話がありましたけれども、決してそうじゃないです。私が一人ひとりの末端の職員までそのことを説いて回っているわけじゃないので、温度差はあるかもわかりませんが、私はこの7年間、着実に一つ一つ理解をしてくれているとは思いますが。ただ、こういうような事件が起こるたびに残念だなと思っております。たったの7年でありますから、この戦後の100年、おかしくなった部分を、私は倍のエネルギーと時間がかかるのではないかと考えているんですが、まだまだ行き届いていない。こういう事故、こういうことに際して、またもう一度足元を見て、職員一人ひとり、公務員としての自覚、車に乗る、乗らんにかかわらず、公務員としての原点、一遍これをしっかり見るように、また徹底したいと思っておりますので。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。山本議員。

○山本靖一議員 市長の決意を聞いた後で質問するというのは非常に僭越ですが、幾つかお聞きをしたいと思うんです。

一つは、物理的な問題があると思うんですね。先ほど質問がありましたけれども、駐車場を確保するという。この駐車場が確保できないときはどうするのかというふうなことの問いかけがあると思うんですね。現場を見てきましたけれども、計量所の横には線も何も引いていないわけですよ。そこを常駐化して駐車場として位置付けをしているならば、ここは駐車場ですよという、そういう線引きみたいなものは必要かなと。実際に夜間勤務の方が車の置くところがないというふうなことで、そこはもう駐車場というふうに位置付けを、みんなの頭の中にされているということですから、そのことが是とは思いませんけれども、まず第一に絶対数の駐車場を確保する。確保できなければ、時間にはよりますけれども、自転車で来るとか別の方法を考えていくとか、いろいろ対処の仕方があると思うんですね。

マニュアルは23年の8月に出されたんですが、このマニュアルは個人的な責任、運転手としての基本的なことがいろいろ問われているんですが、組織としてどうなのか、組織としてどういうふうにあるべきかということは一行も書いてありません。つまり、物理的に、あるいは組織的にどういうふうになればその事故を防げるかというふうなことですね。二つあると。今言いましたように、組織として物理的な面、それから、もう一つは個人の責任によるものと、この二つを整理していく必要があると思うんです。今回については、

原因は朝の7時15分に運転手の第一義的には過失というふうなことで言われているんですけども、果たしてそうかなと。

一般的にこういう車を動かすときには、朝の始業点検、朝ではなくても出発するときには始業点検というのをやります。やっておられるかどうかはわかりませんがね。簡単な始業点検。例えばブレーキランプがつくか。これは1人で見られませんから、後ろへもう1人行ってそのことを確認していくと。それから、指示器ですね、右左、これも確認をしていくと。それから、ブレーキがちゃんときくか、ブレーキを踏んでみます。ブレーキオイルがなければ、これは危ないことになりますから、一番基本的なこと、これは組織として位置付けなければならぬわけです。これは1人ではできません。そういうことがマニュアルにないわけですね。例えば、これは、市長も副市長もこのマニュアルは恐らくご覧になっていないと思うんです。ご覧になっていれば、このマニュアルについていろんな思いを持たれたのではないかなと思うんですね。

例えば、組織としてのあり方、書いてあるかどうかわかりませんが、7ページですね。日常点検というところがあります。点検した項目について、1日1回いろいろやったけど、その記録はあるんでしょうか。良好な場合は丸をつけるというふうになっています。これは、車両管理者とか運行管理者とか、いろいろあるんですけども、そういう方がこういう点検についてきちっと目を通しておられるんでしょうか。ランプが切れておったら、これは危ないわけですから、ちゃんと修理をすとか、いろいろあるんですね。

それから、これは飲酒に関する規則の強

化と書いてあります。前日の夜に飲酒をした職員は、運転前に必ずアルコール検知器で濃度を測定すると。アルコール検知器が置いてあるんだと思うんですが、これは組織としてやっておられるんですか、自分だけが自主申告という形でやっておられるんでしょうか。これは大事なことやと思うんですけどもね。消防なんかはきちっとすべての職員がやっておられるのかわかりませんがね。それから、健康管理などというふうな、これは本当に交通教則本というんですか、講習に行ったときにいただく本に書いてあるようなことばかりですよ。運転免許を持つ人は、当たり前のこととしてこういうことを頭に入れておかないかなんですけども。

今言いましたように、個人の運転者としての一番根本にかかわる問題か、それとも組織としての問題かというふうなことが改めて問われていると思うんです。したがって、この問題について一番の原因は、駐車場が確保されていなかったというふうなこともあるのかなと思ったりしますし、同時に、もう一つ運転手としての一番基本的なこと、後ろも見ないでバックするという、これはあってはならないことですよ。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、この方は再任用された方だというふうにお聞きしました。そうすると、文書で戒告をしたって、これは半年間の運転停止ということで、本当にそれがペナルティーになるのかなというふうな思いがするんです。再任用、運転をするという業務で採用されたのに、半年間運転しなければ、これは市民にとってはあまりありがたい答えにはならないかなというふう思うんですね。ペナルティーのあり方についても、一般的なペナルティーということじゃなし

に、本当にこの人が仕事として市民に奉仕をするという、そういう見地でのペナルティーのあり方、ペナルティーと言ったらおかしいですけども、この人が一生懸命頑張って市民のために奉仕をしていただくというふうな方向の考え方は成り立たないのかなというふうな思いがするんですけども。今言いましたように、組織としてのあり方、それから、個人のあり方は今聞きましたけれども、この運転マニュアルは実践的ではないかと率直に思います。いろいろ苦勞されてつくられたのかもしれませんが、先ほどありましたけれども、もう少し具体的な事例に基づいて実践的なマニュアルにしていく必要があるんじゃないか、あるいは組織的なマニュアルも必要じゃないかと。おありだったら、また見せていただきたいというふうに思うんですけども。それから、ペナルティーのあり方などについても、もう一度聞かせていただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 まず、駐車場がなかったこと、これは確かにそういう側面というか、原因の中に占める割合は大きいと思えます。というのは、やはり夜間勤務者が車に乗ってくることを当然認めているわけですから、そういう駐車場を確保することが前提になりますが、ある一定の広い敷地があって余裕がありますので、そこへ置くことが常態化していたということ、これは当然反省をしなければいけないことで、この事故の遠因になったということは、我々としても十分反省しなければいけないことであるかと思えます。

それから、組織としてどうかということで、これは業務課、環境センターを含めての話でございますけども、これについては、

先ほども申しましたが、やはり、ああいうたくさん車を持って、たくさん動かす職場でございますので、朝の朝礼であるとか、先ほど見送りも申しました、始業点検であるとか、こういったことは実施しております。ただ、今回の場合、先ほどもご指摘ありましたように、始業点検は1人ではできないのではないかとということで、そのとおりでございます。この職員の場合、事故の発生時刻が、ご覧いただいてもわかるように7時15分と非常に早い時間でございます。実は、業者側の方が持ち込みに来られるのが大体午前8時ごろということがありますので、そういったことを含めて自主的に早く出てこられて、早くそういうプラットホームにある車を引き出し、準備をするということを率先してやられていたということでございます。ただ、これは職務というよりも、個人の善意といいますか、そういうところに頼っていた部分もあるということでございまして、これも我々が十分反省しなければいけないこと、組織でやるべきことが個人の行動の中で補われていたということが一つの原因ではなかったかと、また思っております。

それから、再任用の件でございますけども、確かに再任用の職員で、運転するためにということでございますが、この職員の方の業務といいますのは、計量班に属しております、ピットへ投入されるごみの計量であるとか、その指導であるとかというのが主な任務といたしております、再任用職員3名、嘱託2名、各週4日の勤務で実施しております。主な指導は、車の運転ということじゃなしに、持ち込みごみの指導であるとか、不燃ごみの裁断等であるとかいうことを中心として日常勤務しておりますので、運転をメインにして職務を行

っているということはありません。ただ、当然運転ができないということで不自由に感じておりますでしょうし、業務上も他の職員に負担がかかっているという実情はございます。そういったことで、我々としては、先ほども申しましたように、再任用の方でもございますけど、一生懸命されるということで、そういう部分に組織がやるべきことを個人の善意というか個人の行動に乗っかってしまっていたというところに原因があるかと十分に反省をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 私どものほうで、組織としての責任ということでございますが、運転日誌というか日報を各車に、持っているところについては備え付けております。その内容は、ブレーキ及びサイドブレーキについて、踏みしろ、引きしろ、液量、空気圧、ブレーキ排気音、タイヤについても亀裂、損傷、磨耗、空気圧、溝の深さ、バッテリーは液量、シャーシパネルについては損傷、原動機についてはかかりぐあい、異音、低速・加速状況、冷却水量、オイル量、ファンベルトの張り、損傷、あと燃料、それから透過装置、ウインドウォッシャー及びワイパー、計器、エアタンク、搭載器などというような項目、全部で12項目、細則を入れますともう少し細かくやっているということでございます。これとて、ある意味でいうと、組織としてというよりも、車が安全な車として運行できるかどうかという検査でございます。各車両の管理をしているところでは、2名が乗車するというのが常ですので、始業点検としてこれらのことは義務づけをやっておりまして、また、これらの内容につきまして、定期的に監査

等も受けておるところでございます。

それから、アルコール検知器につきましては、以前、福岡で不幸な事故がございましたので、公務員としての自覚を促す意味で、アルコール検知器を各部局、あるいは車の多いところについては、そこで一つというような形での配布が現在行われておるところでございます。どちらかという、そういう意味では、個々の車両についての安全というものは今まで図れてきたのかなと思います。

もう一つは、ご指摘のあった組織としての責任のあり方、あるいは定例的にミーティングをするなりの同じ意識を持って、先ほど公務員は甘いのではないかという、民間ではこういうことは許されないであろうという他の議員のご指摘もあつたとおりでございます。その辺のところは、私どもとしても中で十分議論をする時間を、毎朝ミーティングを各課において現在行っておりますので、その中で一定期間の間に必ずこの交通安全の意識というものについての議論をするよというふうな方法を用いたしたいと思います。総務部から言える組織としての責任というのは、この程度が限界かなと思います。役所で持っている機器をフル稼働させて、できるだけ住民のためにそれらのものを使いたいというふうに思っております。そのためにも、市民の財産である車両についても同様に考えておるところでございます。できるだけこういう事故のないという取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、マニュアルについては、確かに今のところ、私どもは短期間の間でつくっておりますので、ややもすると車のほうに重点が置かれたものになっているというご指摘であったかと思いますが、今後、こ

これらのことについても十分議論をして、内容についても改定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 反省というふうな言葉を何回も繰り返しておられます。反省というのは、その次に同じことを繰り返さないということだというふうに思います。その点で、駐車場の問題について、これは即刻改善をします。ないものをつくれということではありません。今の枠の中でどういうことができるかという、そのことが目に見えるような、そういう改善が必要になってくると思うんですね。議論するというのも大事だと思うんです。つまり、惰性でいろいろ置いていたけれども、これはもうそういうふうにしなよねというきちっとした約束をつくるというふうな、これは組織としてのあり方が問われているというふうに思います。それが目に見えるような、これは生活環境だけではなしに全体にかかわる問題だというふうに思います。そういう点で、物理的なもの、組織的なものについては、改めてこの現状に立って見直しをかけていただきたいなというふうに思います。

それから、マニュアルはあるけれども、実際にそのとおりにやられているかというのは、また別の問題だと思うんですね。例えば、私はそういうバスの職場におりましたから、始業点検というのは必ずやるんですが、最低どんなに急いだって15分以上かかるんですよ、出発する前にね。これはたくさんのお客さんを乗せますから、もっと真剣さが、真剣さについては同じかもしれませんが、いろんな項目があります。したがって、マニュアルには書いてあるけれども、とりあえず丸を入れておくというのはよくやるんですね。日ごろの慣れ

でね。そういうことのないような仕組みをつくっていくという、つまり、今度は点検をした側に責任があるわけですから、例えば飲酒運転の問題、この検知器で検査したけれども、それは検査した側、個人が自分の自己管理で責任をされるのか、組織として管理をされるのか、よくわかりませんが、組織として管理をすれば、その管理をしているところにも責任がありますから、マニュアルはつくったけれども、それが本当に生きているかどうかというのは別の話ですから、そういうこととして、改めてつくっているマニュアルについての点検というんですか、そういうことも改めて意識をしていただきたいということをお願いしておきます。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月9日から9月21日まで休会するこ

とに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2 時 4 1 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 原 田 平

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会継続会会議録

平成23年9月22日

(第2日)

平成23年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年9月22日(木曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

野 原		修	議員
川 端	福	江	議員
安 藤		薫	議員
山 崎	雅	数	議員
三 好	義	治	議員
嶋 野	浩一	朗	議員
渡 辺	慎	吾	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

本市の危機管理について。安威川、正雀川、山田川、大正川、境川の安全対策について。

先の台風12号で、進行速度が遅いことから、過去に例を見ない降雨を記録され、雨による甚大な被害を受けられ、被災された奈良県、和歌山県などの、また、台風15号で被災された市町村の方々に心よりお見舞い申し上げます。そこで、本市にも南側には国交省の淀川をはじめ、安威川、正雀川、山田川、大正川、境川などの府河川や末端の水路などが縦横に存在しているわけであり、台風12号がもたらした雨が降ることもあり得るわけであり、とりわけ安威川などの府5河川の整備状況と現状での対応できる降雨規模についてお聞かせください。

次に、地域防災計画についてであります。

先ほども言いましたように、台風12号のような雨の災害が起こる可能性があるわけですので、安威川など府の5河川がはんらんするおそれがあるとか、また、堤防が決壊するおそれがあるなど、どのように把握され、避難勧告や指示をどのようにして市民の方々に伝えられるのか、そして、避難所の開設をどの時期にどのようにして開

設するのか、地域防災計画についてお聞かせください。

竹の鼻ガードの安心安全に対する取り組みとして、ガードの一部オープン化と拡幅について。

吹田操車場跡地まちづくりで、防災機能のある(仮称)千里丘公園を整備されますが、鉄道より南側の方が避難される場合、竹の鼻ガードを利用されると考えられます。既存の竹の鼻ガードの歩道は狭小で歩行者が離合できないため、歩道部の拡幅やガードのオープン化について、地元から強い意向が出されており、関係機関と協議を行うと回答されていますが、その後の協議状況はどうなっているのか、お聞かせください。

ごみ収集委託拡大後の状況と今後の取り組みについて。

平成23年4月からごみ収集業務の委託が拡大されましたが、今回の委託拡大によって、収集に関するトラブルや分別収集の後退など、何か市民サービスの低下を招くようなことはありませんでしたか。委託拡大前には業者への指導を適切に行うと言っておられましたが、この点について、今日までの状況をお聞かせください。

JR千里丘西口エレベーター設置について。

JR千里丘駅西口エレベーターの設置が、6月に報告があった着工予定が約2年間おけると聞きましたが、今日までの協議経過の中で具体的な課題は何なのか、お聞かせください。

以上、1回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 本市の危機管理についてのうち、安威川、正雀川、山田川、大

正川、境川の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、安威川、正雀川、山田川、大正川、境川5河川の概要についてご説明申し上げます。5河川すべての内容といたしまして、大阪府一級河川でございまして、管理延長では、安威川28.21キロメートル、正雀川3.48キロメートル、山田川7.36キロメートル、大正川5.26キロメートル、境川0.95キロメートルで、水系は淀川水系で、圏域は神崎川ブロックに属しております。

次に、降雨規模といたしましては、おおむね10年に一度発生する規模、1時間に約50ミリの降雨に耐え得る10年確率と、100年に一度発生する規模、1時間に約80ミリの降雨に耐え得る100年確率の降雨規模がございまして、現在、5河川が対応できる降雨規模の整備状況でございまして、摂津市域では5河川のうち山田川、大正川、境川の3河川につきましては、1時間に80ミリの降雨に耐え得る100年確率の整備が完了しております。正雀川につきましては、1時間に50ミリの降雨に耐え得る10年確率の整備が完了し、上流域の面積が小さいこともあり、現在、危険度調査を実施していただいているところであります。

最後に、本市を流れる4河川が流入します安威川でございまして、1時間に50ミリの降雨に耐え得る10年確率の整備は完了しております。安威川につきましては、大阪府で実施いただいております安威川ダム検証に基づき、安威川ダムが完成することにより、1時間に80ミリの100年確率降雨に耐え得る状況となるものでございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 地域防災計画についてのご質問にお答えいたします。

現在の地域防災計画では、市内で震度5強以上が観測されたとき、またはその可能性があるとき、大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められたとき、災害救助法の適用を要するとき、その他市長が必要と認めたときに災害対策本部を設置します。災害対策本部会議におきまして、避難勧告・指示及び警戒区域の設定を行うこととなっております。

ご質問の、大阪府が管理しております5河川が、はんらん、または決壊するおそれがあるなど、どのように把握しているかでございますが、河川の水位観測所が、安威川では鶴野橋と宮島橋、茨木市宮島1丁目でございます。正雀川には正雀新橋、吹田市南正雀2丁目でございます。山田川には東正雀5番地先に、大正川には生駒橋にございます。水位変化の監視を行い、消防職員と初期防災職員におきましてパトロールを行っております。

続きまして、避難勧告や指示をどのようにして市民の方々に伝えるのかというご質問でございますが、1点目に、摂津市防災行政無線固定系による広報、2点目に、広報車などによる現場広報、3点目に、避難所などへの職員の派遣による広報、4点目に、ラジオ、テレビによる広報、5点目に、市ホームページなどインターネットの活用により伝達を行ってまいります。

次に、避難所の開設についてでございますが、災害対策本部が設置された後、本部長からの避難所開設の指示により、速やかに避難所を開設することになります。また、勤務時間外の場合は、おおむね30分以内に出勤できる職員で構成する緊急防災推進

員の連絡所班が避難所を開設し、災害対策本部の避難所班に引き継ぐこととなっております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 竹の鼻ガードの安心安全に対する取り組みとして、ガードの一部オープン化と拡幅についてのご質問にお答えいたします。

竹の鼻ガードにつきましては、吹田操車場跡地まちづくりに合わせ、鉄道による南北分断の解消のため、既存ガードの改良や新設ガードなどの検討を行ってまいりましたが、非常に難しいということで断念せざるを得ない経過がございました。しかし、地元の強い意向としまして、竹の鼻ガードを少しでも短くすることや、歩行者の離合困難解消のため、歩道部の拡幅について実現を求められております。現在、竹の鼻ガードの構造物所有者である鉄道運輸機構及び土地区画整理事業の施行者である都市再生機構の両者と、吹田操車場跡地まちづくり用地内において竹の鼻ガードの天井を撤去し、歩道側の側壁を改修して歩道部を拡幅し、オープン化の実現に向け、前向きに協議を進めております。しかし、竹の鼻ガードに接近しております一級河川山田川への影響につきましては、(仮称)千里丘公園と土地区画整理事業によりまして整備します街区公園を一体的に利用する目的で、山田川にふたをかけたまま河川の上部利用を大阪府へ申し入れている経過があります。そのため、竹の鼻ガードをオープンにすることになれば、今までの協議に沿わない課題が生じることから、大阪府と引き続き協議を進め、実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、JR千里丘駅西口のエレベーター

設置についてのご質問にお答えします。

本エレベーター設置につきましては、当初、平成24年の着工予定を考えておりましたが、最終位置箇所をJR西日本の敷地内の橋上連絡通路北側の茨木側に設置する2案に絞り込み、本年6月の建設常任委員協議会へ説明後、正式にJR西日本に対しまして協議申し入れを行い、概算工事費や設置に伴う支障設備の抽出、さらに工期について検討を要請し、8月上旬にそれらについて回答を得てまいりました。また、鉄道運輸機構に対しまして、事業費の縮減のため、JR西日本からの回答をもとに、地域分断の解消に資する事業として、本事業への支援について要請を行ってまいりました。エレベーター設置に伴う支障設備は、(仮称)吹田貨物駅の整備工事で移設している設備に影響することが判明し、JR西日本に設備の引き継ぎが行われる平成25年度までエレベーター工事の着手ができないと回答が示されてまいったものであります。

現在の状況につきましては、先日の建設常任委員協議会におきまして、ご報告をさせていただいたところでもあります。

今後の取り組みに対しまして課題につきましては、市民の方々が強く期待されているエレベーター設置について、早期の着手が何とか図れるよう、関係機関に対しまして協力を求め、さらに市の支出の縮減も併せて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 ごみ収集委託の質問にお答えをいたします。

今回の委託拡大は、新たに約5,000世帯を追加して、市内全域で約1万5,0

00世帯のごみ収集を3業者に委託いたしました。当初は、委託業者の収集時間や収集漏れ等に関する苦情が市民の方から寄せられることもございましたが、最近は非常に少なくなってきております。また、委託の拡大により、市民から要望のありました午前中での収集も可能となり、カラスや猫等による生ごみ被害等は減少しております。全般的に委託拡大によります市民サービスの低下を招くといったようなことはないものと認識しております。

次に、分別収集につきましてですが、ピット前にての搬入ごみの展開調査を実施いたしまして、ごみの内容、質等の検査をしておりますが、一部業者において取り組みが十分でないところもございました。今後、より指導を徹底してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問を行います。

本市の危機管理、地域防災計画について。避難勧告や指示をどのようにして市民の方々に伝えるのか、市としての対策をお答えいただきましたが、その他の方法として、消防職員や消防団員による広報活動と消防無線などの活用を考えてはどうかと思いますが、また、水害時の初動態勢についてもお聞かせください。

今回の地域防災計画見直し時には、今回の台風がもたらした雨も降ることも考え、最善を尽くし、想定外がないよう仕上げていただきたいと思っております。特に高齢者、障害者、その他の災害時要支援者の方々を適切に避難誘導するための具体的な方法についての考えをお聞かせください。

「釜石の奇跡」と言われていますが、助かった子どもたちのインタビューでは、決

して奇跡ではなく、日ごろの訓練と意識があったから全員無事避難でき、助かったと言っていました。我々もこのことを大いに学ぶべきだと思います。日ごろできないことは、有事にはパニックってできないと考えます。また、報道で「14万人に避難勧告を出したが、4,500人しか避難しなかった」と報道されました。いかに日ごろの意識と訓練が大切であるかを行政も再認識して市民の方々に意識づけすることが必要であると考えます。

災害時、時間外の場合は、おおむね30分以内に出勤できる職員で構成する緊急防災推進員が避難所を開設すると言われましたが、私などは5分で避難所に行けるので、緊急防災推進員との連携をとり、避難所開設の手助けなどをできると思っておりますので、議会との連携なども考えられ、オール摂津で市民の安全を守ることも考えられてはと思います。校区ごとの自主防災訓練の内容についても、新しいメニューを紹介するなど、情報提供についてもっと積極的に取り組むべきと思いますが、考えをお聞かせください。

竹の鼻ガードの安心安全に対する取り組みとして、ガードの一部オープン化と拡幅について。竹の鼻ガードをオープンにすることで、山田川の河川上部をまちづくりと一体的に利用する目的で大阪府と協議されていることについて、今までの協議にそぐわない課題であるとのことですが、今日まで地元の声として山田川を操車場として使用されていた状態で、当然、(仮称)千里丘公園と一体的に利用できるものと思っています。河川の上部利用についても、その実現に向けて、大阪府に対して強く求めてもらいたい。また、竹の鼻ガードのオープン化や歩道部の拡幅については、地元の強

い意向であります。実現できるよう関係機関と前向きに強い意志を持って交渉していただくことを強くお願い申し上げます。

ごみ収集委託拡大後の状況と今後の取り組みについて。委託拡大によって生ごみの午前中収集が可能になったとのことですが、午後からの業務において、何か市民サービスの向上につながるような取り組みはなされているのでしょうか。本市には、高齢化社会を見据えた取り組みとして、ふれあい収集があり、こうしたきめ細かな市民サービスは充実すべきと考えますが、現在の体制で維持できるのか、今後の取り組みについてお聞かせください。

エレベーター設置にかかわる課題について、今後どのように取り組んでいくのか、一日でも早い着手を図るため、鉄道運輸機構の引き渡し時期を早期化する方法はないのか、JR西日本側から提示されている整備工期の短縮化は、施設整備費の負担を含む関係者、鉄道運輸機構、JR西日本、摂津市の工事協定を結ぶべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、2回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。消防長。

○北居消防長 風水害時の消防職員、消防団員による広報活動と消防無線等の活用、それと初動態勢についてのご質問にお答えをいたします。

まず、消防の初動態勢であります。風水害等の災害対応マニュアルを策定しております。それにより被害の発生が予想される対象地域を巡回し、河川等のはんらん、決壊するおそれの有無など、警戒準備態勢を整えております。さらに、災害発生のおそれのある気象警報が発令され、必要と認められる場合は、非番員、週休員を招集、

また、台風関係の警報が発令された場合には、管理職及び必要な職員を招集し、災害発生前に万全の非常態勢を整えております。

次に、消防職員、消防団員による災害時の広報活動であります。消防職員は平常時から夜間警戒広報、消防団員は歳末非常警戒の広報活動を実施しております。したがって、災害緊急時、すなわち避難勧告や指示の広報が必要であるときは、まさに対象地域の皆さんが危機状態でありますから、当然それぞれが車両、マイク設備を活用し、広報活動することは可能です。ただ、風水害等の災害現場が緊迫し、広報に携わる要員が確保できない状況もございます。

もう1点、消防無線の活用であります。無線の種類としまして、消防波、救急波がございますが、これは消防団や市の関係部局と共有できるものではございません。一方で、消防職員、消防団員等の災害一斉メール、また、防災行政無線等をフルに活用しまして、消防団や市の関係部局等と効果的かつ確実に伝達し、対象地域の市民に迅速かつ確にお知らせするよう努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の、次回の防災計画の見直し時には、今回の台風がもたらした雨も降ることも考え、最善を尽くして仕上げるようにとのご質問でございます。

現在、摂津市地域防災計画は、平成19年に修正を行ったものでございますが、今回の東日本大震災を受け、大阪府の本格的な防災計画の見直しは平成25年ごろになると聞いております。その後、早い時期に摂津市地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。そのときに合わせまして、大阪府と協議を行い、台風によ

る大雨も想定し、見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者、障害者、その他の災害時要援護者を適切に避難誘導するための具体的な方法などについてのご質問にお答えします。

摂津市地域防災計画では、民生委員、児童委員等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者による避難誘導及び避難介助体制の整備に努めることになっており、本年度中に、国が平成18年に改定いたしました災害時要援護者の援護支援ガイドラインを参考に、摂津市災害時要援護者避難支援プランを作成する予定でございます。

次に、避難所の開設方法についてでございますが、職員のほか、地元の自主防災組織の方にも避難所の鍵をお渡ししておりますので、災害発生時には迅速な態勢がとれるものと考えております。議員から非常にありがたいお言葉をいただきました。地域の事情に詳しい市会議員の皆様などにもご協力をいただけるような形を検討の対象に加えていきたいと考えております。

次に、自主防災訓練の内容が固定化しているのではないかとございしますが、ご指摘のように固定化の傾向が見られます。今後は行政からも他の訓練メニューなども紹介をしたいと考えております。例えば、災害時の要援護者の方を想定した避難誘導など、より実践的な訓練をお願いしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 委託拡大による収集体制と今後の取り組みについて、お答えをいたします。

環境業務課における午後からの業務は、ビン、缶、古紙等の資源回収が中心で、このほかにも剪定枝のチップ化や堆肥化、リ

サイクル、啓発活動、ふれあい収集等がございます。ふれあい収集は、高齢者や障害のある方のお宅を訪問し、ごみ出しのお手伝いと回収、そして声かけによる安否確認等も併せて行っております。事業を開始した平成17年当時は6名の利用でございましたが、現在の利用者は73名となり、利用者の数は年々増加してきております。これは高齢化社会の進展によるものと考えておりますが、今後もふれあい収集を継続し、市民サービスの充実に図っていくためには、環境業務課の本来業務に支障を来さない収集体制の構築や福祉部門との新たな連携が必要になってくると考えます。いずれにいたしましても、限られた人材と財源の有効活用を念頭に、環境行政における市民サービスのあり方などを慎重に検討してまいります。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 JR千里丘西口エレベーター設置にかかわります課題の今後の取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。

今回の工事着手の時期が2か年おくれることの要因といたしましては、(仮称)吹田貨物駅整備及び施設にかかわります設備の移設を鉄道運輸機構が行い、最終的にJR西日本へ引き渡す関係で、エレベーター設置工事の着手時期が予定より2年間おくれるものでございますが、その引き渡し時期の早期化を要請していくことが必要と考えております。また、エレベーター設置工事にかかわります工期につきましても、JR西日本からは支障設備の移設及びエレベーター設置にかかる工期には最短でも1年9か月が必要と提示されており、この工期につきましても短縮できないか、JR西日本に対し協議し、要請してまいりたいと考

えております。さらに、事業費につきましても、今回、エレベーター設置協議にかかわっておりますJR西日本及び鉄道運輸機構に対しまして、前向きな協力が得られるよう強く申し入れをいたしてまいりたいと考えております。

きょうまで個別に協議をいたしてまいりましたが、その協議の経緯を踏まえますと、エレベーター設置にかかわりまして、JR西日本及び鉄道運輸機構、そして本市の3者が連携を図らなければ、事業の早期化を検討することができないものと考えておりますので、今後3者間の連携強化のための合同会議を設け、2か年のおくれをできるだけ短縮する努力をしながら、最終的にはエレベーター設置にかかわる協定書などの締結を目標に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問します。

本市の危機管理について。市域内を流れる5河川の整備状況もよくわかりました。地域防災計画についても見直し作業をスピード感を持って速やかに行ってください。災害は待ったなしです。また、要援護者避難支援プランの策定もよろしくお願ひします。

防災計画の見直しを行う上において、最近の想定を超える災害が頻発する中で、地形的に本市のキーポイントとなる安威川の100年確率の計画降雨に対し、備えとして安威川ダムの整備が防災の観点から喫緊の課題として要望を行っているところであります。去る9月13日に開催された第4回大阪府河川整備委員会における安威川ダムの検証に関する審議の結果、現計画が妥

当との判断をいただきましたと、大阪府の都市整備部河川室ダム砂防課が報告され、9月16日に、このような日刊紙の新聞報道で「安威川ダム着工決定」と報道されています。この決定は大いに歓迎すべきことで、うれしい限りです。市長の安威川ダム建設に向けての今後の取り組みと意思をお聞かせください。

ごみ収集委託拡大の状況と今後の取り組みについて。第4次行財政改革では、これまで行政が担ってきた事務事業をゼロベースで見直し、民間に任せるほうが、経費面、サービス面ともに効率的、効果的であると判断される場合は、民間に業務を委託していく方向で進めるとうたわれています。今回のごみ収集委託の拡大は、経費面、サービス面で一定効果があったとのことですので、今後も定期的な点検と評価を行い、行政として市民の目線で、市民が望む、市民のために管理責任を果たせる形で委託拡大をすべきと考えます。今後の委託拡大について、事務事業の見直しを統括されておられる副市長の見解をお聞かせください。

JR千里丘西口エレベーター設置について。今、部長の答弁では、今まで個別協議をしてきたが、それではだめで、エレベーター設置に関しては、JR西日本、鉄道運輸機構、そして本市の3者が連携を強化し、協議会的な会議を設け、協定を締結し、エレベーター設置を短縮する協議を進めていくと言われましたが、遅いし甘い対応だと思えます。なぜなら、市も市民の方々には24年度から工事着工を、市のタイムスケールも鉄道運輸機構、JR西日本にもお示ししている中で、今から3者で協議会を設けて意識を共有して早期着工していただく。交渉には準備不足だったのではないのでしょうか。3年前、JR西日本に東口放置自転

車撤去に関して、平成20年4月30日時点で、森山市長、藤浦現議長が千里丘駅東口駐輪対策についての要請書を出されています。出されているにもかかわらず、この対応は誠実な対応ではなかったです。情報番組でテレビ放送され、放置自転車の件も進展した経緯があった情報は持つておられたと思います。現実には昨年80代の女性、本年も90代の女性がJRの階段でつまずき、骨折し、入院されました。この現実が、もっと大きな事故でマスコミが取り上げなければ早期着工しないのではなく、3者の理解のもと、地域、市民の方々が大きな期待をされ、待ち望んでいるエレベーター設置の一日も早い着工完成を実現していただきたい。この思いは市も十分認識していただいていると思います。今後の交渉は、万全の準備と市民の思いを実現するため、一日も早い着工、完成に向けて強い意志をお聞かせください。

以上、3回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 野原議員の3度目の質問にお答えいたします。

私のほうにはダムのお話だと思いますが、東日本の地震に引き続いてといいますか、今度は奈良とか和歌山で大きな雨で、水の被害といいますか、山津波、大変な被害をもたらしております。雨がもし北摂の丘陵で降っていたならばと考えると、背筋が少しぞっとするような思いでございます。そういうことで、かねてから議会の皆さんとも力を合わせて国に、そして大阪府に、その調整機能を果たす安威川ダム早期建設を要望し、迫ってきたところでございます。今おっしゃいましたように、先日、この施工をいたします大阪府のほうにおいて、着工、これを決定していただいたとの連絡を

受けておりますが、あとは国の決断といいますか、これあるのみでございます。そういう意味で、今後もまた大阪府を通じまして一日も早い着工をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 今後のごみ収集委託の取り組みについてでございますけども、あの当時のことも含めて若干申し上げますと、今の現状は、生活環境部長が言いましたように、業界の皆さんも非常に頑張ってもらっていると。一時期危惧いたしましたのが、極めて良好に処理をしてもらっているということは理解しております。また一方、技能労務職、とりわけごみ収集職員には、今日までの取り組みの中身で見ますと、ごみ減量化、分別を含めて、府下の同じ働く職員から見れば一つのモデルであることも理解はしてまいりました。

ただ、今後のことになるんですけども、基本的には、あのとき思い出しますのは、可燃、不燃で857円でありました。それで、入札直前に、公開の場といいますか、私だけじゃなくて担当部長、課長、人事担当の市長公室長も入れまして、全社から一遍話を聞いてほしいということを言われ、話を聞かせてもらいました。それは、たしか30%を切る単価で設定いたしましたので、これでは非常に厳しい、満足な業務ができない可能性がある、何とかこれは考えてほしいというようなことも思い出をいたします。しかしながら、確かに北摂の吹田市、高槻市、茨木市から見れば若干設計単価が厳しいと理解をしておったんですけど、私どもはきちっと設計単価を組み、また、豊中市とか箕面市の状況も見た上で、妥当な線ということでお願いをしたわけで

ございます。そういったことの中で取り組んでまいりました。

ただ、そのときのことを覚えておりますのは、やはりこれからの業界の皆さんを泣かして、そしてそれをやるということにもならないと思うんです。したがって、私もあのときに言っていたんですが、これからも業務拡大を行うと、その方向で行うので、今、頑張っしてほしいと。現在、直営が6割、委託が4割であります。北摂各市は、直営が2割、1割、3割という状況でやられていることも承知いたしております。この点もまだ最終的な議論はいたしておりませんが、私どもは、そのときにお約束をした業務拡大について考えていくということが一つ。

それから、もう一つは、早晩出します平成22年度の決算に基づきます29年度までの中期財政見通しの数字をお示しいたしますが、基本的にここでもまたこの議論になると思いますが、東日本大震災の問題で一変した施策を緊急で打っていくというような形でお示しいたしますが、そういった中において、何を民間委託していくのかと。今、議員がおっしゃられた行革の中身のいわゆる経費面、サービス面で、効果的、効率的であると判断できる場合はやっていくということも書いております。これは、ごみ収集だけとは限りません。環境センターもございますし、給食調理員もございませぬし、校務員もございませぬし、あらゆるところに見直しをかけたいと思っております。ただ、現実の問題は、見ておりますが、退職者がそうそう出てこないという現実もございませぬので、行革に書いておる職種がえ試験、これは、技能労務職員の皆さん方の中で、いわゆる事務に適性ありという職員も担当のほうの部課長から聞いておりま

すので、組合との協議もございませぬが、こういうことをやりながら、民営化の効果的、効率的なコスト面、サービス面の低下を招かないということをお前提としながら、これからも取り組んでいくという考え方を持っております。具体的な取り組みをしておりますので、いましばらく時間をお待ち願いたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 JR千里丘西口エレベーター設置に関するご質問でございますが、私も現地を調査している際には、高齢者の方から声をかけられ、早くエレベーターを設置してほしいという要望は聞いております。市民の方が強く要望されているということは、私としても切実に感じております。そして、その期待に応える責任として痛感しているところであります。

また、今回設置するエレベーターについては、ほとんどJR西日本の駅を利用される方がそこを通られるということで、JR西日本に対しては、その意識をきちっとしっかりと認識していただき、その社会的責任の観点から全面的にJR西日本は協力すべきだと私は考えております。今後、JR西日本及び鉄道運輸機構と三者で密に協議をしておりますが、情報開示と、そして積極性を関係者に強く求め、議員ご指摘のように、特に過去に高齢者の方が階段で転倒され、けがをされた事故があったことを切実に訴え、エレベーター設置の重要性を理解させ、早期着工、そして早期完成に向け、強い意志を持って精力的に取り組む、さらなる努力を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

○藤浦雅彦議長 野原議員の質問が終わりました。

次に、川端議員。

(川端福江議員 登壇)

○川端福江議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1、認知症サポーター養成講座についてであります。

7月13日に行われた摂津市認知症サポーター養成講座に参加をいたしました。認知症については、少しは理解ができたように思います。サポーターの名に恥じないように、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者でありたいと思っています。

厚生労働省は、認知症を知り、地域をつくるキャンペーンの一環として、認知症サポーター100万人キャラバン事業を実施しています。これは、サポーターを全国で100万人を目標に養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指しているものです。現在、認知症の患者は全国に160万人、2015年、平成27年には250万人になると予測をしています。現在65歳以上の13人に1人が認知症だといいます。しかし、「64歳以下で発症する若年性認知症も少なくない」と、ある医師は指摘をしています。人々の寿命が延びる中、だれもが認知症にかかる可能性がますます高くなっています。

そこで質問ですが、摂津市では、現在、認知症の方が何人いらっしゃるのでしょうか。お聞きをいたします。

次に、2、大規模災害におけるトイレ問題について。

9月1日の防災の日に合わせて、新聞社5社が防災の意識調査を実施しました。東日本大震災以降、当然のことながら9割以上が防災意識の高まりを自覚しているという結果でした。私は、以前にも仮設トイレの設置について質問をしております。大規模な災害時にトイレの問題は避けては通れま

せん。このたびの東日本大震災でも、トイレを控えるため、十分な水分の補給をせず、深刻な症状に陥る例もありました。そこで大規模災害が発生した場合、避難所には多くの人が避難をすることとなりますが、水道や下水道施設が破損し、トイレ利用が困難となることが予測されます。仮設トイレについてはどのように考えておられるのでしょうか。現在、市に備蓄している仮設トイレの種類と数量を教えてくださいと思います。

3点目、介護支援ボランティアのポイント制度導入についてです。

元気な65歳以上の方が介護のお手伝いをしてポイントを稼ぐ介護支援ボランティア制度を導入し、介護予防と地域貢献、そして介護保険料の軽減に結びつけるのが、このポイント制度です。制度の目的は、1、高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげる、2、住民総合による社会参加活動で地域の活性化、3、介護保険料及び介護給付費等の抑制、4、ボランティア活動参加者がやりがいを持ち、活動へのさらなる参加意識を啓発する等です。中でも給付費抑制について、先進市の東京稲城市では、市内の高齢者の2.2%に当たる約300人が参加した平成20年度の実績をもとに試算したところ、介護予防効果がポイント換算の負担を上回り、費用削減効果があったと報告をされています。参加者がさらに増えれば、効果がもっと高まるのではと期待をされています。この制度は、公明党が新・介護公明ビジョンで介護保険料の軽減策として積極的活用を提案しているものです。私たちは、歴史上かつてない長寿社会を生きています。データによると、65歳以上の高齢者は過去最高となりました。元気な高齢者が介護を必要とする高齢者をお

手伝いすることは時代の趨勢であります。私は、この介護支援ボランティアのポイント制度導入を提案するものであります。市としてどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

4点目、H I V感染（エイズ感染）についてです。

近年、医学的見地から治療方法は随分進んだと聞いていますが、先進国でH I V感染者が増加しているのは日本とロシアだけとされています。今やこの病気はだれでも感染する可能性があります。エイズとは、正式にはA I D S、後天性免疫不全症候群といい、H I V、通称エイズウイルスの感染によって引き起こされる病気です。H I Vは治療をしなければ増殖を続け、免疫機能の中心的な役割を担っているリンパ球を次々に破壊します。その結果、免疫不全状態に陥り、さまざまな感染症や悪性腫瘍などを引き起します。これがエイズです。

そこで質問ですが、エイズの近年の状況についてお聞きいたします。1、感染者の状況と発病者の状況について。2、摂津市の保健所の取り組みと啓発の方法について。3、性病が急増している理由に、症状がないものや発病まで時間がかかる、また、エイズに関する知識がなく予防しないなどと言われています。そこで、この連鎖を断ち切るためにも、小・中学校への予防教育が大切だと感じております。それぞれご答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 それでは、質問番号1、認知症サポーター養成講座に関連いたしまして、認知症の方の人数についてのご質問

にお答えいたします。

認知症と診断された方の数を正確に把握することはできませんが、本市におきましては、要介護認定の主治医意見書や訪問調査結果から、認定を受けておられる方の半数強、約1,300の方が、記憶や判断力の低下により、周りの状況に合わせた適切な行動がとれずに生活に何らかの支障を来す、いわゆる認知症の症状があることがわかっております。

続きまして、質問番号3、介護支援ボランティアのポイント制度についてのご質問にお答えいたします。

介護支援ボランティア活動は、高齢者自身が社会参加や地域貢献を行うことで、みずからの介護予防や健康増進も図れる重要な取り組みであると認識しております。本市におきましては、介護支援ボランティア活動としまして、ポイント制度の導入は行っておりませんが、介護予防、健康づくり体操の普及啓発のためのリーダー養成や、社会福祉協議会や介護保険事業者連絡会、老人介護者（家族）の会などとの協働による認知症支援ボランティアの養成などを行っており、多くの高齢者の方々の参加をいただいております。また、介護予防講座を修了された方々のグループ化の支援や介護保険施設とのコーディネートなど、ボランティア活動のための条件整備に力点を置いた取り組みを行っており、今後もこれらの取り組みを通じまして高齢者の介護予防と社会参加を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号4、H I V感染及びエイズ患者の感染及び発症状況や府・市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

毎年、厚生労働省エイズ動向委員会より

エイズ発生動向が発表されておりますが、平成22年の全国のHIV新規感染者は1,075件、新規エイズ患者は469件で、新規報告件数は合計1,544件となり、平成20年に次いで第2位の報告数でございました。大阪府の状況は、平成22年のHIV感染者が198件、エイズ患者68件で、新規報告数は合計266件となり、過去最多であったとのことでございます。HIV感染者の年齢区分を見ますと、10歳代から20歳代で35%、30歳代で39%を占めており、若い年齢層で増加している状況でございます。

取り組みについてでございますが、大阪府におきましては、HIV検査の普及週間を設定し、大学や専門学校へポスター及びチラシを配布、ホームページでの予防啓発や相談及び検査機関の周知、保健所のロビーにおいて啓発パネルやポスター展示など予防啓発や早期発見・早期治療に向けた対策や支援を実施されておられます。市保健福祉課におきましては、12月の世界エイズデー時に予防啓発ポスターの掲示やパンフレットの窓口設置、また、国保年金課におきましてもパンフレットの窓口設置や、本年は8月に開催されました摂津まつりのうちわに予防や検査方法等を掲載するなどの予防啓発を実施しております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 大規模災害におけるトイレ対策についてのご質問にお答えします。

本市の地域防災計画において、小・中学校、公民館を中心としまして、避難所は28か所で、最大収容数は3万649名としております。多数の市民の方々が、一時的ではありますが、共同生活する空間となります。また、大災害の際、ライフラインで

ある水道施設や下水道施設が被害を受け、給水能力や下水道処理能力は低下をし、避難所におけるトイレ対策は重要な問題となります。避難所のトイレにつきましては、大阪府の地震被害想定に基づく備蓄等の考え方に示されている基準によりますと、避難所生活者100人に1基、ボックス型トイレを市町村が備蓄することとしております。本市の場合の必要数は114個でございます。本市は簡易型トイレを360個、屋外用組み立て型トイレを54個備蓄しております。備蓄場所としましては、各小学校の防災資機材倉庫に屋外組み立て型トイレ36個、その他は水防倉庫等に備蓄しております。また、トイレの形式は、いずれも尿をためるタイプのもので、くみ取りが必要となっております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 HIV感染（エイズ感染）

のうち、小・中学校の予防教育の状況についてのご質問でございますが、学習指導要領におきましては、小学校では体育の保健領域、第5学年及び第6学年の内容のうち、病気の予防の単元で、病原体がもとになって起こる病気の予防が取り上げられております。それを受け、現在使用しております教科書では、その感染症の一つとしてエイズを取り上げ、エイズへの偏見を取り除く表記がなされているところでございます。また、中学校では、保健体育の保健分野の内容のうち、健康な生活と疾病の予防の単元で、感染症の予防が取り上げられており、その項目の一つとして、エイズ及び性感染症の予防が含まれております。内容といたしましては、社会問題化している現状と疾病概念や感染経路についてと予防方法を身につける必要性についても理解できるよう

にするものとされており、現在使用しております教科書では、H I V感染及びエイズ患者が年々増加していること、感染経路のそのほとんどが性的接触によるものであることを表記しております。

小・中学校での指導に当たっては、児童・生徒の発達段階を踏まえることを第一に、また、学校全体で共通理解を得ることや保護者の理解を得ることなど、さまざまな配慮も行いながら、児童・生徒の健康の保持・増進や疾病の予防などのため、一つの内容としてH I V感染症やエイズについての指導を行っているところでございます。

○藤浦雅彦議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、2回目の質問をいたします。

1、認知症サポーター養成講座の件であります。今、ご答弁をいただきました。認知症の方が非常に多いので驚いています。認知症対策については、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制が必要です。その中でも、認知症に対するマイナスイメージや偏見をなくし、また、多くの方に認知症は自分の問題でもあると認識していただくことを目的に、厚生労働省は、認知症を理解し、応援者であるサポーターとその講師役となるキャラバンメイトを育成していく方向であります。平成26年度のサポーター養成目標数を400万人としています。対象者は、住民、職域、学校です。住民は、自治会をはじめ老人会、民生委員、防災・防犯組織等、また企業、銀行等金融機関、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、警察などです。そして、学校の児童・生徒や教職員、PTAとなっています。大阪府ではコンビニエンスストアなどの社員を対象にサポーター養成

講座を開催し、市町村域を超えて企業や職域団体への普及啓発に取り組んでいると聞いています。

そこで、摂津市の認知症サポーターの現状についてお聞きします。サポーター数とキャラバンメイトの人数を教えてください。そして、摂津市の今後のサポーター養成講座の開催予定や取り組む姿勢についてもお聞きをいたします。

次に、大災害時のトイレ問題であります。市は簡易トイレを相当数備蓄しているとの説明でありましたが、簡易トイレなので許容量をオーバーしてしまったり、また、衛生状態が悪化して感染症が増えたりといった事態が心配されます。下水マンホールを利用したマンホール用仮設トイレの導入は検討していないのでしょうか。私が提案しているトイレは、災害用マンホールトイレです。どこでもマンホールを開けて、そこにぼんと丸い形を置くだけで、あとは簡単なテントでそれを隠せばトイレとして使えるというものです。簡易トイレより容量が大きく、障害者や高齢者へ対応できる形式となっているものもあります。背もたれ、手すりつきで、着座、また立ち上がりをしつかりサポーターできる仮設トイレです。このマンホールトイレを学校以外の避難所である公民館や一時避難地である公園等に設置できるよう検討する考えはあるのでしょうか。お聞きをいたします。

次に、介護ボランティアのポイント制度であります。厚生労働省は、各行政区に介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援についての資料を配布しています。その内容は、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイントの用途については自由だとしています。そして、地域の

創意工夫のもとに元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進してほしいとあります。

東京都荒川区では、地域貢献と介護保険料の軽減を図るため、ボランティア活動を行った65歳以上にポイントを付与する「いきいきボランティアポイント制度事業」を開始しました。同事業に登録するためには、区が開く説明会に出席し、配付される登録申請書に必要事項を記入して提出をする。ポイントは、区が指定する介護施設などでボランティア活動を行うことによって、1時間につき100ポイントが付与される。超過時間のボランティア活動で体調を崩すなどの事態を防ぐため、1日最大200ポイント、約2時間までと規定をしています。実施となれば、介護支援ボランティアの受け入れ団体の申請受付や活動内容等も検討しなければなりません。大変ですが、十分に協議検討していただき、先進市を参考に何としても取り組んでいただきたいと願うものです。

政府の推計では、高齢世帯が増大する15年後には、世帯主が65歳以上の世帯が約1,900万におよび、その7割がひとり暮らしか高齢夫婦世帯になるといいます。ひとり暮らしの高齢者が増えると、身の回りの不自由さや孤立が懸念されます。要介護状態に陥ったり、病気で動けなくなっても、手助けしてくれる親族が近くにいるとは限りません。近所に商店がなく、買い物難民になったら死活問題ともなります。

以上のことを考え合わせると、支援ボランティアの必要性も出てきます。これまでも本市は、高齢者移送サービスやふれあい配食サービスなど、高齢者支援の施策も多く、優しいまちであります。高齢者の増加に伴い、安心して暮らせるまちづくりを目

指し、また、さらに一步進めるためにも、介護支援ボランティアのポイント制度導入を強く要望するものです。取り組みについても一度お聞かせください。

次に、HIV、エイズ感染についてであります。ご答弁をいただき、ありがとうございました。保健所においては、さらなる積極的な啓発をお願いいたします。子どもたちの周りには過激な性情報がはんらんしています。メディア、つまりコミック、またビデオ、ゲーム、携帯のサイトから性に関する情報や性の価値観を学んでいます。性意識や性モラルの変化により、若者にエイズ、クラミジアなどの性感染症が激増している状況です。「子どもは変わった」、「社会は変わった」という大人のあきらめが、結局は子どもに正しいことを教えず、何でも自由にさせてしまっているのではないのでしょうか。性は決して軽い気持ちで自由にしているものではなく、性には責任が伴うものです。たった一度の過ちが、自分の人生、また希望をむなしなものにしてしまうこともあるということ、もっと自分を大切にすることなど、子どもを無責任な性行動に走らせないために、小・中学生の時期に性のモラルを指導することが大切だと感じています。そして、子どもを取り巻く環境に関しては、いろいろな問題があります。実は、その実態や実情を知らない親が非常に多いと関係者は指摘をしています。教師や保護者対象の研修、講演等も啓発のために必要ではないのでしょうか。考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 それでは、認知症サポーター養成講座につきまして、お答えいた

します。

本市では、養成講座を平成19年度からこれまでに38回開催し、養成したサポーターの人数は1,174人、人口に対して1.4%強となっております。一方、講師役となりますキャラバンメイトの人数は108人で、内訳は、市職員が32人、介護従事者が22人、民生児童委員や介護相談員をはじめとした市民の方々が54人となっております。役割を分担しながら養成講座の運営を行っていただいております。認知症の方々やその家族を支援するためには、地域の皆様の認知症に対する正しい理解と対応が非常に重要であることから、今後、自治会や商工業者、教育関係者なども含めたさまざまな職域の幅広い世代の方を対象に講座を企画していきたいと考えております。サポーター養成の目標は、人口の3%、2,500人と設定しており、本年度は、今後10月20日にはデイハウスまたで、11月13日には介護の日のイベントの一環としてコミュニティプラザで実施するなど、目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。

また、本市では、昨年度実施しました実態把握調査の結果などを踏まえ、庁内の関係課、社会福祉協議会、老人介護者（家族）の会、介護保険事業者連絡会、茨木保健所などで認知症支援プロジェクトチームを結成し、サポーター養成講座のほかにも啓発活動やボランティアの育成、ネットワークづくりなどの取り組みの充実を図っております。この活動を通じまして、鳥飼西小学校区には認知症支援ボランティアグループほほえみの会が新たに結成されるなどの成果も上がっております。今後は、医療関係者や警察などとも連携しながら、徘徊SOSネットワークの構築など、認知症に

なっても安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護ボランティアポイント制度についてでございますが、高齢者による介護支援ボランティア活動の支援は、行政として重要な課題であり、さまざまな取り組み方法があると思われまます。その推進の手法の一例として、地域支援事業交付金を活用してボランティア活動の実績に応じて付与したポイントを換金できる仕組みが、平成19年度の厚生労働省の通知において示されていることを承知しております。これを受けまして、全国でも数十か所の自治体で実施または検討されており、近隣では吹田市、寝屋川市で平成21年度から実施されておられます。実施方法は自治体によってさまざまですが、例えば65歳以上で一定の研修を受講された方がサポーターとして登録され、受け入れを申し出た介護保険施設などでレクリエーションの補助やシート交換などのボランティア活動を行うと、実績に応じて1ポイントが付与され、後日換金できる仕組みとなっております。先進自治体では、既存のボランティア活動との兼ね合いや対象ボランティアの基準づくり、登録者と受け入れ施設との調整、研修やポイント管理の実施体制など、さまざまな課題があると伺っており、本市におきましては、これまでの取り組みの充実を図りつつ、介護支援ボランティア活動の支援のあり方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問のマンホールトイレの導入について、お答えいたします。

避難所におけるトイレの問題は重要な問題であり、議員ご提案のマンホールを利用した仮設トイレの設置も有効な手段である

と考えております。また、障害者や高齢者の方々が利用しやすいよう、手すりなどのついたものが製品化されております。現在、くみ取り型の仮設トイレを準備しておりますが、今回の東日本大震災を受け、備蓄品や防災資材の見直しを検討いたしておりますので、その中でマンホールトイレの導入の可能性についても考えてまいります。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 保護者へのH I Vの啓発についてのご質問にお答えいたします。

H I V感染及びエイズの発症の予防のためには、児童・生徒に対する教育活動を効果的に行う必要があります。そのため、学校全体での共通認識を図ることが重要であります。まず、教職員の研修が重要であると認識いたしております。そのため、現在、養護教諭等が大阪府の性に関する教育普及推進事業の性教育研修会に参加するなど、学校全体の共通認識を図るように努めているところでございます。また、このような現代的課題についての取り組みは、保護者の皆様のご理解を得ることにより、児童・生徒への定着度が増すことから、保護者啓発のための講演会等についての必要性も感じているところでございます。現在のところ、教育委員会としては保護者を対象の研修会等はいたしておりませんが、今後、関係部署と連携したり、さまざまな機会を設けて保護者啓発に努めていきたいと考えております。

また、学校での取り組みの一例といたしまして、第二中学校では、全教科のシラバスを作成し、教育課程が保護者の皆様にご理解いただけるよう努めております。教育委員会といたしましては、今後、H I V感染及びエイズ発病の予防も含め、各小・中学校の教育課程編成につきまして、さらに

丁寧で詳しい情報発信を行うよう指導し、各小・中学校での教育活動のねらいが、より一層保護者の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいりたいと思います。

○藤浦雅彦議長 川端議員。

○川端福江議員 それでは、3回目でありませ

ず。認知症サポーター養成講座についてであります。この養成講座をぜひ若い人や地域の方にも受講していただきたいと思えます。今、ご答弁にありましたが、さまざまな職域の幅広い世代の方を対象に講座を企画するとのことでした。よろしく願いをいたします。また、地域で私たちの安全な生活を守っていただいている警察官の皆様にも、高齢者の見守りを常日ごろから実施していただいているところでありますが、今後とも警察においても認知症への知識と理解をより深めていただくなど、ご協力をよろしく願いしたいと思います。

そして、今後は、徘徊S O Sネットワークを構築されるとの市の考えをお聞きし、安心をしました。一日も早い実施をお願いいたします。

ある識者は、ひとり暮らしの高齢者の急増で問題が山積している、中でも認知症高齢者の増大が懸念されている、推計では、団塊世代が75歳以上となる平成37年に高齢者人口が約3,500万人となりますが、そのうち認知症高齢者が320万人を占める。おおよそ高齢者の10人に1人が認知症という社会の到来が予測されていると指摘をしています。認知症は、他の疾患と同様に、早期発見・早期治療が重要であります。疑わしい場合や気になる方は医療機関を受診するようにと精神科医も勧めています。そして、私たちもふだんから隣近所であいさつや声かけに努め、まちなかで

戸惑っている高齢者を見つけた場合、優しく声をかけたりと、認知症の方を家庭、地域で支え、安心して生活できる社会を構築するよう心がけるとともに、担当課のさらなる取り組みをお願いし、要望といたします。

最後に、市長におかれましても、ぜひ認知症サポーターになっていただくよう、よろしく願いをいたします。

次に、大災害時のトイレ問題であります。今後、導入の可能性を考えるとのご答弁をいただきました。よろしく願いをいたします。いつも想定外を念頭に入れて対応しなければならないのは、今回の大震災で学んだところであります。東日本大震災を機に、住居の防災や非常時の備えへの関心が高まっています。マンションを分譲するある不動産会社が、災害対策の強化に乗り出しました。洗浄水がなくてもトイレの利用を可能にするため、敷地内のマンホール上に設置できる簡易トイレを備えることを決めたとのこと。本市においても、危機管理意識を常に持って、災害に強い安心・安全の摂津のまちづくりにさらに取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、介護ボランティアのポイント制度であります。今後、引き続き検討していくのご答弁でした。私は、摂津市は大阪で一番のボランティア市を目指していただきたいと念願するものであります。どうか他市におくれをとらず、前向きに取り組んでいただきますようお願いをいたします。

最後に、介護ポイント制度導入について、常にエネルギーで進取の気鋭がある市長のお考え、英断をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、最後に、H I V、エイズ感染についてであります。12月1日は世界保健

機構の定める世界エイズデーです。エイズに関する正しい知識の啓蒙やH I V感染予防と感染者と患者に対する差別、偏見をなくすことを目的に設定をされ、世界各国でさまざまなイベントが開催をされています。現在は治療法の開発も進み、H I Vを体内から完全に排除することはできないものの、エイズの発症を抑えることができるようになってきました。都道府県別のエイズ、H I V患者数は、東京に次いで大阪は突出して多いという状況です。感染経路は、性行為、また母子感染、血液感染の三つです。エイズ感染の有無は検査を受けない限りわかりません。

また、エイズ学習とは、科学教育、人権教育、自立教育、共生教育の四つの視点を持った性教育です。日本の性教育は、子どもに対して話題にするのが恥ずかしいとか、まだまだうちの子どもには早いなどと考え、避けている方が多いように思います。ぜひその考えを改めていただきたいと思っております。教科書等でも保健体育の時間に教えていると、先ほど答弁でありました。どうか正しく丁寧にお願いをしたいと思います。

感染としては、薬害エイズもありますが、日本国内ではほとんどが性行為によるものだと言われております。大切な思春期を生きる子どもたちが情報に流されず、誘惑に負けない強い心を持つこと、自分の生き方や行動を見詰め直し、夢、目標に向かって生きること、自分自身を大切にする、また命を大事にするという意味からも、大変重要な問題だと考えています。これからも大事な教育ですので進めていっていただきたいと要望いたします。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 川端議員からの介護支援ボラン

ティアポイント制度の導入についてのお問い合わせでございますけれども、ボランティアといいますと、摂津市が取り組んでおります人間基礎教育の中の一つ、奉仕の心そのものであると思います。また、福祉のまちづくりには、ボランティア制度、これはなくてはならない大切な制度でございます。ご承知と思っておりますけれども、ボランティアには普通の一般のボランティア、そして、民間の有償ボランティア、また、若い人たちだけのボランティア等々、いろんな形があるわけでございます。ただいまいろいろご指摘をいただきました件については、よくわかりますが、我々行政がいろんなある形のボランティアに一定の基準を設けるということについては、少し無理な面もあるわけでございます。先進市の取り組み等々、いろんな事例が報告されておりますけれども、メリット、デメリット、そして賛否両論、いろいろお聞きをいたしております。ということで、いろんなご指摘、これはよくわかりますけれども、いましばらく先進市の動向、これをしっかり見守っていきいたいなと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 川端議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、公共施設の維持管理と安全対策についてでございます。

先般、市民図書館におきまして、図書館の南東角で、まぐさと言われるコンクリートが落下をするという事故が起きました。幸い通行者がおらず、けが人もなく、事なきを得ました。施設の老朽化、また地震な

どの自然災害などに対して、市民が安全に利用できる公共施設として維持管理と安全対策の重要性を改めて感じています。

そこで3点お聞きいたします。

一つ目は、公共施設の耐震化促進についてです。耐震診断を実施し、その内容を市民に知らせつつ、計画的に耐震補強工事を行っていくこと、そして同時に、耐震補強工事ができない間、緊急的な安全対策を講じるべきだと考えますが、現状の公共施設での耐震化についてお聞かせください。

2点目は、タイルやコンクリートなどの壁面、天井や内壁など、建物の経年劣化による危険の把握、そして安全対策についてお答えいただきたいと思っております。

3点目に、施設の日常的な維持管理体制についてです。民間のマンションなどでは定期的なメンテナンスや大規模改修計画が立てられて、建物の延命、そして安全管理が行われていると聞きますが、公共施設の維持管理体制をどのように行っているのでしょうか。建物の専門的な知識を持った部署で一元的に管理をして、長期的な改修計画や日常的な維持管理、また施設管理者に対してチェックリストなどを用いた日常的な維持管理指導を行うべきだと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

2点目の中学校給食について、早期に実現をするべきだという立場から質問をさせていただきます。

学校給食法は、第4条で、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。第5条では、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないと、小学校だけでなく中学校にも学校給食を実施する努力義務を課しています。この間、貧困の

拡大が子どもの食生活に悪影響を与え始めている中で給食の実施が急がれています。ところが、大阪の中学校給食の実施率は、全国平均81.6%に対して12.3%、摂津市ではゼロ%、全国最低です。今回、大阪府が中学校給食を広げたいと大阪府の広報でも紹介されていますが、2011年度から2015年度の5年間に限定して市町村に財政支援を行う方針を発表しました。計画が出されました。さまざまな不十分な点もありますが、これは中学校給食を実施していく上では歓迎すべき施策だと思います。大阪府への補助申請は年度内とされていますが、摂津市の検討状況についてお聞かせいただきたいと思います。

三つ目に、就学援助金制度の所得基準の引き下げをやめ、充実をはかることについてお伺いいたします。

この間、何度となく就学援助金制度の所得基準の引き下げをやめるべき、中身の充実を図るべきと訴えてまいりました。第4次行革の中で示された見直しを凍結すべきだと考えていますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。摂津市の認定基準は、他市と比べても大変高くなっているのが実態です。これは、経済状況の悪化による子育て世代の低所得だけでなく、準要保護世帯への国庫負担が廃止され、多くの自治体が認定所得基準を引き下げ的过程中で、摂津市が子育て支援の柱として所得基準を引き下げず堅持してきた、こういったことが大きな要因です。自治体の負担がどんどん増しながらも、子育て世代が求める経済的負担の軽減に応じてきたという点では大いに評価できるものであり、子育て支援策として胸の張れる摂津市の施策だと私は思っています。経済状況が悪化するとともに、子ども手当については3党合意によってこ

の10月から減額されます。試算によっては1,420万人の子どもが減額されます。そして、子ども手当導入前と比べると3割の子ども世帯で負担が増えるという数字も発表されています。こうした中で、受給者数を削減する所得基準の引き下げはやめるべきではないでしょうか。そして、支給内容や支給額の増額などの充実を図るべきではないか。改めてこれまでの議論を通じて、そして、現段階での経済状況を含めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 公共施設の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

公共施設の耐震化率は、平成23年3月現在、88施設137棟のうち94棟の耐震化が完了し、68.6%となっております。そのうち防災拠点63施設107棟のうち68棟の耐震化が完了し、63.6%となっております。また、避難所は33施設33棟のうち23棟の耐震化が完了し、69.7%となっております。公共施設の耐震化促進につきましては、平成12年に年度ごとの施設の耐震化を決めた耐震計画を策定いたしました。計画策定に際し、最優先に耐震化を進める施設としまして、学校施設、次に避難所として多数の避難者を収容することのできるスポーツセンター、公民館、防災拠点などを順次耐震化していくこととしております。また、耐震化できていない施設は、最初に耐震診断を行い、耐震工事が必要であるか否かを判断し、耐震工事が必要である施設においては実施設計を行い、耐震工事を進めていくこととなります。耐震診断は、学校施設を除き実施

されていないことから、早期に診断を実施できるよう関係部と調整をしまいたいと考えております。その後、耐震工事においても耐震化できますよう、関係部局と調整をし、実施をしまいたいと考えております。

続きまして、施設の経年劣化等に対する安全対策についてのご質問にお答えいたします。

公共施設を安全に使用、管理していくには、目視による点検を行う日常点検、法令で定められている設備等の法定点検、専門の業者による自主点検を組み合わせ、各施設管理者による安全対策を実施しております。市内の公共施設は、建設から一定年度を経過し、経年劣化による老朽化をしている施設も見受けられ、特に専門業者による自主点検の頻度も増加する傾向にあります。今回、文化施設での事故を教訓に、安全対策として各施設の点検に重点を置き、老朽化する施設の長寿命化を見据えた長期的な補修計画を策定するよう庁内調整を進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 日常の管理体制についてのご質問にお答えいたします。

建築物の構造躯体、外壁、屋上防水などについては、時間の経過とともに建築当初の性能から機能の低下が進んでまいります。そこで、建築物を良好な状態で保全するためには、日ごろの維持管理が大切なことは十分承知しているところであります。建物管理について、一元的に管理する方法がよいのではとのご質問でございますが、建物の一元管理には、建築技術職員だけでなく構造診断士や電気設備関係の専門知識の職員も必要と考えており、現在の職員体制で

は困難と考えております。そのため、議員ご指摘のように、今後、施設管理者にもわかりやすいチェックリスト表を作成し、施設管理者に年一、二回の定期点検を実施するよう指導をしまいたいと考えておりますが、専門的知識からの点検については、市が所有している建築物は100棟を超えるため、すべての施設において建築技術職員の立ち会いは困難と考えており、現段階では施設管理者のチェックリストをもとに必要に応じて立ち会い、点検を実施をしまいたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、大阪府は中学校給食の導入に向けた施設整備に係る費用につきまして、中学校給食導入促進事業補助制度(案)を発表しております。その内容は、平成23年度から平成27年度までの5年間に於いて、施設整備をする場合、国庫交付金を除く国庫対象外の部分で、定率補助として2分の1、そのほか備品や消耗品などについて定額補助の1,000万円を合わせて、1校当たり1億500万円を上限として補助するものでございます。現在、教育委員会といたしましては、中学校給食のあり方に関する基本調査を実施しており、自校方式、センター方式、小学校との親子給食方式などによる完全給食のほか、スクールランチ方式につきまして、それぞれの選択肢についてのイニシャルコストやランニングコストをはじめ、さまざまな観点からメリット、デメリット等の検討を行っているところでございます。

また、学校給食は教育の一環として位置付けられることから、調査と並行して、栄

養士、調理員、保護者の代表であるPTA協議会も参画されております学校給食会の中に中学校給食検討会を設置して、本年10月下旬を目途に、本市における中学校給食のあり方につきまして検討していただいているところでございます。いずれにいたしましても、今後、中学校給食を実施するに当たりましては、財政負担の問題が大きな課題となることから、検討会での検討内容や他市の状況も参考にしながら、実施の有無も含め、市全体の課題として慎重に検討し、最終の判断をしてみたいと思います。

続きまして、就学援助金制度についてのご質問にお答えします。

第4次行財政改革実施計画における本制度の見直しの趣旨、その考え方についてでございますが、一つには全国的にも突出した認定率の問題がございます。就学援助の認定率につきましては、全国平均が13.2%に対しまして、本市は40%近くになっており、府下でトップ、全国的にもトップクラスの水準となっております。これは、認定基準額を高く保つことで、他市に比べ比較的所得の高い方々も制度を受けられるよう運用していることが要因であり、このことが広く子育て支援策につながるものであるとしておりました。ただ、全国的にも、近隣の市におきましても制度運用における見直しが進み、本市におきましても、財政的な部分も含め、この突出した基準を維持することが困難となってきたものでございます。

もう一つには、雇用、所得の環境変化が著しい現下の社会経済状況におきましては、これまでよりも手厚い援助の必要な方、これまで以上に義務教育への就学において負担感が増している方々が増加していると考えられ、今後、これらの方々への支援策の

強化についても重要視しております。

今回、本市が検討しております所得基準額の見直しを実施いたしましても、なお府下ではトップクラスの認定基準額を維持し、認定率につきましても、ほぼトップのままであることが想定され、そのことは引き続き子育て支援策としての役割を持ち合わせた制度であると考えております。その上に、先ほど申し上げましたように、今回の見直しは、より援助を必要とする方に新たな支給費目を加えるという就学援助制度の本来の趣旨に沿って、大阪府下でも本市が先陣を切って手厚い制度へと転換することに大きな意義があるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 公共施設の維持管理、耐震化等々ですけれども、2008年に摂津市所有の建築物や民間住宅・建築物の耐震改修促進を2015年までに耐震化率90%にするという計画も出されました。第4次の総合計画では、学校の耐震化を2020年までに100%にするというような計画も示されましたが、私たちは東日本大震災を経験しました。文部科学省は、5年以内に全国の学校の耐震化率を100%にするというようなことで、我が摂津市の総合計画よりも早い計画も示しているところですので、これまで以上に耐震化の促進が、非常に動きが早くなっている中ですが、学校を含めて公共施設の耐震化が進んでいない割合は、今お聞きしますと防災拠点も含めて3割強に上ります。この3割強の耐震化が進んでいない、もしくは耐震診断が行われていない、そういった現状について、どのように期日を設けて具体的に進めていくのかについて、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、維持管理や法定点検、安全対

策などについてですけれども、長期的な補修計画を立てていくというようなお話でありました。一方で、一元管理をしていくという上では、現状の職員体制では難しいということで、チェックリストを現場の施設管理者に渡してチェックをして指導していくということでもあります。もちろん補修計画を立てていくということは非常に重要なことで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、そのための財政的な保障がどのようにされていくのかということも避けては通れない問題だと思います。

それから、管理についても、やはり施設管理者任せになっていたことがいろいろな漏れを生じて事故につながっているのじゃないか。今回も業者さんによる法定点検や特定建築物の点検を行いつつも、経年劣化のチェックが漏れていたということで、まぐさが落ちるといったことが起きているわけですから、その反省に立った対策が必要だと思うわけですね。専門的な建物の知識を持った部署において、市内の公共施設についてどのような補修計画を立てていくのか、耐震化も含めて補修計画を立てるのか、長期的に延命策をどのようにやっていくのか、安全対策はどうするのか、日常的な維持点検はどうしていくのか。もちろん一義的には施設管理者が日常的な点検をやるべきですけれども、それに対してどのように計画を進めていく上での進行管理をやっていくのかという点では、一元的な管理は避けて通れないと思いますけれども、その点、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

中学校給食についてです。今、お話がありました。いろいろな意見も聞いてということでございますが、義務教育において給食という位置付けをどのように考えていただいているのか、もう1回確認をしたいと

思うんです。いろいろな意見を聞いて態度を決めていくということなのか、それとも中学校給食は義務教育課程においては必要だと、これはやるべきだという立場に立って検討を進めていくのか、その点を一つ教えていただきたい。

それから、中学校給食を実施していく上では、イニシャルコストのうち1億500万円ほど大阪府からの財政援助がありながらも、やはり財政的な問題は避けて通れない問題だと思います。しかし、摂津市は、小学校の給食において、多くの保護者や調理員さんや学校の先生、多くの市民の皆さんと力を合わせて、温かくておいしくて、しかも安全で安心の給食が提供されてきたわけですね。一部民間委託に移行しつつも、栄養状況であるとか調理の安全の管理であるとか、摂津市が培ってきたノウハウを生かしているわけですね。そういう点から、財政的な課題は多いし、大阪府に対して実施計画を出すのは年度内ということも期限が決められているということをもって、コストや効率最優先であるとか、または子どものおなかが膨れればそれでよしというようなことでは、本来の学校給食のあり方とはかけ離れたものになってしまうというふうに思うわけですね。食育基本法前文では、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けています。学校給食を学校教育の土台に据えて、食育を生きた教材としていくという観点に立って検討を進めていただきたいと思いますが、その点のお考えもお聞かせください。

就学援助についてです。トップクラスの認定率ということですね。全国と比べますと、全国的には就学援助制度そのものを保護者の方に知らせていない自治体もありますか

ら、本当に比率の低いところもあります。摂津市は、すべての保護者の皆さんに就学援助金の制度を説明し、資料を配って、受けられる方は受けてもらう。子育て世代の柱として行ってきたわけです。今、先ほども少しご紹介させていただきましたけども、子ども手当が減額されるわけですね。それから、子ども手当の財源として充てられている年少者扶養控除、これが廃止されます。所得税では今年から、住民税は来年の6月から廃止になります。そうしますと、税金を納めておられる保護者の中で、例えば、就学援助金の4人家族の基準所得で373万8,000円のご家庭で、お子さんがお一人の場合、所得税では大体所得税率5%で換算すると1万9,000円増税になるんですね。住民税は来年の6月には3万3,000円の増税になるんです。お子さんが2人いれば掛ける2になるわけです。そういう方々が就学援助金まで削られていくということになるわけですね。この間、いろいろな議論をしていく中で、現在、摂津市で就学援助を受けておられる方は約2,500人いらっしゃる。そのうち、今回見直しを検討している中で漏れ伝わってくるものは、所得基準を下げても、2,500人のうちの約500人ほどが受けられなくなる見直しを進めていくということなんですね。子育て支援の柱として行ってきた所得基準を、これだけの人たちに影響を与え、なおかつ子育て支援の柱としてやってきた摂津市が、子育て世代の増税が進んでいく中で、今、就学援助金の所得基準を切り下げるといことは、これまで摂津市が行ってきた就学援助に対する姿勢、基本理念そのものを否定してしまうことになりかねない、私はそう思うわけです。就学援助金制度の精神は、摂津市が行ってきたものについては、

私は立派なものだと思っています。この時期にそれを崩すということは、摂津市にとっても摂津市の子育て世帯にとっても絶対マイナスだと思います。この来年4月から見直しを行うということですが、その点についてはぜひ撤回をしていただきたいと思います。もう一度お聞かせください。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の学校施設を含む避難施設の耐震化について、お答えいたします。

学校施設の耐震化は、なるほど総計では2020年ということになっておりますが、3月11日に起こりました東日本大震災を受けて、私どもといたしましても、学校に通学する子どもたちの生命を守ること、また、災害時の避難場所としての機能を確保する観点からも重要な施設であるというふうに考えております。現在まとめております中期財政見通しにおいて、耐震化の促進を盛り込む予定でございます。義務教育施設については、5年間での計画を立てておるところでございます。また、その他の公共施設、特に避難所の位置付けのある施設を優先に耐震診断を早急に実施する方針があります。また、公共施設の安全対策についても、各施設のライフサイクルから算出された保全費用を中期財政計画に盛り込み、主要施設耐震化を含む施設の保全に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

成長期にある中学生の食を充実させることが、学力や体力の向上にとりまして大切であり、日常生活における食事について、

正しい理解と望ましい習慣を養うという食育指導の観点からも、中学校給食の必要性につきましては理解いたしております。また、議員ご指摘のように、学校給食法におきまして、義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないと記されており、学校給食は、当該学校に在学するすべての児童または生徒に対し、実施されるものと規定されておりますことから、基本的には全員喫食の完全給食が望ましい姿であると考えております。しかし、中学校給食につきましては、さまざまなご意見があることから、先ほどの答弁でも申し上げましたように、あらゆる選択肢を排除しないで検討してまいりたいと考えております。

また、中学校給食を実施する場合でございますが、実施方法がどのようなものになりましても、実際に給食の開始を予定しております平成28年度までには時間的な余裕もございますので、これまでの小学校での学校給食の取り組みを踏まえ、食材、調理、配缶及び配膳、並びに食器等の洗浄・消毒、施設・設備の清掃などの安全衛生管理など、さまざまな観点から関係者の皆様と協議を行いながら、安全で安心して、そしておいしく食べられる給食づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、就学援助制度に係るご質問でございますが、子ども手当や、それから年少扶養控除廃止による所得税、住民税の負担が増えるということで、子育て世帯に対する負担が増える中で、就学援助制度をどのように考えていくかということでございますが、制度を考えるに当たりましては、制度本来の趣旨、それから、やはりその中で何を優先していくのかということが問われるというふうに考えております。まずは、

子育て支援施策の中ではございますが、就学援助制度本来の趣旨を考えますと、先ほどの答弁でも申し上げましたように、この間の経済的な状況の中で実際に負担感の多いと思われる厳しい状況にある方に対する援助を強化することが第一ではないかなというふうに思っております。その上に立ちまして、できるだけ国が考えておられると思われる基準を超えて、市として一定の子育て支援という立場から、その範囲を広げていくというような観点から取り組んでいくことが必要ということから今回の見直しの案を持っておりますので、そのあたり、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 公共施設の一元化なり、またチェック体制について、お答え申し上げます。

担当部長も言っていますように、いずれにいたしましても、多くの施設が経年化をしているということと、当然劣化も考えられるわけでありまして、それで、今の状況を申し上げますと、今の公共施設のまず把握に努めなければならないというふうに考えます。いわゆる安全指標と、それに必要となる財源の確保であります。それで、現在の建築課の職員は8名おりますが、営繕なり設計に4名と、それからまた建築確認なり開発申請等で4名と。部長が言っていますように、今の業務内容からいたしまして、すべての公共施設を管理し、チェックするという体制の一元化は困難であります。無

論、例えば新規採用を行うにつきましても、その人件費が必要でありますし、そして、専門資格なり基礎的な知識を持っているとはいいながら、建築ということになりますと、やはり一定の年数の現場経験なり知識、ノウハウが必要となるということを考えますと即戦力になり得ないということもございます。

それで、私どもがいつも言ってきたのは、車両管理のあり方のときにも言ってきたんですが、自分の車という考え方を持たなきゃならないということを言っていました。今回の図書館問題も聞いておりまして、維持管理者のほうは適正にチェックをしてきたと思うわけではありますが、やはり一元化のメリットというのがありますが、使用する立場の原課と、それから維持管理をする担当課が分かれてしまうようになりますと、まず考えられるのは、その責任の不明確ということにつながりかねないというふうに考えるわけであります。やはり今、大事なものは、公共施設の管理は、各その管理すべき立場の者がみずからの家と考えたときにどういう行動をとるかということを考えてもらわなきゃならない。これは強く求めなきゃならないというふうに思っております。そういう意識を持って管理すべきでありますし、それが適時適切な管理、維持補修の減少ということが考えられるというふうに考えます。全庁的に各施設管理者に対しまして、チェックリストに基づいて全庁的な定期点検を実施するように指導していきたいというふうに思います。それで、その結果がチェックリストに出ましたら、建築課の立ち会いのもとで点検を行って、また、その都度、専門業者による調査も必要となってくる場合も考えられますので、そういった観点で安全対策を進めていき

いと。そこで必要財源も明らかにし、議会にもお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 維持管理の件ですけれども、お考えを示していただきました。責任ある公共施設の維持管理と安全対策を求めておきたいと思えます。

学校給食につきましてもですが、やはり食育基本法、それから学校給食法の基本理念、ここにしっかり立った上で検討していただきたい。期限が決められている中で、効率優先で進めてしまうということではなくて、たとえスタートはやむを得ないような選択があったとしても、これは全員喫食であり、自校直営給食を目指して頑張っていたきたいと要望しておきます。

就学援助金の問題です。せつつすこやか子育てプラン、これを策定する上で子育てに関するアンケートをとられました。子育て世代が望む施策、経済的な援助がトップになっていました。そうした子育て世代の願いに応える形で、子育て支援策として就学援助金制度の充実を図ってこられたわけで、今この時期に増税が押しつけられるこうした状況のもとで、こういう選択というのはやはり間違っているということを申し上げておきたいと思えます。

終わります。

○藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、よろしくお願ひいたします。

まず、熱中症対策について伺います。

今年も猛暑が続きました。まだ暑いという状態が続いていますけれども、本市もセ

ツオアシスの取り組みなど、熱中症対策の発信をして頑張っておられるということは承知をしております。昨年は記録的な猛暑、熱中症についても例年の2倍以上の被害が出ました。今年も同様の被害が出ています。昨年全国で5万人を超える熱中症による救急搬送が発生し、半数近くが高齢者、屋内での発症が多いことが指摘をされております。このことによって寝室等へ冷房設備の必要性というのが重視されるようになり、昨年夏の政府の検討によって、昨年10月から生活福祉資金貸付事業の見直しが行われ、冷暖房設備を備える資金を項目に加えました。今年7月14日、日本共産党の田村智子議員の、この貸付けを生活保護の収入認定にすべきではないという追及に、7月19日、厚労省から都道府県に生活保護の実施要領の改正が通知をされ、借りやすくなっております。これは、社協を通じて府に借入れを行うものですが、それでも同じ生活保護で年金、給与などの保護費以外の収入のない方には利用ができない、こういう状況が続いております。この状況を改善するために、この8月1日実施で、東京都はこの借入れのできない65歳以上のお年寄りの生活保護世帯に一時金として4万円の支給を決めたところですが、お金がなくて、この暑い夏、冷房設備のない部屋でお年寄りが熱中症になり、中には命まで奪われる方がいる。こういう状況をつくらないための施策として、当然の施策だと考えますが、日本の夏には冷房設備は生活必需品と言ってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そもそも摂津市で熱中症で救急搬送される方々はどのような状況になっているのか、お聞かせください。いつもホームページで

救急の状況は毎日更新されておりますけれども、熱中症の状況をお願いしたいと思います。また、家計が苦しくて、いまだにご家庭に冷房設備のない世帯がどのくらいあるか、つかむ必要があるのではないのでしょうか。私の知る限りでも、お二人の方が昨年今年もクーラーなしで頑張っておられた方がおります。生活保護世帯への冷房機器の設置の支援はどうなっているか、お聞かせください。

その上で、現在廃止をされている市独自の生活資金貸付ですが、これが復活できないか、お聞かせいただきたいと思っております。府の貸付けは申請から借入れまで約2か月かかります。保証人がなければ金利がつきます。暴力団との関係がないことを誓約させられたり、多くの同意書を必要とします。手続き上の問題は大阪府や本市の窓口、社協にも改善を求めたいと思っております。本市で簡潔に素早く生活資金を融資いただければ、市民としては、より柔軟に、豊かとは言えないまでも便利な生活を営むことができるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、市民税・国保料など公租公課の滞納に対する督促、今春から強化をされたコールセンターの業務について、お聞きいたします。

この問題については、7月5日、市民団体との懇談などを行っていただきました。国保料について、生活保護に陥った市民は、税金、それに準ずる国保料は減免が行えます。その状況にある市民に、それでもなお保護決定前の保険料が免除されるわけではない、そして自主納付を妨げるものではないとして、生活保護受給者から滞納分を納めていただいていたという事実がありまし

た。生活保護受給者に公租公課を負担させるべきではないという改善を要求しておりましたが、その後、どうなっているのでしょうか。生活保護受給者には、民間の借金に関しては、破産手続きを進めて保護費で借金返しをしないよう指導されているわけですから、国保料などに関しても、凍結できて払わないでよい場合があるということをしっかり伝えるべきだと要求したものであります。

次に、コールセンターの業務ですけれども、委託をされておりますが、業務を否定するものじゃありませんけれども、この春、1期目の固定資産税の納付がおくられて早速電話があった。払うと言うているのに、いつ払ってもらえますかと畳みかけてこられたと。市税の職員とは違うんやろうと、いささか不評だったようなので、トラブルなどなかったかお聞きしたいと思います。委員会審議では「お忘れではないですか」という内容で行いますということでした。お聞かせいただきたいと思います。

次に、差し押さえについてですけれども、市民税の滞納で通帳が差し押さえられた市民の納付相談に同行させていただきました。委員会などでも公租公課は生活費にはかけない、公私の扶助についても児童福祉法などで保護されている、給与の差し押さえはできないと指摘をさせていただいておりますけれども、この方の場合、給与が入った途端に二つある通帳を同時に押さえられています。この方は、ほかの支払いができないと相談に来られて、分納を約束され、返金・解除をお願いしたわけですが、このケースでも、調査をされて通帳以外に押さえるべき財産はないということもわかってやられているわけです。相談に来られたから解除もできましたけれども、もし来

られなければ、生活費とわかっていながら換金してしまう。どうしても接触してこない方がどうされるかわかりませんが、もしかすると、そういう方は借金を重ねて生活の破綻につながるかもしれない。市民生活の破綻につながることを行政が行っていることになりはしないでしょうか。少なくとも根こそぎ資産を押さえてしまうというような行為は避けるべきではないでしょうか。見解状況をお聞かせください。

以上です。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 では、質問番号1、熱中症対策としての生活保護世帯への冷房機器設置支援の状況についてのご質問にお答えいたします。

熱中症等の健康被害を未然に防止する観点から、本年7月19日に生活保護法による保護の実施要領の一部が改正されました。改正内容につきましては、生活保護受給者が冷房設備を購入するために貸付金を利用した場合、その貸付金については収入認定除外とし、その返還金は収入から控除するとの内容でございますが、現状として保護受給者が貸付けを利用できない場合もございます。議員ご指摘のとおり、東京都においては、今年度限りの緊急的な独自措置として、今年8月1日より、都内の市区に対して生活保護世帯が冷房設備を設置する場合に財政支援を行っているよう把握しております。生活保護の基準につきましては、厚生労働省内の社会保障審議会生活保護基準部会におきまして、国民生活の水準を統計的に検証して決められておりますが、現在の生活保護の実施要領中には、冷房機器に対する項目はない状況でございます。

次に、市独自の小口貸付け、緊急貸付けの制度復活についてのご質問にお答えいたします。

今回の改正の内容であれば、社会福祉協議会で運用していただいております生活福祉資金で生活保護世帯に貸付けを行った場合、冷房設備購入の貸付けについても収入認定除外とされており、既に対応できているものと認識しております。したがって、本市といたしましては、現状では市独自の小口貸付け、緊急貸付けのような制度を設けることは考えておりません。

続きまして、質問番号2、市税滞納処分についてのご質問のうち、生活保護受給者に対する保険料の免除及び滞納処分の執行停止について及びコールセンターの業務につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、生活保護受給者の国民健康保険料につきましては、保護開始後の保険料は発生しない仕組みとなっております。保護開始前に賦課された保険料につきましては、未到来の納期に係る所得相当分につきましては全額減免させていただいているところでございますが、制度上、支払い義務は免れないものとなっております。

ご質問の執行停止は滞納処分の一部でございますが、滞納処分は、国税徴収法第47条の規定により、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税を、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときに着手することとなっております。また、同法第153条第1項で、滞納処分を執行することができる財産がないなどの場合に滞納処分の執行を停止できると規定されております。したがって、督促状を発送した後において初めて滞納処分の執行を停止することができるというものでございます。

次に、生活保護受給者につきましては、同法第153条第1項第1号の滞納処分を執行することができる財産がない場合等に相当するため、執行停止とすることは可能となっておりますが、本市では執行停止に準じた扱いとさせていただいております。執行停止の扱いではなく準じた扱いといたしておりますのは、執行停止により不納欠損処分できるのは3年後となるため、市税に比べ時効が2年と短い国保料では、執行停止により時効が完成する前に期間経過により時効となり、実効性が少ないからでございます。国保年金課では、平成20年度からオープンシステムを導入したことにより、各種の事務の見直しを実施しており、お尋ねの生活保護受給者の扱いにつきましては、事務の見直し以後、執行停止に準じた扱いとさせていただいております。

次に、コールセンターの事務についてでございますが、コールセンターに委託している事務の主なものは、支払いをお忘れになった方に連絡し、納付勧奨することでございます。電話をかけたとき、忘れていました、払いますとお約束があった場合、お約束の日まで督促状や催告書を一たんとめることとしているため、とめるためには、いつお支払いいただけるか、必ず確認するよう指示しております。このような取り組みを始めたことで、逆に「今までまじめに払っていたのに、少しおくれただけで督促状が来た。不愉快だ」という苦情をいただくことがほとんどなくなっております。また、納付相談が必要な方につきましては、コールセンター職員ではなく収納担当職員が担当させていただくことにしており、コールセンターの職務は、納付をお忘れになった方への納付勧奨に限らせていただいているところでございます。

○藤浦雅彦議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 熱中症の救急搬送状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、今年の全国における搬送状況でございますが、9月11日現在の数値では、総搬送人員4万3,849人、そのうち高齢者は2万91人となっており、全体の約46%を占めております。

次に、本市の搬送状況でございますが、熱中症調査が開始されました5月30日から一昨日9月20日までの総搬送人員は37人、そのうち高齢者は8人で、全体の約22%となっております。また、夜間の搬送人員は7人で、全体の約19%でありました。発症原因の内訳でございますが、日常生活中が17人、仕事起因したもの15人、運動中が5人の順となっており、傷病程度では、死亡・重症例はなく、中等症7人、軽症が30人となっております。過去に例を見ないほどの猛暑が続きました昨年と比較しますと、総搬送人員は26人の減少、比率にしますと約41%減となっております。また、高齢者の搬送人員は8人、昨年の27人からしますと19人の減少で、夜間の搬送人員も11人から4人減少し、7人となっております。ただ、これは救急搬送人員でありまして、実際の患者数はこれを上回るものと考えられます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市税、国保料の滞納処分についての質問のうち、預金の差し押さえについてお答えいたします。

預金口座をすべて差し押さえられたということについてでございますが、税金の納付につきましては、多くの市民の方が納期限内に納められるよう努力をさせていただいて

おります。また、昨今の社会情勢や個別事情により納付が困難な方もおられます。分割誓約等によって納付いただいております。これらの方々の信託に応えるためにも滞納対策はないがしろにすることはできません。納期限までに納付がいただけない場合は、督促状や催告書を何度も発送させていただいておりますが、連絡もなく納付にも応じていただけない場合には、市債権の確保や公平性維持の観点から財産調査等を行い、差し押さえ等の滞納処分を行っております。預金の差し押さえに関しましては、国税徴収法第63条に基づき、原則として全額を差し押さえすることとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

ただし、本市は、預金差し押さえ執行に当たっても、直ちに換価、預金を引き上げるということをしておりません。一定期間の猶予期間を設け、市税に充当するという方法をとっております。できる限り滞納者と納付の相談ができるよう柔軟に対応させていただいております。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、続けて質問させていただきます。

私がお聞きしたとおり、熱中症をめぐる状況は、今、お答えもあつたように依然として厳しい現実で、家計の苦しい家庭では冷房機器の設置についても厳しい状況があると思います。つまり、セツオアシス、それから貸付けがあつても、高齢者や体の不自由な方々、出かけていけない方々、夏、高温になるお部屋で就寝される方々、今の状況では熱中症防止策がとれていないと思われる方々をどうするかというお答えが必要なのではないでしょうか。東京都の4万円支給もその答えの一つだと思っておりますけれども、水まくらなどを使つても一晩中有効

というわけではない。なお取りこぼされている方々に、貧乏は仕方ないから自己防衛をお願いしますという答えでは、行政の答えとしては落第ではないでしょうか。私は、この状況に至っては、冷房機器を生活保護の必需品として什器加算に算入してもいいくらいだと考えておりますけれども、市長の見解を求めます。消防や担当課としては、今の仕組みの中で最大限のことをしていただいていると信じておりますけれども、しかし、セーフティーネットでなお救えていない方々にさらに網を広げるよう求めるものですけれども、いかがでしょうか。

滞納処分については、払えない人まで督促をするというのもどうかと。払えない人には強く当たらないということをお願いしたいと思いますけれども、滞納処分については役所の側からのお答えだと思います。市民の立場で、払う側の立場で考えてほしいと思っています。やはり市民が気持ちよく税金、保険料、公共料金を払っていただくためには、それにふさわしい行政が行われ、市民に納得していただくということが一番大事だと思っていますけれども、昨年、全国での滞納処分の件数は15%近く増えています。不況で家計が苦しい市民が増え続ける中で、高過ぎる国保料、税金、公共料金を払える額に引き下げることが求められているのではないのでしょうか。自治体財政が苦しいから公租公課を上げるというのではなくて、国民健康保険料、市民税のあり方を考えて、低所得者には払える額にするために減免制度などの充実を求めたいと思います。市税・国保料のあり方について、市としての見解を求めたいと思います。このままでは滞納処分が増え続けて、市役所が市民と対決姿勢をしていく、払ってもらえないほうが悪いというような形になりは

しないでしょうか。どうされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 最初に、市長。

○森山市長 山崎議員の冷房機云々の話でございますが、その前に、今、生活保護の話はよく出てまいります。摂津市だけに限ったことじゃないんですけれども。生活保護を受けられる方というのは、いろいろ個人差はありますが、十数万円の保護を受けられる。一方で年金を一生懸命かけてきて、月5万円、6万円という話があるんですが、この話は少しおかしい話ですけども、現実にこの問題は、あちこちで矛盾といいますか、この話が出ております。摂津市でもたくさんそういう方がおられると思うんですけども、今言われている低所得者に対するいろんな措置、これはいっぱいあるんですけども、もちろん今おっしゃっていることもありますけれども、一方でコツコツかけてきて年金を少ししかもらえない、そういう層にもしっかり目を向けていかないかんわけでありますから、全体を見ますとかなりの数があると思うんですが、どないするねんと、それが政治じゃないかという話ですけど、そのとおりですけども、私どもは、この小さな摂津市で、今そのことについて、すぐ何ぼか補助金を出しますという方法はとらない。私どもでとれる方法といたしましたら、これはやっぱり国がもう少しこういう面にしっかりと目を向けてくれないかんわけであります。そういうことを市長会等々通じて、こういう実態があるということを強く要望することが、今、私ができる一つの手だてではないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 市税の納付、減免制度など

の低所得者への配慮ということでございますが、私どもが担当しております納税課のほうでは毎年新人が入ってまいりまして、今年で4年連続新人が入ってきているような状態でございます。彼らに話をしますが、税金というのは公平に負担をすると、税は払ってもらふ義務があるということでございまして、公平公正に取り扱うようにということを言っております。現実には納付者に何度も納付約束をし、その約束を破られ、電話をかけてもつながらない、つながっても切られてしまう。こういう現状を見たときに、いかに勤務をするか、仕事とはいえ、どうしたらいいんですかということに対して、正義感を持って市民に対して公平に臨めというふうに部長としては言っているところでございます。ある意味、差し押さえ、預金の換価につきましても、ほかの方法として、先ほど議員がおっしゃいました給料の差し押さえを行うということも可能でございます。しかし、これにつきましては、勤務先に滞納をしているという事実がわかる、滞納の照会をするということで、これについては、まず預金があれば預金の差し押さえを執行しているところでございます。できるだけ滞納者といえども市民が社会的な地位を守れるように私どもも考えているところでございます。

もう一度、先ほども答弁しましたが、預金の差し押さえは行っておりますが、私が30年前、納税にいたときには、即日換価をいたしまして税金に充当しておりましたが、現在行っている差し押さえは、預金を差し押さえきて、そのままの状態に猶予期間を置いております。その間、納税者が相談等に来られましたら、分納の約束を取りつけ、預金の差し押さえについても解除をしているところでございます。いかに生

活の状況が苦しくても、平等・公平に扱っていくというのが、一つ税における立場かと存じています。私どもは、税が本市の財政の一番の基盤であるというふうに考えておまして、不交付団体である本市において、税が公平に納められるということが一番大きな問題であると。執行する側についても、そのことについて十分配慮するようには常々部長として言っているところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 市民の立場からしますと、現状肯定ではなくて改善を進める答弁をいただきたい。地方自治の冒頭で求められる住民の福祉の向上に市が果たす役割、これを考えて、来年の夏に向けて冷房機器の設置についても、市民生活の状況についても真剣に行政が対策の検討を進めることを求めたいと思います。公租公課についても、このままでは役所が市民生活の破壊を進めることにつながりかねない。国保、税、公共料金のあり方について、市民の立場からどういうふうになれば納めやすくなるかということを検討していただく、そういった観点で来年度予算にも臨んでいきたいと思っております。さらなる改善を求めて質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 山崎議員の質問が終わりました。

次に、三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、質問をさせていただきます。

死者、行方不明者約2万人と戦後最大の被害をもたらしました東日本大震災発生から半年が過ぎました。また、死者、行方不明約100人を超える台風12号、そして、

日本列島を縦断し、広域で災害をもたらしました台風15号での災害に見られますように、私たちは、いつどこで起きてもおかしくない災害多発日本列島に暮らしております。日本は、昔から地震災害、台風災害を受けてまいりました。地震では、今後30年以内に60から70%の確率で発生すると言われる南海・東南海地震を控えているこの摂津市におきまして、そのほか上町断層もあります。台風災害では、昭和以降の台風の中で特に被害の大きかった3個の台風を昭和の3大台風と呼ぶこともあります。昭和の3大台風以降、昭和36年の第2室戸台風を最後に50年近く、沖縄などの離島を除けば大きな台風は日本列島に接近していませんでしたが、今回の台風12号、15号もそうですが、地震、台風その他の自然災害での被害想定で、多くの自治体は、国・府の対応を待つ自治体と、できることから独自に着手した自治体と、大きな温度差が見られております。今回の質問は、多くの市民が摂津市の防災力に不安を抱いているようなことから、摂津市として災害想定内容と災害時の対応策の取り組みについての内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

1点目は、災害時の被害想定についてですが、ハザードマップに示されている想定内容は、淀川、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川がはんらんした場合の浸水状況を示しております。これまで想定外とされていた災害が日本全国で起きておる中、淀川がはんらんした場合の浸水被害状況の想定は、200年に一度の集中豪雨を想定したと伺っておりますが、これ以上のシミュレーションが必要と思っておりますが、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

その中で、具体的には、淀川の常時水位、

高水敷高さ、避難勧告・避難指示高さをお聞かせいただきたいと思っております。また、南海・東南海地震と上町断層で、これまでの被害想定と関西大学河田教授の津波被害想定で、摂津市にも被害が及ぶと公表されておりますが、どの程度までの津波被害想定なのか、最近の情報とこれまでの地震災害想定との違いについてお聞かせいただきたいと思っております。このような地震・洪水被害想定の中で、防災無線をはじめとして緊急連絡体制は大丈夫なのか心配でございます。お聞かせいただきたいと思っております。

2点目の防災備蓄についてでございますが、防災資機材及び備蓄品は、現在、近畿道高架下及び各小・中学校の1階部分に備蓄品を収納しておりますが、この場所では、ハザードマップに示されております洪水被害時では、いざとなれば水面下につかってしまいます。公共施設、民間施設の高所に分散する必要があると思っておりますし、新たな防災センターの建設も必要と思われませんが、この考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目の避難場所指定についてですが、ハザードマップで示されております避難場所は大丈夫なのかも気になっております。これは、午前中からの議論も出ておりますが、こういったことも非常に気になっている点でございます。強度については、答弁は結構ですが、ハザードマップ並びに今回の全国での浸水災害状況を見ると、淀川の堤防上部以上の避難場所を一方では指定すべきだというふうに思っております。この際、民間マンション、企業、公的住宅、公共施設で聖域なしの協力体制が必要と思っております。考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、応援体制についてですが、現時点

における企業との応援協定についてお聞かせいただきたいと思います。また、行政間の広域応援協定はどこと協定を結ばれているのか、また、今後拡大していく予定はあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、商工業の経営強化と発展についてのうち、1点目のものづくり基盤技術振興についてですが、最近の新聞記事で多く見受けるのは、国内では震災復興への雇用や財源確保の増税問題、超円高による企業経営の圧迫、海外ではギリシャの財政危機によるユーロの急落、世界的な株安、テロ問題など、世界の各地で起こる問題がより経済を不安定なものにしております。今年、第1回定例会本会議におきましての代表質問でも指摘しましたように、摂津市は中小企業の多いまちで、企業の納める法人市民税によって摂津市の財源見通しが大きく変わっていくことから、市内企業の活性化を図る対策がいかに重要かを指摘させていただきました。第1回の代表質問では、商工費の使える予算があまりにも少な過ぎると指摘をいたしましたし、さらに第4次総合計画の「活力ある産業のまち」は7本の柱の1本であり、歳入確保の観点からも積極的に施策を打っていく必要があると思います。現在の人員体制、ものづくり産業を中心とした基盤技術振興施策、支援施策をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目の事業所データベース化の進捗状況についてですが、商工業の活性化施策を検討していく上にも基礎データが必要でございます。そのための事業所データ作成に取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、新しい公共支援事業への取り組み

についてお聞かせください。新しい公共とは、公共が行っている既存事業の棚卸しを行い、民間にできる事業は民間に委託を行う考えなのか、またはNPOをはじめとする各種団体が新規で取り組む事業を指しているのか、これまでの庁内議論と今後の展開についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、安威川以南のコミュニティ施設計画についてですが、安威川以南地域のコミュニティ施設建設予定地は、これまで多くの議論を重ね、昨年5月、南摂津駅前に設置すると言われ、今年度はその計画すら見えておりません。なぜおけているのか、現状での検討内容についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 災害時の被害想定についてのご質問にお答えいたします。

平成18年に作成いたしました洪水ハザードマップでは、淀川においては2日間で500ミリの大雨が降った場合を想定し、河川はんらんシミュレーションを実施した結果、市内の広範囲に5メートル以下の浸水、淀川と安威川に挟まれた地区の一部に5メートル以上の高さまで浸水するところも予想されております。今回の東日本大震災を受け、大阪府におきましては、本格的な防災計画の見直しは平成25年ごろになると聞いております。その後、早い時期に摂津市域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。それと合わせまして国や大阪府と協議を行い、想定外の降雨も考えられることから、シミュレーションの見直しも検討してまいりたいと考えてお

るところでございます。

次に、淀川の常時水位と高水敷の高さと避難勧告の高さと避難指示高さと堤防の高さであります。摂津市に近い水位観測所が本川毛馬と枚方にごさいます。大阪湾の最低潮位をプラスマイナスゼロメートルと定義しますと、本川毛馬の常時水位は3.03メートルで、高水敷の高さは3.6メートルでございます。避難勧告の高さは、水防警報発令の対象観測所でございますので、参考値でございますが5.5メートルで、避難指示の高さは表示しておりません。堤防の高さは11.23メートルで、枚方の常時水位は3.16メートルで、高水敷の高さは7.8メートル、避難勧告の高さは11.37メートルで、避難指示高さは12.37メートルで、堤防高さは16.43メートルでございます。参考までに、鳥飼大橋付近の堤防高さは13.24メートルでございます。

次に、東南海・南海地震と大阪府への影響が考えられる四つの内陸断層のうち、特に上町断層帯の被害想定についてであります。上町断層帯は断層破壊モデルが2ケースありまして、地震が想定されております。このうち、摂津市域の地震が最も強くなるケースは上町断層帯地震Aで、市全域が震度6弱から6強と予測しております。この地震により、死者、負傷者が1,200人、家屋の被害が6,000棟、半壊5,200棟、罹災者数3万9,000人、避難所生活者1万1,000人が発生することを想定し、防災計画を策定しています。

次に、関西大学の河田教授の津波被害では、摂津市にも被害が及ぶとの研究結果が公表されています。どの程度までの影響があるのかであります。大阪府危機管理室から暫定的な想定が出されております。そ

の内容では、津波シミュレーションを実施したものではありませんが、過去に想定した各地区の津波の高さの2倍として、それに潮位を加算したものを仮定津波の高さとして、津波到達は海岸から10キロメートルとされております。摂津市までは到達しないとの考えであります。しかし、仮に到達しましても、内陸部からの浸水でございますので、10から20センチ程度と試算されております。また、東日本大震災では、仙台市では最大5.5キロメートル、陸前高田市では最大7.5キロメートルまで到達しました結果から、これらのシミュレーションは矛盾しないと伺っております。

次に、防災無線をはじめとした緊急連絡体制についてでございますが、摂津市防災行政無線固定系による広報のほか、広報車等による現場広報、避難所等への職員の派遣による広報、ラジオ、テレビによる広報、市のホームページなどインターネットの活用により広報を行ってまいります。

次に、防災備蓄についてのご質問にお答えいたします。

防災機材及び備蓄品の分散と新たな防災センターの建設についてでございますが、現在、非常食や毛布などの備蓄につきましては、近畿道高架下の倉庫、近畿道高架下の水防倉庫、鳥飼倉庫、安威川公民館、第51集会所、コミュニティプラザの市内6か所で保管しております。現在まで備蓄用品の保管・管理を行うことから、庁舎を中心に備蓄倉庫を設けてまいりました。また、吹田操車場跡地に計画しております防災的公園が完成いたしましたら、備蓄の保管場所について一定解決がなされるものと考えておりますが、庁内の各部局と調整し、公共施設全体の中で地域的に網羅できる体制を構築できるよう検討してまいります。防

災拠点につきましては、本庁に大きな機能を現在有しているため、新たな拠点整備については直ちに考えてはおりません。

次に、避難場所の指定についてのご質問にお答えいたします。

避難場所が浸水する場合も考えられることから、現在指定している避難所で大丈夫であるかということですが、現在、災害時に被害を受け、また受けるおそれのある場合、応急生活をするための場所として小学校10か所、中学校5か所、公民館6か所など、合計28か所の避難所を指定しております。そのうち洪水ハザードマップでは25か所において浸水の予想がされております。避難勧告等判断・伝達マニュアル策定業務におきまして、避難所の階層、床面積等から浸水時の避難収容人数を算定する、避難所ごとに避難収容性の評価を行う、想定避難者が収容不可能な地区におきましては避難所代替候補施設の検討を行う予定となっており、その内容を踏まえまして、避難所の指定につきまして再検討してまいりたいと考えております。

企業の安全な場所を指定してはどうかということですが、災害時の民間事業者との協定につきましては、公共施設の避難所を補完することを目的として、現在、市内民間事業者へ防災協定のお願いを順次行っております。民間事業者におきましては、さまざまな個別事情があることや、夜間に災害が発生した場合、受け入れ責任の所在など諸問題が生じると予想されます。しかし、ぜひとも協定締結に結びつけ、防災体制の強化を図りたいと考えております。

次に、応援協定についてのご質問にお答えします。

今までの企業との協定内容とこれからの協定内容についてですが、現在、民

間事業者とは、災害時相互協力に関する覚書を市内郵便局と、災害時支援協定をコカ・コーラウエスト株式会社と、災害時応急対策業務協定を摂津市建設業協会、北摂建設業協同組合、摂津市造園業協同組合と、災害復旧活動協力を摂津市建設事業組合、摂津市水道工事業協同組合、大阪エルピーガス協会三島支部摂津部会と結んでおります。今後も市内の企業や大学との防災協定の締結に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、広域応援協定についてであります。現在、摂津市は平成7年より京都府向日市、奈良県桜井市、平成9年より滋賀県草津市の3市と災害時の相互応援協定を締結しており、お互いの市で発生した災害に対し、食料や飲料水、生活物資並びに必要な資機材の応援を行う協定となっております。しかし、この3市は、摂津市とともに近畿圏に位置いたしますことから、大規模な災害が発生した場合、相互の応援が難しい状況も予想されます。そこで、今後新たに防災協定を締結する市を検討したいと考えております。現在、検討しております自治体は、陸続きで高速道路等で容易に物資輸送が可能な中国地方や北陸地方の市への防災協定締結の働きかけを行いたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 商工業の振興に係ります質問について、お答えをいたします。

本市は、全事業所の20.3%を製造業者が占めており、ものづくりのまちとして、また、昼間人口が夜間人口を上回り、市外から働きに来られるまちとしての特色を持つことから、本市の発展を目指す施策にはものづくり企業への配慮も大切であると認

識しております。

商工の予算につきましては、企業立地等促進条例をこの4月より施行しましたことにより、来年度より奨励金の新規予算計上を行うとともに、企業立地への支援といたしまして、今年度より職員1名を増員し、この10月より市内事業所訪問を行う準備を進めているところでございます。さらに、本市では国において制定されたものづくり基盤技術振興基本法の趣旨にかんがみ、大阪府ものづくり支援課や商工会と協力し、技術研究開発機関であるものづくりビジネスセンターや府立産業技術総合研究所と市内企業との連携を図るなど、中小企業の技術確保を目指してまいりたいと考えております。また、増員しました企業立地担当者の企業訪問活動により得られました企業のニーズを参考に、支援方法を今後も見きわめてまいりたいと考えております。

続いて、事業所データベースに関するご質問にお答えをいたします。

本市では、商工業の活性化の底上げを図るため、市内事業所の把握が必要と考え、平成15年度から市内事業所のデータベース化に取り組んでおります。現在では3,777事業所の把握を行い、その事業所で市のホームページへの掲載の承諾をいただいた事業所は平成23年9月現在で1,101社に上り、摂津市事業所ネットという事業所閲覧システムに掲載し、事業所情報の発信、事業所間取引の機会の場の提供を行っております。また、摂津市事業所ネットは、平成21年度と22年度に、より使いやすくするため検索機能のアップ、企業メッセージの項目の追加など、システム改修も済ませ、ご利用をいただいているところでございます。

続きまして、新しい公共支援事業につい

てのご質問にお答えをいたします。

国では、官だけではなく市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財、サービスの提供主体となり、身近な分野において共助の精神で活動する取り組みを推進するため、平成22年度補正予算により予算額87億5,000万円の新しい公共支援事業が成立いたしました。この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、国において有識者等から構成される新しい公共支援事業運営会議が開催され、事業のガイドラインが決定されております。このガイドラインによりますと、行政が独占してきた領域を公に開く取り組みを施行することを通して、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るとともに、地方自治体がNPO等に公を開くための職員の意識づけ、啓発、協働の考え方、契約のあり方などを見直し、新しい公共に対する地方自治体の意識改革を促すために事業を展開することとされております。

具体的には、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しするための活動支援と、行政との協働により取り組む地域の課題解決に向けた新しい公共の場づくりのためのモデル事業が実施されるものです。現在、24年度事業について、8月中旬に大阪府により説明会があり、9月1日から10月中旬までを募集期間として申請受付をされております。市では、24年度事業への応募に向け、庁内周知を図り、市内のNPO団体にも制度内容について周知をいたしました。ただし、本事業における財政支援は単年度のみである一方で、モデル事業としての継続性が一方で要求されますので、事業実施において非常に難しい面もございますが、本事業は、本市の新総

合計画にあります協働社会への転換の理念にも合致するものであり、その活用に取り組むべきものと考えており、市内団体や関係部局に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、安威川以南地域のコミュニティ施設整備についてのご質問にお答えいたします。

安威川以南のコミュニティ施設整備につきましては、昨年5月に南摂津駅前の用地を候補地として決定しており、今後、コミュニティプラザの利用形態を詳しく調べるなど、施設の規模、機能、設備、運営などを総合的に検討してまいります。

コミュニティプラザの本年7月の利用状況を参考までに申し上げますと、3階のコンベンションホールには、1か月30日のうち21日の利用がございます。ホール全体の利用者数が約1,900名ということになっております。また、各会議室につきましては、6部屋のうち4部屋が50%を超える利用率となっており、会議室1か月の利用者は2,200人となっております。また、利用登録者数も団体、個人を含め500人に達しております。このように、開館して1年以上が経過し、コミュニティプラザの利用が増加・定着しつつある状況を踏まえた上で、全利用者を対象とした調査を10月に実施いたします。期間は約1か月を予定しております。調査内容は、利用者の利用目的、交通手段など、また、実際の利用形態も含め、具体的なものを予定しております。これらのデータをまとめ、ご質問にございました安威川以南のコミュニティ施設整備の検討内容に反映していきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問を

させていただきますと思います。

まず、1点目の摂津市の防災についてでございますが、いろいろ被害想定につきまして、るるご説明をいただきました。今回、質問をいたしました趣旨は、冒頭申し上げましたように、国の中央防災センターの指示並びに大阪府の危機管理センターの指示を待つまでに、この本市でまず手がけることができるやろうということが何であるかということの趣旨で質問させていただきました。先ほどのご答弁では、いまだに避難勧告等判断・伝達マニュアル策定業務に基づいて、これからの危機管理に対して対応していく、そして、大阪府の危機管理センターの動向を見ながら今後検討していくという、非常に私にとっては、これからの安全・安心なまち、これで大丈夫かというふうな思いでいっぱいでございます。

そういった中で、まずできることにつきましては、やっぱり市民に対する啓発を再三再四、末端まで伝わるような指示伝達の啓発活動をまずやっていくべきものだというふうに思っておりますし、今回の災害を受けて、我々が教訓としなければならないのは、摂津市では近畿道高架下に備蓄品が置かれているのと、各備蓄品を置いているのが大概、低位置に置かれているという現実でございます。こういった中で、まず今できることは、公共施設の高所に置く。そういった部分でいきますと、今想定される4.5メートル、5メートル以上の最悪の水害が起こったときにでも持ち得るところは小・中学校の校舎でございます。校舎の4階部分にそういった備蓄品並びに非常食を今でも緊急に置く考えはないのかということですね。これは、小・中学校にはいち早くアンケートをとられたということも伺っております。その中で言われているのが、

行政が指導された場合には我々は動く、また、教育委員会からは行政からの指導、それから、行政は教育委員会の判断、現場につきましても、それぞれ上部機関の判断ということの中で、どうも三角トライアングルになって、提案はいいんやけど、なかなか前に進んでいないのが実態でございます。そういった中で、今即できる高所における避難場所も含めて、備蓄品を置く考えを教育委員会の立場でお聞かせいただきたいのと、防災の考えからもお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

そういう中で、一方では、災害対策本部となるこの摂津市の本庁の関係を含めまして、それぞれの各市における国の指示を待たずに自治体独自で取り組んできた行政は、非常に被害の少ないところも多々ありました。そういった中では、こういった防災無線も含めての危機管理、伝達方式というのを早急に検討すべきだというふうに思っております。その中で、いざ災害に遭い停電となりますと、通常の携帯電話が繋がらない、電波の届かない、そういう中では衛星携帯電話を導入しているところもありますし、さらに、警報を末端まで知らせるべく新たに有線放送まで完備をしているようなところもあります。そういった中で、これからやりますという言葉は聞いておりますが、先ほどの施設の備蓄品につきましても、またご答弁いただきたいと思いますが、その他につきましても、早急に市民に動ける体制をとっていただきたいということで、この部分は要望しておきます。

もう一方では、これまでのいろんな地域ではほんらんとか決壊を見てみますと、やはりこの淀川、安威川だけ見ておられますでも弱い部分があるのではないかなというのが我々素人目からも見られますし、そう

いった中では堤防の強度、こういったことも国に対して一度調査データもいただくような、こういった動きもしていただきたいというふうに思っております。これにつきましては要望としておきます。

次に、商工業の経営強化と発展についてでございますが、3月に質問させていただきまして、その中では、1人補充をして、それから各企業をこれから訪問していくという前向きな答弁をいただいたんですが、ただ、企業訪問をやるのに約1年半かかることも伺っております。その中で、平成21年度の市内事業所状況調査につきましては、これは、そのときには産業振興課が緊急雇用創出基金事業で取り組んだんですが、約半年間で調査業務を完了されました。そのときというのが、9月から2月ぐらいまでの約半年間ぐらいでこのデータを完成させたんですが、今回のこのデータベース化と企業訪問について、1年半もたつと今の状況というのは大きく変化してきます。その中では、もっと早い目に対応していただく考えはないのかということ質問として加えさせていただきますし、それと、このデータを見ますと、びっくりいたしましたのが、この現象がどういうことであるのかということで、調査対象データが3,916件ございました。ところが、対象外データがそのうち1,201件、実際に訪問ができ、電話が繋がった企業が2,777件というデータ結果が出ているんですね。これは人でいいますと、いかに戸籍・住民票が摂津市として把握できていないか、企業に対する把握ができていないかという現象面があらわれているのではないかなというふうに思っております。その中でデータベースをつくっていくのに、この事業所のいわゆる起業、興す部分、わかりやすく言

いますと、事業所が摂津市に転入・転出・廃業をやった場合の把握をどういうふうにしているのかというのが、この資料から見られるわけです。これは、産業振興課として、そういった転入・転出・廃業となったときに、今、どういうふうな義務づけをしているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。もちろん企業は登記もしておりますから、私はすべてが把握できているというふうにこれまで思っておりました。ところが、この21年の状況を見ますと、そういった企業が転入・転出・廃業になっているのも、そのアンケートを出さないとわかっていないのが今日の実態でございます。それをデータベース化して、これからの企業活性化につなげるといっても、もとの原点に戻ったときに、それすらもできていない、戸籍も確認できていないというのが今日の実態でございます。この点についてどういうふうに考えられているのか、お聞かせいただきます。

もう一方では、このデータの中から、市から事業所への情報提供の希望度合いという分析情報があります。市からの情報提供の希望意向について、「希望する」というのが53.4%、「希望しない」というのが46.6%、その中で「摂津市の事業所ネットに掲載を希望しない」のが、全体の61.6%が希望しないと。というのは、行政が行う施策に対して事業所のニーズが合っていないというのが明らかにわかってくるわけですね。ですから、私は3月のときにでも企業の活性化を図るためにも、企業のデータベース化をいち早く行いながら、企業の異業種交流、それから企業の個別の展示会、こういったことは企業として、事業所としてニーズが高いですと、こういった質問をさせていただきました。それに

対する認識についてお聞かせいただきたいと思います。市政への要望についてでもいろいろ出てきております。中小企業のことをもっと考えてほしいとか、海外に移転せずに日本にとどまるような施策を考えてほしい。各企業が商品や加工技術をアピールできる展示会等の開催をしてほしい。その他、異業種交流は、大阪府の異業種交流については参加しているけども、摂津市の異業種交流には参加していない。これは、魅力がないという意味合いだというふうに思うんですね。ですから、そういった面で、企業の活性化施策について改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、新しい公共支援事業についてでございますが、端的に言いますと、今、大阪府が提案している内容につきましては、9月1日公募を開始して、10月14日には提案書類が提出締め切りとなっているんですね。摂津市の取り組みは、摂津市の政策推進会議で2回ほど会議を開催されて、そこではまだ結論が出ていない状況でございます。こういった補助金を得るために、前も見えない会議を何回繰り返すんですかというのが、私のふと思った疑問でございます。それよりも、第4次行財政改革で出てきております、要は業務の棚卸しを行いながら、その中で拡大していくもの、廃止していくもの、民間委託していくもの、こういったことを精査した中で、NPOとして新たな公共への支援施策を考えるべきではないのかというのが今回のご質問でございます。この点について、新しい公共支援の事業と、私が今提案している第4次行財政改革への取り組みについて、お答えをいただきたいというふうに思います。

4点目の安威川以南のコミュニティ施設ですが、現在の阪急摂津市駅前のコミュニ

ティプラザの会館利用とか、いろんな各公共施設のバランスをとるというのは、それはあって当たり前だというふうに思っておりますが、一方では、建設予定地を昨年5月に決めておきながら、そういった調査を含めて研究過程が非常に長かったのと違うかなというふうなことを思っておりますし、この撰津市駅前のコミュニティプラザと違う施設内容をどういうふうに検討してきたのか、今後検討していくのかという点についてお聞かせいただきたいと思っております。その中でも、第4次総合計画で示されているのは、これは、市民は大きな期待をされております。この点について市長のほうからご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 本年度中に策定の予定をしております避難勧告等判断・伝達マニュアル策定業務におきまして、過去の浸水実績や各種はんらん解析結果等をもとに、堤防の決壊、水漏れ等による影響を受けることが想定される区間・箇所を警戒すべき区間・箇所として整理を行い、整理に当たっては、一覧表に加え、その位置、範囲が明確になるよう警戒すべき区域・箇所の位置図を作成いたします。その内容を踏まえ、できるだけ早い時期に市民に情報をお伝えしたいと思っております。また、地域自主防災組織などを通じ、防災に対する意識向上・啓発を行ってまいりたいと考えております。現在、東日本大震災、それから先の台風12号などにより住民の災害に対する意識が高まっているというふうに感じております。私どもも、本年度に入りまして防災の出前講座の数が非常に増えていることから見て、

住民の皆様は非常に関心を持っておられるというふうに感じておるところでございます。

次に、防災備蓄の配置についてですが、備蓄品を近畿道下だけでなく学校の高所、階高4階などに分散するというのは今でもできるかと。市の方針であります。現在、教育委員会と協議を進めております最中でございます。現実には空き教室というものがかなり以前に比べて少なくなっている状況でございます。協議が整い次第、防災備蓄の配置について行う予定をしておるところでございます。

次に、防災無線でございますが、現在、市役所本館の2階でございます。浸水を考えると大丈夫なのかということでございますが、私どもは、昭和42年の豪雨で1階が浸水したという過去の経験がございます。また、ハザードマップにおきましては、市役所地域において5メートル未満までの浸水ということも予想されております。今後、防災無線の更新時には、万が一に備えて配置場所について検討を加えていきたいと思っております。また、現在所有しております防災無線が、早急に移動が可能なものかどうかということについても併せて検討を加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 学校での防災備蓄についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災による大津波、また、先般の台風12号による紀伊半島周辺の河川のはんらんで多くの尊い命が奪われました。改めて本市におきましても、水害時における地域住民の避難場所として学校が果たすべき役割が大きいことを痛感しております。学校施設での防災備蓄もその役割の一つと

認識いたしております。このような認識のもとに、各学校に対しまして、飲料水や非常食などの備蓄場所の確保についてアンケートを実施しており、その結果から、現在の各学校のクラス配置やその他教室の使用状況からいたしますと、現状では日常の教育活動に支障を来すことも想定されると回答している学校もありますので、今後、改めて学校の状況を把握した上で、防災管財課と協議を行い、高いところで備蓄のできる学校から順次実施してまいりたいと考えており、地域住民の方々の安心・安全を守ることができるよう取り組みを進めてまいります。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 事業所データベースの今後の取り組みに関しまして、お答えをいたします。

今後の取り組みといたしましては、企業立地促進条例の普及促進を図る職員が事業所を訪問する際に、登録のない事業所に新規登録、また、登録済みの事業所にはデータ更新、ホームページの未掲載事業所には掲載のお願い等々、データベースに登録をお願いすることによって、より新しく、また充実した企業情報の提供をお願いしてまいりたいと、また、我々も努力してまいりたいと考えております。

また、本市においては10人未満の中小零細企業が70%以上を占めるということで、ITの時代と言われておりますが、なかなかホームページの開設に至っていない事業所も見られることから、こういったところについても、事業所の負担はございませんので、事業所ネットの活用をお願いしたいと思っております。

また、時期的に1年半かかっているねんから、もっと集中的にというお話でござい

ますが、まず、実際今まであまり企業訪問、事業所訪問等ができておりません。したとしても通り一遍のことだけで、なかなか事業内容についてまではお聞かせいただけないというのが現状かと思っておりますので、まず担当職員を配置いたしましたので、これをもって企業訪問を当然実施いたし、課題を整理した上で、より必要であるということであれば、今後、人員体制についても含めて検討したいと考えます。

それから、企業について、なかなかデータベースの把握、転入・転出の把握であるとかいうことができていないのではないかと考えてございますが、企業が市内で開業される、または事業をされるというときに届け出るとか、そういう仕組みにはなっておりませんので、我々は、その事業をされたところを見つけて、そういう対応をしていくという今までの形でございます。税とかでは申告等があるかと思っておりますが、税情報でございますので、我々が簡単に使えるものでもございませんので、できるだけアンテナを高くして、商工会等々にもお願いをしながら情報を共有していく中で対応したいと思っております。

また、こういう市内事業所の調査をしたときに、なかなか登録したくない、希望しないというのが多いのは、魅力がないのではないかと考えてございます。確かにそのとおりかと思っております。我々は、市内の事業所の方が使いたくなるような、これを見て何か事業の種を探せるような形をつくっていくのが我々の仕事ではないかなと考えますので、今現在、なかなか不十分でございますけど、特に工業関係、ものづくりの関係については今後とも努力をしてまいりたいと考えますし、先ほど異業種交流についてもお触れになっておりましたけども、

府の異業種交流会には参加しても市内ではなかなか参加しないというようなお話もございました。これについても、商工会のほうで異業種交流会を設けられておりますし、そういったものも利用し、また、事業所のデータベースをこれから充実させる中でマッチングできないかどうか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、新しい公共支援事業についてでございます。NPOとの協働とか、NPOだけではございませんけども、福祉団体も公益団体等も含まれますけども、地域の課題解決に向けた取り組みをしていただくということのモデル事業として、今回、国のほうが設置したというか始めたものでございますけども、また、そのモデル事業に震災以降において震災時の取り組み等も追加されておりますし、そういう中で市内のNPO法人、社会福祉協議会等、福祉サービスの関連や防災関連の企画提案のご相談も受けておりますので、これについては関係課を交えて協議をしていきたいと思えます。庁内で会議ばかりしていてもというお話もございました。これについても、当然それもありますし、あくまでも新しい公共の担い手、市はもちろん応援はできますけども、主体がそういう団体であるということですから、そういうところへの働きかけ、つながりとかをつくっていくために、今回の支援モデル事業等をうまく活用してまいりたいと考えております。

議員ご指摘の第4次行革との関連でございますけど、新しい公共支援事業のねらいと申しますのは、地域の課題解決のための多様な担い手、これがNPO等になるのかと思えます。各種団体、市民ということになると思いますが、こういったものの育成が図られる、それによって問題の解決

の手法、行政ではなかなか手の届かなかった問題の解決方法が出てくるといったことを期待しておるものでございまして、4次行革で行政内部の民営化とか、そういったこととはちょっと性格も違いますし、また、新しい公共と4次行革の民営化等とのどちらを優先して考えるといったことの性格のものじゃないと考えております。しかしながら、こういう事業、新しい担い手が新しい形で問題を解決するということになりますと、市民の方が今までとは違う行政へのかかわりを考えていただけるのではないかなと考えます。こういうことによって、効率的で効果的、要するに行革等にも通じる市政運営に資するものとしての効果を期待するところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 三好議員の2回目の質問にお答えいたします。

安威川以南の施設づくりにつきましては、今日までこの議会でもいろいろとご質問をいただいております。また、関係者からも要望をいただいております。昨年、用地を選定いたしまして、あとは建築を待つばかりということでございます。そこで、どうなってんねんという質問ですが、いろいろな話を踏まえてご質問をいただいていると思えます。何度も今までお話ししてきたと思えますけれども、一足先にスタートいたしましたコミュニティプラザ、この利用状況、そしてこのありようについてしっかり検証しようとするということによってよりよい施設をつくってきたいというふうなことを言ってきたと思えますが、その検討のさなか、3月11日に東日本の地震が起こったわけでございます。そして、その後も全国各地で地震とか水害とか、ご

く最近では和歌山、奈良等々で非常に土砂災害を目の当たりにいたしております。よくよく見ますと、これはすべてよそごとじゃなく我が事としてとらえなくてはならない、そういうことで、やっぱり将来的には防災を視野に入れるといいですか、防災をテーマにした施設づくり、こういったものを考えていかななくてはならないのではないかと、そんな思いもございます。

今まであまり内容については、私は触れてきませんでしたけれども、そんな中でよく考えてみますと、あの建設予定場所といいますのは淀川を背に受けた場所でございます。そういう意味からいいますと、今後の安威川以南の施設づくりの中に防災というものを少し意識したといいですか、このテーマを生かしたものが考えられないか、そんなこともいろいろ検討させていただいておるところでございます。安威川以北には防災公園、将来的に安威川以南に防災センターとなれば、よりわかりやすく、また説得力もあるのではないかと。いずれにいたしましても、議会の皆さんと相談して、よりよいものをつくっていかないかなと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、3回目の質問をさせていただきますと思います。

摂津市の防災についてでございますが、やはり今、こういった日本全国での災害を受けて、何ができて何を市民に訴えていくか、そして、いつも市長も言われていますが、私も基本的には自助・共助・公助という、こういった取り組みをいかにスピーディーに持っていかかというのが、今の時代、大変必要だというふうに思っております。その中で、先ほど提案させていただきました

た学校施設の高所における防災備蓄というのは、これは多くの皆さん方が同一意見だというふうに思っております。行政間でこれまでできなかった課題をぜひ克服していただいて、冒頭に申し上げましたように聖域なしの取り組みを行っていただきたいと。加えて言うならば、やはり安威川以南での高いところでいきますと南別府団地の府営住宅、そしていろんな民間マンション、そして民間企業、こういったところと一時避難場所として提携を結んでいき、一時避難場所の拡大、こういったことも目指していただきますよう、この点については要望しておきます。いろんな課題を克服していくのは大変だと思いますが、もう一度言います、まずできることからやっていきましようということをつけ加えておきますので、よろしく願いいたします。

それから、商工業の経営強化と発展について、質問からちょっと幅を広げたようなことになりました。いろんなアンケートとか企業訪問をするのに、この資料でもそうなんですが、確かに統計資料としてはいい資料ができておりますが、ただ、ここに書いている市政への要望関係について、フィードバックができていないのと事業展開ができていないということをご指摘させていただきます。今後、アンケートをとるのは、やはり目標を見定めた中で何を必要として次の行動計画がとれるかということを決めてつくっていただきたいなど。

その中で、やはり大きな課題というのは、先ほども言いましたように、市民ならば転入・転出、それから、言葉が変わりますが死亡届とか戸籍の届け出はきっちりとなっております。しかしながら、こういった企業になれば、その辺が全くと言っていいほど住所も今の事業内容も取り組まれていな

いのが実態ですね。それが明らかになっているのがこの数字なんです。もう1回言いますね。調査対象データが、平成21年度9月7日に、あなた方行政の手元にあった事業者数というのが3,916件なんです。実際にそれで個別訪問をし、電話を行い、郵送をかけて、対象外データとしてあらわれたのが、そのうちの1,201件、実際にそのときに摂津市で事業運営をおったのが2,777件なんです。このデータで、これが実態としてあらわれているんですね。だから、これは、入れかわりがあったとき、そういった本来持っておかなければならない大事なデータなんです。これすらが今ない実態なんです。こういったことがないのに、これからの企業の活性化を図ります、ものづくり産業は830社ありますと言うとっても、本当にそれが正しいデータなのかどうかも我々はわかっていない状態です。市長、これは本当にゆゆしき問題なんですよね。140歳以上の方が戸籍上住んでおった、これと同じような問題です、企業の今の実態というのが。データを持っているのが。それを今、1人で企業訪問をやって1年半かけてやりますというのは、この実態がおかしいんですね。これは早急にやっぱり対応すべき課題だというふうに思っております。これは要望しておきます。

それから、新しい公共支援事業への取り組みについては、正直、ご答弁をいただいても内容がようわかりません。私がわかりやすく言うているのが、新しい公共支援事業を民間が立ち上げて、それを支援する、こういった待ちの姿勢の行政よりも、今、公共が行っている事業を、棚卸しを行って、公共では部分的にしかできないけども、その事業を民間に委託することによっ

て拡大ができる、こういった事業の選択も必要と違いますかというのが質問なんです。そのためには、第4次行革を見据えて、その棚卸しも行いながら事業の廃止、拡大、新規、こういうことを行政側がやるべきではないかなというふうに思っておりますので、ただ単に大阪府からこういうようなペーパーが来たから、それに乗っかってやりますとって会議、会議、会議を重ねて、実際には本来動いてもらわなければならない市民にはそれが伝わっていない、こういった現実論があります。ですから、改めてこの事業については精査をし、あるべき姿の中でのNPOの育成も含めて取り組んでいただくよう要望しておきます。

次の安威川以南のコミュニティ施設建設についてでございますが、今、市長から、安威川以南については「防災」というコンセプトの中で施設計画も考えていく必要があるというご答弁をいただきました。私は、ここの安威川以南の地域に関しましては、モノレールの南摂津駅前のいい立地条件のところにあります。そういった中では、コミュニティセンターと防災センター機能を加えながら、新たに以前の福祉会館にあったプラネタリウム、こういったところも非常に人気があった。だから、そういったところには、防災センター、プラネタリウム、それから一方では、以前から議会で強く要望しております南摂津駅周辺での交番所、これも併設をする。この交番所併設については、現在の市民サービスコーナーを、今回新たに防災センター、コミュニティセンターという名称の中で建設する、その建物の中に収納し、空いた市民サービスコーナーのところを交番、警察官立ち寄り所、こういったところも考えてはどうかなというふうに思っております。

それから、あそこのロータリーの横にATMが自立タイプで設置をされています。これも安全・安心なまちづくりの中で、全国的にはショベルカーでATMまで破損されて持っていかれるような犯罪を抑制するようなことを考えるならば、こういったことも南摂津駅前の安威川以南コミュニティセンターのところに持ってくる、こういう複合ですね。今、提案させていただいているのは、市長が提案された防災センタープラスプラネタリウム、交番所、それから、コミュニティセンターで飲食ができ、会議ができ、そして児童が集う、こういった複合施設を考えるならば、阪急の摂津市駅前のコミュニティプラザとの違いもできますし、さらに鳥飼周辺における今後の施設建設との違いも鮮明にできるのではないかなというふうに考えております。これについては行政サイドとして改めて検討もしていただきたいというふうに思っておりますので、早期な検討結果を期待しておきたいというふうに思っております。

こういったことを語る述べましたけども、やはり今やらなければならない危機管理というのは待たなければならぬでございます。そういった意味では、防災センターも含めながら考えていただきますよう要望とさせていただきます質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 三好議員の質問が終わりました。「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ
山本議員。

○山本靖一議員 今、三好議員の質問の中に、総合計画に沿ってというふうなお話がありました。安威川以南のコミュニティ施設、これは、これまで経過がありまして、そういうものができたらいいというのは共通の思いだと思うんですね。しかし、今年出発した総合計画の、これは基本計画、恐ら

く「市民による文化・交流活動が活発なまちにします」ということに入っていくんだと思うんですね。144ページです。この施設整備について、読んでみますと、「文化振興に関わる施設が市民の創作活動と鑑賞の場として市民ニーズに合った利用しやすい施設となるよう整備・充実を図り、機能を高めます」というふうになっているわけですね。この総合計画のづくり全体が施設整備について触れていない、新しくつくるというふうにはなっていないわけです。天変地異とかいろんな要素があって、そういうことができないということもあるかもしれないけれども、少なくともこういう経過があったものについて、恐らくコミュニティプラザは二十数億円かかったと思うんですが、これだけの金額がかかるようなものを想定しておられるのであれば、総合計画に盛り込むというのが筋だと思うんですね。つまり、総合計画を無視して違う方向の議論がされていくということについては、私はいかなるものかなというふうな思いがします。総合計画の扱いそのものについて疑義が生じてくるのではないかというふうな思いがするので、この辺は議長のほうで整理していただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。
(午後2時37分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの山本議員の議事進行につきましては、第4次摂津市総合計画の52ページに「コミュニティ活動拠点施設を整備します」というふうに記載されていますので、答弁について整合性が確認されましたので、議事を進めます。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、学校教育の充実についてということで、まず1点目に、「日本語」教育の実施について、お聞かせいただきたいと思っております。

この「日本語」教育の実施というのは、従来の国語教育と違いまして、日本語の美しさを感性で感じ取ろうということで、例えば、古典の名文を朗読したりでありますとか、あるいはそれを音声として聞いて、まさしく感性で日本語の美しさ、特徴、そして正しさといったものを感じ取ろうといったことを趣旨に置いた教育でございます。実際に東京都の世田谷区におきましては、構造改革特区の申請が、これは2006年だったと思っておりますけれども、認められて実際に現在行われております。そして、大変に大きな成果が上がっているとお聞きをしているんですが、このような趣旨の教育を摂津市においても実施されるお考えはないのか、まず1点目にお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、コミュニケーション能力の向上といったものを目的とした教科の設置についてでございます。

今、コミュニケーション能力を上げていきましょうといったことが大人でも非常に声高に叫ばれておりますし、また、子どもの間でも、こういった能力が欠けているんじゃないかといった指摘がされておまして、社会的にもコミュニケーション能力を上げていくといったことが大変大きな課題ではないのかなと思っておりますけれども、こういったことを目的とした教科の設置についてはどのように考えておられるのか、

お聞きをしたいと思っております。

続きまして、節電についてお聞きをしたいと思っております。

今年の夏は電力需要が供給を上回るんじゃないかといったことで、いろいろと節電につきまして要請があったりと、そしてまた協力していったりといったことがあったわけでございます。摂津市におきましては、セツ電隊といったものが設けられまして、大変にマスコミでも取り上げられて注目されておりました。15%の節電を目標としてセツ電隊といったものが発足をしたわけでございますけれども、今、どのような効果があるのかということにつきましてお聞かせをいただきたい。そして、今後、このセツ電隊はどのように推移をしていくのかということにつきましてもお聞かせいただきたいと思っております。

1回目は以上でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号1の(1)「日本語」教育の充実について、小・中学校での取り組みの現状と充実に向けての考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

新しい学習指導要領では、国語科において、小・中学校とも、その内容に伝統的な言語文学と国語の特質に関する事項について指導するものと定められており、言語感覚を豊かにすることを目標とし、言語生活の向上を目指しております。具体的には、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの指導を通して、古典などに親しむことや、語幹や言葉の使い方に対する感覚をはぐくむことが盛り込まれております。このような日本語を中心とした言語活動の充実、国語科のみで達成されるものではなく、例

例えば、始業前の時間に音読を継続して行ったり、ボランティアによる読み聞かせを行っている学校、また、全校での音読集会や学年での発表会を実施している学校もごございます。教育委員会といたしましては、学習指導要領に基づき、話す、聞く、書く、読むの活動を重視し、日本語のよさに触れることができるよう努めたいと考えております。特に小学校低学年時より、子どもたちが日本語の響きやリズムを楽しむ中で、その美しさを感じ取り、言語に関する関心を高めていけるよう、研究授業などを通して情報発信と実践交流を図ってまいりたいと考えております。

次に、1の(2)コミュニケーション能力向上を目的とした教科の設置について、お答え申し上げます。

新しい学習指導要領では、各教科領域において、国語科で学んだ能力を基本に、児童・生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童・生徒の言語活動を充実することが明記されております。例えば、小学校の算数科の目標には、今回の学習指導要領から、考える能力に加え、表現する能力を育てることが示されております。算数の問題の解法について自分の考えを表現する過程で、コミュニケーション能力や論理的思考力を身につけるとともに、互いに学び合っていく態度を身につけることが求められております。子どもたちが言葉や数、式や図を用いながら自分の考えたことを表現したり、友達に説明したりする活動が、授業の中で重要なものとなってきております。小・中学校でのそれぞれの教科領域において、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨に沿った思考力、判断力、表現力等をはぐくむ活動を、効果的に、かつ十分に行うことが、子どもたちのコミュニ

ケーション能力を向上させることととらえております。

ご提案いただきましたコミュニケーション能力向上を目的とした新教科の設置については、全国では文部科学省から研究開発校の指定を受けたり、教育特区申請により取り組んでいる学校や地方公共団体がごございますが、本市におきましては、現在、言語活動充実のための授業改善に各小・中学校で取り組んでおりますので、その取り組みをさらに強化したいと考えております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 セツ電隊実施の効果についてのご質問にお答えします。

市役所の節電対策については、東日本大震災に東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う東日本の計画停電の状況を見る中で、摂津市としても節電への取り組みを行うよう、5月中ごろより議論を重ねてまいりました。議論の中にはいろいろな節電の提案がございましたが、現実的に実行可能なもの、節電対策12項目を選定いたしました。その後、6月13日より12項目をチェックしていただくセツ電隊を結成し、節電目標対前年度比15%削減の達成に向けて実施しております。節電対策の結果としましては、6月は16.4%、7月は18%、8月は18%と目標を達成しております。これは、市役所職員や市会議員の皆様方の節電に対する高い意識と節電の取り組み、また、来庁された市民の方々のご理解によるものであると考えております。

次に、今後の展開についてのご質問にお答えします。

セツ電隊による節電対策は、6月13日より実施しておりますが、当初より期限を決めておりません。これは、原子力発電

所を取り巻く状況により、今後の電力需要が不透明であったことから期限を設けておりませんでした。しかし、関西電力の電気需要のピークを迎える8月を越え、安定維持をしており、節電要請期間である9月22日までとなっております。本市としましては、関西電力とは別の動きとしてセツ電隊を設けてまいりましたので、9月末をもって一つの区切りをしたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問させていただきたいと思います。

まず1点目、「日本語」教育の実施ということにつきまして、答弁いただきました。新しい学習指導要領が今年4月から始まったと思うんですけれども、その中の国語科で、先ほど申し上げたような「日本語」教育の目指している趣旨のものが大分盛り込まれているんだよというお話なのかなというように理解をしたわけでありましてけれども、私は言語学の専門家ではありませんけれども、話を聞いておると、どうも日本語といったものは、どの語族にも属さないので非常に独特なものだというふうにお聞きをしておりまして、その日本語を話すことによって、私たちもそうですし、私たちの先人も独特の感性を身につけてきたというお話を聞いたことがあるんですね。

例えば、今の時期になりますと、虫が非常に美しい音を出して鳴いております。我々は、その虫の音を聞くと、ああ、もう夏が過ぎて秋がどんどん深まっていくんだなということで、何か物がゆさといいますが、情緒に訴えかけるわけなんですけれども、ほかの言葉を使う民族は、どうもそのように感じないようなんです。この虫の音といったものがむしろ邪魔だと、うるさ

いというように感じるということをお聞きしたことがあるんですが、それをずっとひもといていくと、実は虫の音を脳のどこで感じているのかというところに決定的な違いがあるようで、じゃ、その脳をつくったのは一体何なのということをやっと探っていくと、実は日本語を使うということによって、そういう感性が生まれるそうなんです。逆に言うと、例えばDNAでいうと日本人じゃないんですが、日本で生まれて日本語をずっと母国語として使っている方は、私たちと同じような感覚になるというようにお話を聞いたことがありまして、私は、今の現状を考えると、やはりしっかりと日本語を幼いときから正しく使って、美しい日本語に触れて、そして、我々が先人から受け継いできた独特の脳といったものをつくっていくといったことが大事なのかなというふうに思っております。このことについては、あまり詳しく申し上げることもあれなんですけれども、ぜひこれから国語教育の中で充実させていくというようなお話をいただきましたので、私も現場でどういった教育がなされていくのか、しっかりと見ていきたいと思っておりますし、もし、今の国語教育で、私が先ほど申し上げたような趣旨が徹底されていないというふうにお感じであるならば、やはり授業時間を割いてでも、そういった趣旨の教育をやっていただきたいと。実際にやって効果を上げているところがあるわけでありまして、大いに期待をしたいなというふうに思っているところであります。

それから、コミュニケーション能力の向上を目的とした教科の設置ということでございまして、これも、教科を設けなくても、今の授業を充実させることによって可能だというようなお話だったと思います。少し

算数の例なんかも出してお答えいただきましたけれども、それならば、もう少し詳しく、どういった具体的な学校の取り組みがあるのか、この点につきましてはお聞かせいただきたいと思っております。

それから、節電についてでございます。セツ電隊、今、ご答弁いただきました。セツ電隊として働いていただきました職員の皆さんはじめとして、その呼びかけにご協力されましたすべての皆様方に感謝と敬意をあらわしたいというふうに思っておりますが、やはり今後どのようにしていくのかといったことが大事なのかなというふうに思っております。すなわち、セツ電隊は9月で終わるということになったとしても、この節電に対する意識といったものは当然続けていかなあかんわけでありますので、今後どのように節電に対する取り組みを続けていかれるのか、お聞かせいただきたい。

それと、やはりこの取り組みは、摂津市役所の中で終われば非常に残念な話でございます。市長もよく摂津市の特徴として産業のまちだと、非常に事業所の数が多いんだとおっしゃっておられますけれども、やはりそういうことを考えると、市内事業所にも広めていくといったことが大事なのかなと考えておりますけれども、その点についても一度お聞かせいただきたいと思っております。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。教育次長。

○馬場教育次長 コミュニケーション能力を向上させるための各校での具体的な取り組みということについてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在、各小・中学校では、各教科の中で自分の考えた問

題の解き方や自分が考えた理由について説明したり話し合ったりすることで表現力をはぐくんでおります。

具体的な例といたしまして、例えば小学校では、コミュニケーション能力を高めるために、発表、発言、質問、補足説明などの方法だけではなく、声の大きさや体の向き、目線など、コミュニケーションの基本的なスキルについても学ぶようにいたしております。

また、今年度から本格的に実施となりました小学校第5学年及び第6学年の外国語活動では、その目標に、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることでコミュニケーション能力の素地を養うとあります。中学校の外国語へつなげることとなり、外国語に慣れ親しみ、友達と交わる体験的な活動からコミュニケーションの大切さを実感できるものととらえております。

また、中学校では、総合的な学習の時間を活用いたしまして行っております職場体験学習のその準備の中で、みずからの服装や立ち振る舞い、あいさつなど、社会人としての基本的なマナーだけでなく、言葉遣いや質問の仕方、会話の進め方など、コミュニケーションスキルを身につけるための実習を取り入れてもおります。実際に職場体験の依頼のためのあいさつに行ったり、自己紹介や相手の話を聞くトレーニングを行うことで、職場体験学習当日の体験と併せてコミュニケーション能力が向上しているとの報告も聞いております。また、学校では、その職場体験学習の報告会においても、体験した仕事の内容や感想等を工夫して説明する場面を多く設定し、生徒の表現力を高めるよう取り組んでおります。

こうした小・中学校でのさまざまな機会

でのコミュニケーション能力向上を図る取り組みが、より効果的になるよう、各学校での成果について発信や情報交換を促してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 節電対策の取り組みの継続についてお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、9月末を区切りとしたいというふうに考えております。これは、セツ電隊という組織について、かように考えている次第でございます。しかし、昨日、関西電力、現在運転しております原子力発電所の定期点検を順次実施することから、この冬も電力不足が懸念されることが発表されました。また、さらに来年の夏の電力不足も懸念されます。今回、セツ電隊の活動は一定収束しようと考えておりますが、職員の節電意識を向上させる取り組みは必要に応じて進めてまいりたいと考えております。既に各部屋、各会議室などで照度計で測定をいたしまして、蛍光灯の間引きなどは行っておりますので、こういうものについては継続をしたい。また、セツ電隊の努力によって習慣化した昼の消灯でありますとかパソコンの節電対策については継続をしたいというふうに考えております。今後の電力量の切迫に際して節電策をさらに講じてまいるということも場合によっては相談するというふうに考えております。そのときに、新たに取り組みとして再度セツ電隊を再結成するかどうかというのは、今のところ決めておらないところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 節電に対する取り組みについて、市内事業所にも拡大していくべきではないのかとのご質問にお答えをいた

します。

今年、東日本大震災に伴います原子力発電所の事故の影響から節電が大きくクローズアップされ、本市の率先した取り組みをはじめ、広報紙の呼びかけなどによる市民や事業者の協力により、大規模な停電といった事態は避けることができたものと考えております。今後も電力の供給には不透明な部分もあり、また、省エネルギーの観点からも節電を呼びかけていく必要があると考えております。

現在、温室効果ガスの削減を図るため、地球温暖化防止地域計画の策定に取り組んでおり、計画では、節電に加え、省エネや省CO₂の観点から温室効果ガスである二酸化炭素の削減を図るものとしております。そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれ環境問題への認識を深め、相互に連携・協力を図り、積極的に取り組むことが必要ことから、節電をはじめ省エネやCO₂削減の取り組みについて、関係機関の協力も得ながら広くPR、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、コミュニケーション能力の向上を目的とした教育について、具体的な取り組みをお聞かせいただきました。確かに教育現場の先生方は本当に努力をされておられると思います。私も、この立場になりまして、教育現場を拝見させていただいたことがありますけれども、一つは、算数の授業で、グループごとに問題を解決するに当たっての、その導き方をみんなで話し合っ、そして発表して、それでまた全員で評価をしていくというようなことをされておられまして、いろいろと努力、工夫をされておられるなということは感じておりますけれども、しかし、学校

の先生で、本当に子どものコミュニケーション能力を上げていくということに対して、そのことに対しては専門家じゃありませんので、私はやっぱり一定の効果はあると思いますけれども、ものすごく大きな効果といったことは果たしてどうなのかなというのをちょっと思ったりもするわけなんですね。

なぜ私がここで教科の設置というようなことで書いたのかといいますと、教科を設置することになると、恐らくいろんな専門家の方を学校現場にお呼びして、子どもたちに実際に指導していただくでありますとか、あるいは教職員の皆さんが、その専門家の方にいろんなノウハウを学んでいくというようなことがあるのかなというふうに思うわけなんですね。これから現場の中でいろいろと工夫をされていかれるという話でございましたけれども、ぜひ、やはりこれも先ほどと同じでありますけれども、現場での成果といったものをしっかりと見ていただいて、これも各市でいろいろな成功事例がございますので、そういったものにもしっかりと目を向けていただいて、子どもたちがこれから社会に出たときにどういう能力を身につけるのかという観点から、いろいろと柔軟に教育を行っていただきたいなといったことで、これは要望として申し上げたいと思っております。

それから、セツ電隊のことでございます。セツ電隊は終わるけども、節電に対するいろんな取り組みは続けていくんだと。例えば電球の間引きなんかは続けていきますというお話でございました。また、職員の節電意識の向上ということについても、やはりこれは取り組んでいくという話だったと思うんですけれども、私は、この意識という点でいうと、一定だんだんと、節電

に全く向かないことはないと思いますけれども、意識といったものはやはり変わっていくものじゃないかなと思うんですね。市長が就任されて以来、人間基礎教育ということを中心に盛んにおっしゃられて、今でもおっしゃっておられるんですけれども、あいさつといったことを市長はまず徹底されましたよね。そのときと今と市内でのあいさつに対する意識を見ていくと、私は若干ちょっとたがが緩んできたんじゃないかなと思うこともあるわけなんです。でありますので、この節電ということについても、やはり職員がしっかりと意識を維持できるように、電力をどれぐらい使ったのかという、その数字はしっかりとこれから持っていたきたいなと、場合によってはいろんな工夫もしていただきたいなと思っております。

それと、事業所への展開でございますけれども、じゃ、これは、このPR、啓発といったことをおっしゃられましたけれども、それはそれで意味はあると思いますけれども、やはり私は、この点については何がしか動機づけが要るんじゃないかなと。予算を私は若干使ってでも動機づけをする必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこの点についてもお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、一般質問させていただきます。

まず初めに、コミュニティプラザの駐車場について、お尋ねいたします。

コミュニティプラザの駐車場は、主に施設利用者の使用を目的として設けられたものであります。しかし、現実には駅に隣接

していることもあり、また、時間に関係なく1回の利用料金が丸一日の利用であっても均一500円ということで、施設利用以外の方の利用も多く、実際には施設利用者が使用できないことが多くあると聞いております。駐車台数も立体20台、障害者用が2台と少ないことから、施設利用者から早急の対応が求められております。今後、その対応をどのようにされるのか、また、運用状況はどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、教科書採択における教育委員の役割について、お尋ねしたいと思います。

先月8月3日、平成24年度に使用する本市中学校の教科書が臨時教育委員会により採択されました。ところが、その臨時教育委員会に欠席された委員がおられたと聞いております。その欠席の理由は、みずからが執筆、校閲された教科書が採択対象になっているということであり、この重要な臨時教育委員会会議に欠席されることも問題ではありますが、また、特定の教科書会社と利害関係のある方が教育委員におられるということは、公正中立でなければならぬ教科書選定において非常に不適切と思われ、その件についてお考えをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 コミュニティプラザの駐車場は、会議室やコンベンションホールの利用者をはじめ、男女共同参画センター、シルバー人材センターの窓口に来られる方、また、保健センターでの各種健診に来られる方の駐車場として有料で運用しております。台数につきましては、先ほどご質問に

ありましたように、立体式20台と障害者用2台のスペース、合計22台となっております。

利用者につきましては、入庫される時に入庫時間を印字した駐車券をお渡しし、利用した施設の窓口で使用後に清算をお願いしております。その際には、職員が利用時間の確認とともに、どこの会議室を利用されたかなどをお聞きするように対応し、また、入庫の際には、当該施設利用者のための専用の駐車場であることをお伝えし、適切な利用についてお願いをいたしております。

コミュニティプラザにつきましては、昨年オープンし、最近の利用の増加とともに、時間帯によっては満車となることがございます。多数の方が来館される催し物の開催などの際には、主催者の方々には駐車場の収容台数が限られていることから、車の利用をできるだけお控えいただくことへのご理解と関係者への周知をお願いしております。

また、引き続き駐車場につきましての不正な使用を未然に防ぐ工夫を図り、適切な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号2番、教科書採択における教育委員の役割について。まず、教科書採択において担う教育委員の役割についてのご質問にお答えいたします。

本市立の小・中学校の児童・生徒が使用する教科用図書は採択につきましては、本市教育委員会が採択権者でございまして、その権限と責任のもと、教科書の内容について十分な調査・研究、適正かつ公正な採択の確保、開かれた採択の推進に努めるこ

とが求められておりました。本市教育委員会におきましては、教科用図書選定委員会を設け、教科用図書の選定に関する事項について諮問し、その選定委員会の求めに応じて調査員を任命し、専門的な調査・研究を行いました。また、公正かつ適正な採択が確保されるよう、会議の公開・非公開も含め、適切な審議環境の確保に努めたところでございます。さらには、選定委員会の委員として保護者を2名任命し、審議に参加していただき、また、教科書展示会につきましても、法定外展示会を開催するなど、開かれた採択の推進に努めてきたところでございます。

このように、本市の教育的諸条件を勘案し、地域や児童・生徒の実態に応じ、最も適切な教科用図書を採択するに当たり、本市教育委員会及び教育委員は、その役割を果たしているところでございます。今年度の採択に当たりましても、教育委員会では選定委員会の答申のもとに議論し、8月3日の臨時教育委員会において、平成24年度に使用する教科書を採択いたしました。

その中で、教育委員会の重要な責務の一つである教科書採択にかかわる会議に欠席した教育委員がいたこと、そして、その欠席理由が教科書の執筆者であることについての見解についてのご質問でございますが、ご指摘の委員の欠席につきましては、今回の採択におきまして、一つの教科の教科書の著作関係者であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条5項に基づき、本人から委員長に欠席を申し出し、委員長が欠席を認めたことにより、最終の採択に加わる会議には出席いたしておりません。また、当該委員は、協議会におきましても当該教科書に関し意見を差し控えるなど、公正かつ適正な採択への影響

はございませんでした。さらに、本市教育委員の方々には、人格が高潔で、教育及び学術及び文化に関し、高い見識を有しておられ、教育委員としての資格要件を満たしておるものでございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 コミュニティプラザ駐車場の件ですけど、当然1日500円やったら、これは安いですよ。ちょっとバスにおくれた人が車に乗って、あそこの駐車場に入れて仕事に行かれることも、当然500円やったら安いですから可能性もあるわけで、民間の駐車場やったら、この駐車場に関係ない人が車をとめたら8,000円もらいますとか1万円もらいますとか、そのようなことをよく駐車場のところに掲げてありますけど、行政としてもそういうことをやることもいかず、ただ、今言ったように、入庫する前にきちっと確認をとって、どこの施設にどのようなことで入庫されますかということの確認をとった上での入庫を許可するような形も今後とっていただきたいというふうに思うのであります。本当にその点、本来の目的は何かということをしつかりと利用者に周知徹底することも必要やと思いますので、その辺の啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどご答弁をいただいて、非常に私も倫理観といいますか、その欠如に対して非常に驚きを感じております。このご答弁の中に、公正かつ適正にというご答弁をいただいておりますけど、とりあえず教育委員5人、そのうち委員長がおられて普通の委員は4人ですけど、最後の選定に欠席しなくてはならないということも、これは教育委員の職務放棄というふうに私は思ひます。20人、30人いてはったら、その1人、2人やったらいいのかもしれん

けど、4人の中で最後の決定に欠席されるということも非常に問題がありますし、また、この方は、直接その採択対象になっている教科書を執筆し、また校閲されたんですね。当然、その教科書の一番最後には、そういう方々の名前が載っておるわけです。それで、またその執筆された教科書が採択されたんですね。こういうことが果たして許されるのかということが非常に私は疑問を感じるんですね。

例えば、我々の立場とは違うにしても、首長とか議員が関係している業者が入札で落札するということになったら、いや、一切関係ないんやと言われても、やっぱり何らかの影響があるんじゃないかというふうに疑われるわけであって、そういうことをできるだけ避けるために、この世の中の流れはずっと来ているわけですよ。最後の会議には出席しないといっても、選定委員は、当然その教育委員が書かれた本というのはわかるとるわけですから。最後に書いてあるわけでしょう。ほんなら、無言の影響というのは当然考えられるわけですよ。ほんで、その執筆した教科書が採択されたわけですから、非常に私はそういう一連の流れからして、公正かつ適正に欠けるんじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、資料があるんですけど、これは、教育委員会が教科書採択における選定委員を選ぶときに、選定委員やら、それから調査員の条件として、調査員は教科書採択に直接利害を有しない者であること、なお誓約書を書かせることというふうに、徹底的に利害関係のない者やということで、これはちゃんとした法律というか、その中にあるわけですよ。ほんで、現実に摂津市はその調査員とか選定委員に誓約書を書かせているんですね。私は、摂津市立小・中学校

教科書選定委員会の規定第6条第2項に規定されている教科用図書の採択に直接利害を有する者でないことを誓約しますといっ
てね。このように、教育委員会の下で動いてはる人も徹底してこういう誓約書まで書かせて利害関係のないことをはっきりさせているのに、そのように直接執筆した人がかかわっているのに、何で最終的にこの教育委員がその場におるのか、そういう人が教育委員でおるのか。そういう点、何でそういうことになっているのか、その整合性をしっかりとご答弁いただきたいというふうに思います。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、教育委員は、その任命要件は地教行法に規定されておりまして、先ほど申し上げましたが、人物高潔、学術、教育、文化に精通していると、そういうことが要件でございます。それ以外の要件として、例えば教科書採択にかかわっているということが要件には当たりません。やはり教育委員を任命する側には、法律の要件に基づいて、摂津市においてどういう方が適任かということで任命させていただいて、議会からも同意をいただいているわけでございます。

この教科書採択にかかわることに欠席したことにおいて、じゃ、この教育委員が教育委員として役割を果たしていないかということであれば、そうではないと思います。そもそも法律がそういうことを予定しておりまして、結局この地教行法の中には、教育委員がみずからのことに関与する場合は委員会を欠席しなければならないということで、これについては委員会の開催の仕方

を規定しておりまして、委員そのものをそういうことで認めていないということではございません。ですから、この委員もその地教行法の規定に基づいて、みずから委員長に欠席の届けを出されて手続きをとって欠席されたわけでございます。

このことについては、他市のことを言っても何でございませうが、例えばお隣の吹田市であっても、川向こうの守口市であっても、過去にそういう方がおられて、私どもと同じような形で教科書採択にかかわって、最終的には法律に基づいて欠席されたという手続きもとっておりますので、今回、私どもが行った一連の行為につきましては、問題なく教科書を公正に採択していただいたと。また、そのことも臨時教育委員会の中で各委員が議論していただいて、そういうことについても問題がないということもあえてそこで議論した上で教科書を採択いたしました。

この教科書は、その委員が書いた教科書だから採択したのではなくて、摂津市の今の状況の中で、摂津市の子どもたちにどういふ教科書がふさわしいかという観点から、今回、この教科書が採択されたものです。ちなみに、前回の採択のときにおきましても、この委員が同じ教科書の編集委員でございましたが、前回はそういうことももちろんかかわりなく別の教科書を採択しておりますので、その委員がいてたから、その教科書を採択したというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 ちょっとご答弁も道が違うん違うかなと思うんですけど、だから、その選定委員とか調査員に対して、そういう利害関係が一切ないやろうという誓約をさせたわけですよ。それだけ厳正にやりな

さいと言うとるのに、教育委員だけは法律に反していないからええんかなというような、ちゃんと法律にのっとって良いというようなご答弁は、非常に私としては納得いかないんですね。ほんで、次長、他市でもやっとなるやないかと言うてはりますよね。よく行政マンが、他市でもやっていますとか、過去の慣例とか、よう言われるんですけど、いつも言うんですよ、それがほんならベストですか、ベターですかというて。他市でやっとなるから、それがベストですか、ベターですか。そんなことを聞いたときに、そのお答えがちゃんと返ってこれるかなというふうに思うんですよ。そういうことは関係ない話ですわ。

だから、今言うたように、その教科書に、その教育委員がおるということで、その人が書いてはる、執筆されてはるということが暗黙のうちにみんなわかるわけですから、だから、極力そういう方は教育委員をやめてもらわなあかんというふうに思うわけであって、ほんで、人格が非常にすばらしいのは、それは当然、私はそうやと思いますけど、非常にその点は思うんですけど、ただ、特に法律をよく言われるんですけど、私もそれなりにちょっと法律を調べてみたら、服務規定の中に、やっぱり責任を持ってしっかりと教育委員会に携わっていかんあかんというふうに教育委員に対して法律で書いてあるわけですよ。「委員は、その職務遂行に当たっては、みずからが当該地方公共団体の教育行政運営について担う重要な責任を自覚するとともに」、これは服務規定第1条の第6項です。

それから考えますと、例えば、この教育委員さん、私は五、六回、この教育委員会を傍聴させていただきました。盛んに意見を述べておられる教育委員もおられました。

しかし、この教育委員さんはほとんど意見も言われへん。委員長からちょっと意見を促されて、ぼそぼそという感じで意見は言うておられました。これは私が五、六回出た中で感じたことです。

それと、これは非常に問題なんですけど、過去の教育委員会の出席状況を調べさせていただきました。ほんなら、やっぱり平成22年は臨時教育委員会も含めて2回欠席されております。それで、23年は3回。非常に問題なのは、教育委員会が学校・園を訪問して現場の声を聞こうということで、これは平成22年のデータを見ますと、5月28日から6月11日まで別府小学校、第四中学校、第二中学校、鳥飼東小学校、味舌小学校、三宅柳田小学校、べふ幼稚園、鳥飼幼稚園、味生小学校等を回っておられるんですよ。その訪問は1回しか行っておられんですよ。あと全部欠席。教育委員たるもの、現場の声、その悲痛な声を聞いて、しっかりとそれを教育行政に生かすというのが教育委員のお仕事やというふうに思うんです。平成23年やったら、これは1回出られたのか。いや、出られていないですね。これは1回も出られていない。私の地元の第二中学校は非常に荒れた状況になっておりまして、当時の福元校長以下、しっかりと学校に対していろいろ四苦八苦されて、大変な状況にあったことを私は聞いておりますけど、そういう訪問にも一度も行かれていないわけですよ。

そのような状況で、例えば今、橋下知事が言うてはりますよね。教育委員会のあり方、非常に教育委員会が形骸化しておると。非常に過激な発言も出ていますし、今年のこの9月度議会も教育基本法条例案を出しておられるんですよ。その内容は、市長が学校の目標を定め、職責を果たさない教育

委員を罷免できる権利を明記するというふうな過激なことを書いてあるんですね。だから、今言うたように、教育委員とは何かということもしっかりと考えてもらわなあかんし、それから、皆さんにとっては都合がええかもしれませんよ。でも、教育委員のあり方、存在ということは今問われているわけですよ。そういう学校訪問にも1回も来んと、それで教育委員をやってはって、それで自分が執筆した教科書が採択されるいうて、ほんなら採択されるために教育委員になってはるのかということ、逆説的に言うたらそういうことになるわけですよ。その点について、私が言った総合的な一つの意見の中で、どのように教育委員として考えられるか、非常にあなた方も責任大ですよ、こういう全く学校訪問に行っていないような人が教育委員になって。

私は、この委員さんの経歴をずっと見ていますと、これはすばらしい経歴ですよ。だから、教育委員というより、教育委員会の相談役とか顧問とか、それから講師としてお迎えするには非常にいいかもしれませんよ。ただ、基本的な問題、こんな欠席されるような教育委員はやっぱり教育委員にふさわしくないし、それと、今さっきも言ったように、執筆して、ただでやっとなら違うでしょう。何らかの利害関係がやっぱり発生しておるわけですよ。今、あらゆる公の立場でそういうことを排除しようという一つの流れの中で、そういう採択された一連のことにに関して、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 一つの例としまして、先ほどお示しいただきました教科書の選定委員に、そういう利害関係者でないということ

の誓約書をとっておきながら、教育委員会の委員がそういうことをしていないのはどうということなんだということについては、これは実は適用される法律が違いまして、教科書の選定委員は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行令というのがございまして、その施行令の第10条の第2項に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない」ということで明示されております。で、この選定審議会というのは、実は大阪府が設置するものでございまして、大阪府下のまた指導で、市町村においても同じようにという指導をしておりますので、私どもは、この法律を大阪府が適用するし、我々は指導されていますので、我々の設置いたしました選定委員も教科書の公正さを保つために一応これを出していただきました。これは、選定委員、そして90名に及ぶ調査員にも同じ形で、やはり専門的な調査をしていただきますから、そういう公正さを担保しなければならないということで、あえて出していただきました。1人の人に聞くよりも、こういった形で出していただくことによって、第三者に聞かれた場合に、調査員、選定委員については教科書に利害関係はございませんということのあかしとして、これをとらせていただきました。ですから、これにつきましては、その適用法律があるということをご理解ください。

一方、教育委員につきましては、先ほど言いましたように、教育委員の任命についての適用法律は地教行法でございますので、この地教行法に基づけば、そういった部分については必要ございませんので、その地教行法の中で求められている範囲で人選してご同意をいただき、任命したということ

で、ちょっと法律要件が違うということでご理解をいただきたいと思います。

それと、私は他市の例を言いましたけれども、これは、摂津市が行っていることが特殊なことではないということをお願いしたかったために、他市も同じことをしているということをお願いさせていただきました。せっかくですから、もう一つの例を申し上げますと、前回の平成17年の教科書採択のときに、国のほうでやはり教科書の選定についての質問書が出ております。当時の参議院、今もそうですが、福島みずほ議員が、国のほうへ教科書採択についての公平性について、委員にそういう教科書に関与した人がいることについてどうなんだという質問書を出されました。そのときに、当時の小泉首相は、一応こちらにあります、教科書採択については当該教科書についてのみ利害関係が発生するという趣旨の答弁をされております。したがって、私どもは、その平成17年の国会答弁が今日も訂正されておられませんので、これが現在適用される内容ということでございますので、その当該教科書については、この委員については欠席していただくものという形で今回の教科書採択を進めてきたものでございます。

それと、おっしゃっていただいていたように、教育委員会の出席状況並びに学校訪問につきましては、渡辺議員がおっしゃるとおりでございます。これにつきましては、私どもが教育委員会を開催するに当たりまして、定例教育委員会につきましては毎月第3水曜日ということで日にちと時間を指定いたしておりますので、そのことにつきましては、すべての委員に、当然そこに開催されるのが予定されておりますので出席をしていただいております。例えば

21年でしたら、すべてその日に開催しましたので、全委員が出席されました。ご指摘いただいた22年に2回欠席した分につきましては、臨時教育委員会が1回ありましたが、それと、今年も3回欠席されましたが、臨時教育委員会が2回、それと8月3日、これにつきましては欠席する理由がございまして欠席していただいたと。ですから、定例委員会に最初から欠席されるということではなくて、臨時教育委員会を開くことによって日にちが変わったという中で、私どもはどうしてもやはり教育委員会を開く場合に、委員長、職務代理者、教育長等の日程を優先させていただきますので、もうお二方の委員の日程はどうしてもタイトになってしまう中で、やむなくご同意を得て、委員長にも同意を得て、こういう形で開かせていただいたということでございます。

それと、学校訪問につきましては、おっしゃっているとおり出席がかないませんでした。これにつきましても、本来であれば我々事務局が、全委員が出席できる日程でやっていく必要が今後はあると思います。ちなみに、この委員につきましては、教育委員になっていただく以前から、吹田保健所の摂津支所長時代から、いわゆる青少年の思春期外来でございまして、虐待の問題であるとか、親子の子育てとか、そういった部分に關与していただいております。今日も、例えば学校訪問はなるほど行っておりませんが、学期学期にそういった虐待の問題とか不登校の問題につきましても、保健の先生でございまして、私どもの養護部会の方と直接面談されて、その学校のそういった事例について把握した上で、それについて適切なアドバイスもいただいているという形での教育委員としての活動

もしていただいておりますので、今後、それぞれの教育委員が適切に行事に参加できるよう、私ども教育委員会としても一定配慮していく必要があると思います。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時11分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 野口博

摂津市議会議員 村上英明

摂津市議会継続会会議録

平成23年9月26日

(第3日)

平成23年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年9月26日(月曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員(22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員(0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1,
 - 一般質問
南 野 直 司 議員
木 村 勝 彦 議員
弘 豊 議員
山 本 靖 一 議員
森 内 一 蔵 議員
 - 2, 議 案 第 3 8 号 平成 2 3 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 3 9 号 平成 2 3 年度 摂津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
議 案 第 4 1 号 スポーツ 基本 法 の 施行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 制 定 の 件
議 案 第 4 2 号 摂津市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
議 案 第 4 3 号 摂津市 立 保 育 所 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
議 案 第 4 4 号 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 の 件
 - 3, 議 会 議 案 第 1 4 号 放 射 能 被 害 救 済 と 国 民 の 健 康 を 放 射 能 汚 染 か ら 守 る 方 策 を 求 め る 意 見 書 の 件
議 会 議 案 第 1 5 号 大 規 模 災 害 時 に 備 え た 公 立 学 校 教 職 員 派 遣 制 度 の 創 設 を 求 め る 意 見 書 の 件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から 日程 3 まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、本保護員及び大澤議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 おはようございます。

初めに、東日本大震災から半年がたちました。改めて被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、このたびの台風12号、15号が各地に甚大な被害をもたらしました。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、1、中学校給食の導入についてでございます。

多くの保護者の方から中学校も給食にしてほしいとのご要望、声が本当に多くあります。これは何度も質問させていただいておりますが、よろしく願いをいたします。この中学校の給食の導入について、現在までの本市の考え方と、各自治体ごとに実施方法などさまざまでございますけれども、近隣市の吹田市、茨木市、高槻市がスクールランチ等で実施しておりますが、大阪府における各市町村の実施状況をお聞かせください。それから、大阪府におきましては、中学校給食の実施率が全国で最も低いという現状の中、学力や体力の根幹となる中学生の食を充実させ、すべての子どもたちの教育条件を整えるためには、中学校給食を府内に広げる必要があるとし、市町村の財政負担が導入に当たっての一つの課題となるため、府として財政の負担を大幅に軽減できるよう中学校給食の導入促進に向けて、

今年度から平成27年度までの補助制度を設け、それぞれの市町村が工夫を凝らした中学校給食を導入できるようサポートしておりますが、各市町村の取り組みと本市の考えについてお聞かせください。

2、災害時における避難マニュアルの作成についてでございます。

このたびの東日本大震災をはじめ各地で大きな自然災害が発生しておりますが、本市におきましては多くの河川がございますし、集中豪雨などでの大洪水が考えられます。また、東海地震、東南海・南海地震の発生確率は年々上がっているとされておりまして、本市におきましても、いつ大きな地震が起こるかわからない状況でございます。この大規模な災害が発生したときの避難マニュアルの作成は非常に重要であると認識いたしますが、具体的な取り組み内容についてお聞かせください。

3、災害時要援護者の避難支援についてでございます。

このたびの大震災など災害発生時に、ひとり暮らしの高齢者の方や、また障害者の方など、多くの支援が必要な方が犠牲になり、被災後の支援も行き届かないケースが後を絶たないと言われております。この災害時要援護者避難支援プランの作成が本当に急がれておりますが、本市の取り組み状況や内容、また完成時期についてお聞かせください。

4点目、避難所の防災機能向上についてでございます。

大規模な地震等の災害発生時、避難所は地域住民のための応急的な避難所ともなる大事な役割を担っております。そのため、耐震性の確保だけではなく、食料、生活必需品等を提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な機能を備える

ことも求められております。しかし、このたびの東日本大震災をはじめ過去の大規模地震の際にも、避難所は多くの住民を受け入れますが、防災機能の整備が不十分なため、不備や不具合が生じたことも事実でございます。そこで、本市における災害用物資の備蓄状況、防災資機材倉庫の中身、また防災無線の機能はどのように発揮されるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

5点目に、避難所の耐震化についてでございます。

先ほども申しましたが、特に学校施設は子どもたちの学習の場であり、地域の方の避難場所でもあります。また、災害時に大きな役割を果たす場所でもございます。現時点での避難所の耐震化の状況と今後の耐震計画について、改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で1回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 中学校給食の導入についてのご質問にお答えいたします。

従前までの本市における中学校給食導入についての考え方につきましては、保護者がお弁当を通じて子どもたちの健康に目を配り、かかわりを持つことによって、家庭における食育や教育にもつながるという考え方から、導入について具体的検討には至っておりませんでした。大阪府内の状況でございますが、公立中学校全校465校のうち、完全給食を実施している市町村は9市3町で57校、そのうち自校方式が3市3町で30校、センター方式が4市12校、親子方式1市1校、完全給食方式のスクールランチ1市14校で、実施率は12.3%となっており、全国平均の約82%と

比べますと非常に低い実施率となっております。

このような中、大阪府においては、平成21年度から中学生の食の充実を図るため、スクールランチ事業を推奨してまいりましたが、各市町村の財政上の課題や喫食率の低迷などにより、実施は大阪市を含めて数市にとどまっております。そのため、大阪府は、学力や体力の根幹となる中学生の食を充実させ、すべての子どもたちの教育条件を整えることにより、教育力の向上につなげるため、中学校給食を広げるべく、平成23年度より中学校給食導入促進事業補助制度を新設し、各市町村に対してその導入を強く働きかけられております。

このような状況下におきまして、中学校給食導入に向けた各市町村の検討状況でございますが、一部の市におきましては既に導入の決定をされましたが、多くの市町村がどのような方式で導入するかなどを検討中であり、現時点では最終決定をされていない市町村も数多くございます。本市といたしましては、先に述べました、保護者がつくるお弁当は思春期を迎える中学生にとって家庭とのコミュニケーションを生む心の支えとなること、家庭でそれぞれの子どものごとに配慮された手づくり弁当は、心の健康面、栄養面からも非常に大切なものと評価する中で、自校方式、センター方式などによる完全給食のほか、スクールランチ方式などのあらゆる選択肢から、イニシャルコストやランニングコストをはじめ、さまざまな観点からメリット、デメリット等の検討を行っているところでございます。今後、検討内容や他市の状況も参考にし、財政負担の問題など大きな課題もあることを踏まえながら最終の判断をしてまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 災害時における避難マニュアルの作成についてのご質問にお答えします。

平成23年度6月補正予算に避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアル作成委託業務を計上いたしておりますが、この委託業務は、河川等が増水し、はんらんのおそれがあるとき、安全で迅速かつ適切なタイミングで避難できるよう、避難勧告等の判断基準を明確に定めることや、避難対象区域、避難所、避難経路、情報伝達手段などを検討するものでございます。市は、大規模な地震、風水害等が発生した場合、災害対策本部を設置することになります。本部長である市長より河川がはんらんするおそれ、避難勧告、避難指示が発令されることとなります。この勧告・指示に従い、広報や関係する団体により市民に対する周知が行われ、市民を安全に避難所まで誘導するマニュアルの作成を実施いたしてまいります。

次に、避難所の防災機能向上についてのご質問にお答えいたします。

初めに、市内の災害用物資の備蓄状況についてご説明いたします。非常食でありますアルファ化米、高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビンや毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ、非常用水袋等の備蓄につきましては、市内の近畿道下倉庫や鳥飼倉庫、コミュニティプラザなど6か所に備蓄をいたしております。また、市内小学校と2か所のスポーツセンターを含む12か所に防災資機材倉庫が設置されており、懐中電灯やラジオ付ライト、乾電池、救急セット、担架、非常用水袋、簡易トイレなどの防災用品が備蓄されているほか、バールや大ハンマー、

工具類等、発電機、投光機、チェーンソー、油圧ジャッキなどの資機材が整備されています。

次に、防災無線についてであります。現在、市内公共施設28か所の避難所を指定しておりますが、そのうち旧小学校を含む12小学校では、屋上に拡声装置にて避難等を要請するための防災無線を設置しており、災害時には市役所の防災無線室から避難等を呼びかけることが可能な同報系と呼ばれる防災無線システムを導入しております。また、災害時、市所有の一部の公用車とのやりとりが可能な移動系と呼ばれる防災無線も配備しております。この無線システムは昭和63年に導入したものであり、現在も機能としては全く問題なく稼働しておりますが、無線システムの機能が向上し、情報、指令、履歴、通信録音、伝言録音など多機能を有するものへの更新も今後検討してまいりたいと考えております。

避難所の耐震化についてのご質問にお答えします。

まず、公共施設の耐震化についてのご質問ですが、公共施設の耐震化率は、平成23年3月現在、88施設137棟のうち94棟の耐震化が完了し、68.6%となっております。そのうち防災拠点63施設107棟のうち68棟の耐震化が完了し、63.6%となっております。また、避難所は33施設33棟のうち23棟の耐震化が完了し、69.7%となっております。公共施設の耐震化促進につきましては、平成12年に年度ごとにどの施設の耐震化を実施するかを決めた耐震計画を策定しました。計画策定に際し、最優先に耐震化を進める施設としまして学校施設、その次に避難所として多数の避難者を収容することができるスポーツセンターや公民館、防災拠点等

を順次耐震化していくこととしております。今年度の耐震化工事といたしましては、既に千里丘小学校の体育館の耐震化工事を完了いたしております。この結果、耐震化の必要な小・中学校の体育館は、別府小学校と第二中学校となり、ほかに避難所である体育館としましては、味舌スポーツセンターや三宅スポーツセンターの耐震化も必要であります。また、耐震化できていない施設は、最初に耐震診断を行い、耐震工事が必要であるか否かを判断し、耐震工事が必要である施設においては実施計画を行い、耐震工事を進めていくこととなります。耐震診断は学校施設を除き実施されていないことから、早期に診断を実施できるよう関係部と調整をしてみたいと考えております。また、耐震工事においても一刻も早く耐震化できますよう、関係部と調整をし、実施してみたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号3、災害時要援護者の避難支援についてのご質問にお答えいたします。

摂津市地域防災計画の中で、摂津市災害時要援護者避難支援プランの作成を行うこととなっており、現在、国のモデル計画や府の作成指針を参考に、作成に向け防災管財課と協議を進めている状況でございます。本プランにつきましては、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、本市における災害時要援護者の避難支援について、その目的や考え方、進め方を明らかにするもので、災害時要援護者の自助、近隣地域の共助を基本に、公助として災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目

的としたプランとなっております。作成に当たりましては、要援護者情報の把握、要援護者に対する支援体制の整備などの課題がございますが、できるだけ早い時期にプランを完成したいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 2回目を行います。

1、中学校給食の導入についてでございます。

保護者がつくるお弁当は、家族とのコミュニケーションを生む心の支えであるとお答弁いただきました。確かに保護者の視点として、給食が実施されますと、子どもの昼食が保護者の手から離れてしまい、お弁当で可能であった子どもの健康管理、またアレルギーを持つ子どもへの対応やお弁当を通しての子どもへの愛情表現や親子のコミュニケーションが図りにくくなることがあげられております。しかし、近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもたちの食生活においても目立つようになり、生活習慣病の低年齢化等の問題が起こっております。食育の観点からも栄養バランスに配慮された昼食を提供するとともに、望ましい食習慣を身につける観点、それから、共働きのご家庭が多いことや、お弁当をつくってから喫食まで、お弁当を食べる時間まで常温で保管され食中毒が心配であることや、献立が一定になり栄養面が心配といった声もあります。また、こんな声もありました。完全給食になっても、月に何度かお弁当の日をとっていただいたら頑張ってお弁当をつくりますとの声もありました。毎日ではありませんけれどもコミュニケーションをとっていきけるのではないかなと思います。

以上、何点かあげさせていただきましたが、育ち盛りの中学生に栄養バランスに配慮された給食を提供することは本当に大事

であると認識いたします。ここで財政負担の問題を踏まえながら最終決断されるとご答弁されましたけども、例えば、大阪府の補助制度を活用して給食を導入した場合の施設整備などに係る財政負担についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、2点目の災害時における避難マニュアルの作成についてでございます。

中身について具体的にご答弁いただきました。市民を安全に避難所まで誘導するまでのマニュアル作成に取り組んでおられました。市としてほかに摂津市地域防災計画や摂津市洪水ハザードマップなどがありますが、きょうはちょっと持ってきておりませんが、例えば消防科学総合センターが作成されております、他にもいろいろあると思ひますが、日本語、英語、ハンダ語、中国語で作成された「地震に自信を」というリーフレットがありますが、大変わかりやすく作成されております。このような市民の方向けのリーフレットを摂津市版として作成することはできないでしょうか。リーフレットには、地域ごとの避難所はどこどこで、市からどんな指示があれば避難する準備を進めるのか、また、避難時にはどんな準備が必要なのか等々の案内が詳しく掲載されている市民向け災害時における避難マニュアル、いわゆるハンドブックの作成を検討されてはいかがでしょうか。その点お聞かせいただきたいと思ひます。きょうは、この「摂津市職員災害初動マニュアル」というのを持ってまいりました。これが非常にわかりやすくつくっておられまして、こういった分の市民向けの冊子ですね。どうかその点お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、3点目の災害時要援護者の避難支援についてでございます。

2004年の新潟中越地震後、災害弱者の避難時要援護者リストを各自治体から作成する流れができてきていると認識しておりますが、個人情報保護法に伴い、本人の同意がない場合はリストに掲載できず、実態がつかめないなど、さまざまな課題がありますが、避難支援プランの作成に向け努力していただきますようお願いいたします。

また、福岡市などでは、災害時要援護者支援ハンドブックを作成し、自治会長さんや自主防災組織、民生委員さんなどへ配布されておられます。このハンドブックは、支援者が行う安否確認や避難所への誘導などについて掲載しているそうです。また、これは案でございますけども、支援をする方は、例えば民生委員さんや自治会の方になってくると思ひますが、拡大の観点から、例えば日ごろから地域で活動されておられます消防団の方をお願いしてはどうでしょうか。この点も視野に入れてご検討をお願いいたします。これは要望としておきます。

ここでもう1点お聞きしたいんですが、被災者支援システムの導入について、本市の考えをお聞かせください。

次に、4点目、避難所の防災機能向上についてでございます。

文部科学省が、このたびの東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会を立ち上げ、今後の学校施設の整備方策について検討を行い、7月に緊急提言を取りまとめ公表されました。その中に実例として、想定を上回る避難者を受け入れることになり、食材や飲料水、衣料、毛布等の備蓄物資の不足が生じました。これからの状況から、多くの避難者が生活を送るためにはさまざまな物資が必要となります。このため、学校または近隣に物資を備蓄す

るスペース、備蓄倉庫を確保することが重要であると思います。備蓄量に関しましても十分な量の確保をお願いいたします。要望とします。

また、防災無線に関しましては、多機能を有するものへと更新していただき、例えば、通信衛星と直接通信できる衛星電話の設置なども検討をお願いします。また、災害時避難所等である施設の電源が失われた場合、例えば携帯電話の電源が切れるなど、連絡等に非常に困難を来す事態となります。平常時に施設に太陽光パネルや燃料電池施設を設置しておくことで災害時には電源の確保が可能となりますが、これら施設の導入の考えについてお聞かせいただきたいと思ひます。

また、避難所での生活が続けば、衛生的な問題も発生します。避難所にシャワーの設置やバリアフリー化の推進などについてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、5点目、避難所の耐震化についてでございます。

この避難所の耐震化が完了しているのは69.7%とご答弁いただきました。財政負担の関係やさまざまなことがあると思ひますが、早急に実施していただきますようよろしくお願いいたします。要望としておきます。

ここでもう1点お聞かせいただきたいんですが、例えば東日本大震災では、多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁の落下など非構造部材の被害が発生しました。非構造部材の落下により負傷する人的被害が生じたほか、学校施設が避難場所として使用できないといった事態も発生しており、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されるところでございます。この非構造部材の安全性についての考えをお聞かせいただき

たいと思ひます。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。教育総務部長。

○登阪教育総務部長 中学校給食についてでございますが、今回の大阪府の補助制度を活用した場合のインシヤルコストにつきましては、その給食の実施方法により大きく変わってまいります。大阪府が示しております補助金交付制度では、自校方式の給食場を整備した場合のインシヤルコストを1施設当たり2億1,000万円としておりますが、実際には建築する場所の形状など、立地条件により金額が異なってまいります。前提条件としまして、国庫交付金が不交付となった場合での概算ではございますが、本市が今まで建築しました施設等をモデルに試算しますと、自校方式では、備品や消耗品などを含めた1校当たりの全体施設整備費としましては約2億5,000万円と試算しており、5校で12億5,000万円、府の補助金が5校で限度額の5億2,500万円、単純試算額として施設整備費で約7億2,500万円の財政負担となります。また、センター方式の試算では、これも土地の形状などの条件により変動がございまして、平成21年度に建築されました神奈川県二宮町の学校給食センターの場合、延べ床面積が約1,500平方メートル、1日2,500食、鉄骨造2階建てで建設本体工事費約7億1,000万円、これに加えて外構工事ほか、その他厨房機器以外の備品などの経費、さらに、このほか各学校の配膳室等の整備費が必要となってまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 市民向けの新たな避難マニュアルの作成について、お答えいたします。

議員ご提案の消防科学総合センターが作成されております「地震に自信を」のリーフレットを拝見させていただきました。地震発生時にまず自分自身の身を守り、避難所までいかに安全に避難するか、また、日ごろの防災訓練や非常持ち出し用品の準備など、大変よくまとめられた冊子となっております。現在、市が配布しておりますのは、平成18年に作成しましたハザードマップと「みんなの防災」という小冊子がございます。しかし、地域別の避難所や災害状況を示したものとなっております。それら防災の備えをまとめたものというものではございません。市民の方が防災意識を高め、維持していただく、また、携帯しやすくわかりやすい冊子の作成及び配布について、今後検討してまいりたいと考えております。

ご質問の被災者支援システムの導入についてお答えいたします。このシステムは、阪神淡路大震災の経験から、西宮市が独自に開発したもので、災害発生時の住民基本台帳をベースに被災者台帳を作成し、罹災証明書の発行や、支援金、義援金の交付などを一元的に管理できるシステムでございます。大災害時に行政が行う事務の軽減が図れ、被災者の要望に迅速に応えることが可能でございます。このシステムにつきましては、西宮市から開発ソフトの提供が無償で行われており、導入については安価であると聞いております。しかし、住民基本台帳を利用することから、本市のパソコン環境などの確認が必要であり、データ更新などにかかわる事務作業量も確認したいと考えております。また、被災者支援システムにつきましては、近隣各市の導入状況も見ながら検討していきたいと考えております。

次に、避難所に太陽光パネルや燃料蓄電

池施設の設置についてお答えいたします。大災害が発生した場合、市内にあります28か所の避難所には多くの市民の方々が避難されます。災害の規模によりますが、長期間の共同生活を強いられる場所となる可能性がございます。その場合、避難所周辺のライフライン、特に水道、電気、電話、これらのライフラインも被害を受け遮断された状態に陥ることも考えられます。避難所には災害対策本部との通信手段として防災無線はございますが、避難者がそれぞれの家族や親戚に連絡をとる手段が制限された場合には、議員ご提案の太陽光パネル等の自然エネルギーを利用した蓄電施設があれば、避難所に電力確保ができ、有効であると考えます。また、シャワー施設の設置についても、水道施設の断水状態が継続すると、避難者の衛生状況の悪化から健康状態への影響を及ぼすおそれがあります。避難所施設にシャワー施設を設けることで、下水道機能である排水手段という課題はございますが、長期化する避難所生活の衛生状況を健全に保つ手段としては有効であると考えております。しかし、現時点では、本市が早急に検討しなければならない防災対策の課題は複数あり、優先すべき事項として、避難所の耐震化工事の実施や地域防災計画の見直し、ハザードマップの見直し、災害時応援体制の増強、防災無線の機能向上などがございます。これらの課題の促進を行った後、課題としてまとめて検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所のバリアフリー化の促進についてお答えします。現在、避難所に指定されております公共施設でバリアフリー法に適合した施設は、安威川公民館と昨年7月にオープンしましたコミュニティプラザの2施設となっております。バリアフリー

法では、建築物の出入口の通路幅やスロープ、誘導ブロックなどの整備、廊下や階段では手すりの整備、エレベーターの整備、トイレの車いす対応など複数の適合項目があり、それらすべてを適合している施設は、学校施設や一部公民館を除き、ないのが現状でございます。しかし、それぞれの施設では、最低限車いすに対応できるスロープを設置したり、可能な範囲で対応をいたしております。また、実施できない場合は介助者による対応を行っております。災害時の避難所には多数の市民の方々が避難されることから、災害時に避難に影響がないよう施設管理者と協議をしまいたいと考えております。

続きまして、非構造部材の安全性についてお答えいたします。公共施設の耐震化について、先ほどご説明いたしましたとおり、一刻も早く耐震化ができますよう進めてまいります。議員ご指摘のとおり、東日本大震災において、耐震化された施設の非構造部材と言われます天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等が破損した事例がございました。ある事例では、体育館において地震の揺れによる天井材やバスケットゴールなどが落下したりもしております。これらは避難所としての機能が損なわれるとともに利用者の安全も脅かすことになりかねません。平成23年7月に文部科学省より出された緊急提言では、安全対策に日常の点検が必要であるとされております。各施設の照明器具取付部や天井材の状況、バスケットゴールなど体育施設を点検するなど、各施設管理者などとその点検を進めてまいります。

また、災害の備えとして、各家庭において家具や電化製品の転倒防止や窓ガラスの破損防止対策などをお願いしておりますが、

各避難所となっております公共施設でも、これらのことを実施していきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、1点目の中学校給食の導入についてでございます。

大阪府の補助制度を活用して給食を導入した場合の財政負担について具体的にご答弁いただきました。この大阪府の補助制度、サポートが廃止になってしまうという可能性もありますし、今この時期が中学校給食の導入に向けて取り組んでいく本当に大事な時期であると私自身確信いたします。給食の関係者などに協議会において意見を聞き、検討されておられると思いますけども、まずは具体的な中学校給食の導入についての検討委員会などを立ち上げていただき、保護者を含めたあらゆる立場を代表した方々が集い、幅広い意見を聞くことが本当に大事であると思います。その中で、例えば「家庭でつくったお弁当を週何回ぐらい持参していますか」、また、「お弁当を持ってこない主な理由は何ですか」、また、「お弁当を持ってこないとき、主にどうしていますか」、それから、「学校の購買やコンビニ等を利用する場合、よく買うものは何ですか」、「昼食を現状のままと学校給食をどちらでも自分で選択できる場合、給食を利用したいですか」など、積極的に保護者の方や生徒にアンケートを実施することで、本市の現状や課題、方向性が見えてくるのではないのでしょうか。摂津市も給食の導入を一生懸命考えてくれているんやと思っただけなのではないのでしょうか。アンケートは一つの方法でございますけども、積極的により多くの現場の意見を聞くという行動、働きかけがつながり合って協働によるまちづくりになると確信をいたします。

調理方式には自校方式、センター方式、親子方式、また民間との協働でのデリバリー方式などさまざまですが、慎重に検討していただき、本市の実情に合った中学校給食の導入をお願いしたいと思います。

私の子どもも中学校1年生と3年生がいておりまして、お母さんのつくったお弁当と給食ができたとして、どっちがいいと聞きました。即「お母さんのお弁当」と答が返ってまいりました。そのことはすごく私も認識しております。ただ、母親の観点からでございますけれども、献立にも限りがありまして、この育ち盛りの年齢のときに栄養価を考えていただいた給食を導入していただければ本当にありがたいという保護者の意見もあると思います。

それから、近隣市の吹田市では、これは選択方式をとっていただいていると思います。実施率は20%弱と今聞いておりますけれども、その原因には、注文するのが1か月前とか、そういった理由もあるというふうに聞いております。それは1週間以内に注文できる等々の検討もなされていくと思うんですけども、いろんな困難が選択制にしてもあると思います。ただ、20%の方が利用して、これは費用対効果がないんじゃないかと思うのか、20%の方が利用していただいて、それだけのご支援ができるととらえていただく観点からと、私はそのように思います。さまざまな財政負担等々でございますけれども、先ほど申しましたけれども、一番今大事なときでありますし、真正面からこの給食導入に向けて取り組んでいただきますよう、これは要望としておきます。

それから、2点目の災害時における避難マニュアルの作成についてでございます。

市民の方が防災意識を高め、維持してい

ただ、また、携帯しやすくわかりやすい冊子の作成及び配布について、今後検討されるとご答弁いただきました。「地震に自信を」というリーフレットもわかりやすいですが、持ってまいりました「摂津市職員災害初動マニュアル」、これは職員の方専用でございますけれども、こういった感じで市民向けのやつをつくっていただきたいなと思います。地震や洪水の災害時におけるわかりやすい避難マニュアル、冊子の作成をよろしくお願ひします。併せて、市のホームページのトップメニュー「暮らし情報」に防災がありますけれども、例えば、わかりやすく「災害時における避難」などのタイトルでトップメニューに表示されてはどうでしょうか。これは要望としておきます。よろしくお願ひをいたします。

それから、3点目、災害時要援護者の避難支援についてでございます。

行政機能が丸ごと壊滅するなど、東日本大震災の甚大な被害状況を受け、被災者支援システムの導入を目指す動きが全国の各自治体で活発化しております。しかし、住民基本台帳カードなどシステムの基盤となる各種データの収集、例えばシステムの整備、構築について、住基データ、災害時要援護者名簿データ、家屋データなどの連携体制など、さまざまな課題がありますが、この被災者支援システムの最大の特徴は、住基データ、世帯及び個人のデータが毎日最新情報に自動更新される仕組みになっておりますことや、これをベースにすることで災害時に罹災証明書の発行から義援金や支援金の交付などが一元的に行えることや、要援護者名簿データも各人の状況に変化があった場合、被災者支援システム用のデータも自動的に作成するようプログラムされております。また現在、GIS、地理情報

システムの導入も各市町村で検討されていると認識しております。まずはこの被災者支援システムの導入を検討されるよう、よろしく願いをいたします。要望としておきます。

4点目の避難所の防災機能向上についてでございます。

避難所周辺のライフライン、水や電気、電話も被害を受け、遮断された状態に陥っていることが考えられます。避難者が家族や親戚に連絡をとる手段が制限された場合は、太陽光パネル等の自然エネルギーを利用した蓄電施設があれば、避難所の電力は確保できます。また、災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要であります。バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効であると考えます。また、シャワーなどの施設については、今回の震災では避難生活が長期にわたったことから、学校の体育館等に設置されているシャワー設備が有効であった。このことから、避難場所に指定されている学校においてはシャワー設備の設置を検討する必要があると考えます。いずれにしても、耐震工事が終わってからになると思いますが、この点どうかよろしく願いをいたします。要望としておきます。

それから、5点目の避難所の耐震化についてでございます。

非構造部材は多種多様であります。対策の方法もさまざまでございますが、想定される危険の芽をできる限り摘み取れるよう、可能なものから速やかに対策を講じ、地震発生時の被害を少しでも軽減する必要があると考えます。このような考え方に基づき、

今後の避難所施設の整備に当たっては、地震発生時に児童・生徒等の安全を確保するとともに、引き続き避難場所としての役割を果たすことができるよう、構造体の耐震化だけではなく、天井材、照明器具、外壁及び設備機器等の落下防止、窓ガラスの飛散防止、家具の転倒防止など非構造部材についても耐震対策を図っていただきますよう、これは要望としておきます。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

3月11日の東北の大震災、それに伴う大津波、さらには先般の紀伊半島の水害、被災された皆さんにお見舞い申し上げますとともに、死亡された皆さんにはお悔やみを申し上げたいと思います。同時に、私たちは大自然に対する畏敬の念を持って日常生活を送っていかなければならないということ肝に銘じなければいけないと思います。環境破壊をして、やはり人間がそういう災害を招いているという面も多々あるかと思えます。我々人類が、次代の子どもたちのためにも、そういう環境破壊をしない、そういう日常生活を送っていかなければならない肝に銘じております。そういうことを申し上げて一般質問させていただきます。

まず最初に、都市近郊農業を取り巻く環境が厳しい状況の中での摂津市農業の現状について。

日本の農業を取り巻く環境は大変厳しく、農業に携わる人は6年で2割以上も減少し、平均年齢は65.8歳に達しています。一

方で、新規就農者は年間7万人程度で、このうち働き盛りの39歳以下は約1万5,000人しかいません。1戸当たりの耕作面積は約2ヘクタールでアメリカの100分の1、欧州連合の7分の1の面積しかないのが実態です。農林水産省は、農地の規模拡大をして競争力を高めるために事実上の離農奨励交付金の創設を検討しています。しかし、離農奨励に反発する意見が出ることも予測されます。翻って、都市近郊農業を取り巻く環境も、農業人口が減り高齢化が進んでいます。さらに、低い生産性が就農を拒み、生産緑地が増加しています。

それでは、質問に入るわけですが、質問通告1の(1)と1の(2)の順序を入れかえて質問させていただきます。

1の(2) 摂津市農業振興会の摂津市との関わりについてであります。

摂津市の農業政策は、摂津市農業委員会、あるいはまた摂津市農業振興会を中心に取組みられておりますけれども、とりわけ摂津市農業振興会の取組み状況についてお答えください。また、同会の規約の第3条で、「本会は摂津市内の農業に従事している者でもって組織する」とありますが、現在、非農業者が会員に加入し、活動されていると聞いています。規約改正が必要ではないのか、事務局を担当している市の担当者の考え方を示してください。

1の(1) 摂津市農業支援学校のその後の経緯についてであります。

私は、平成22年第3回定例会でこの問題を取り上げました。近畿農政局のホームページに都市農業振興促進事業の都市農業の振興及び都市農業保全のモデル的取組みとして、摂津市農業支援学校設立協議会が補助金交付候補者として選定されたことが掲載されておりました。そして、この団

体が市に対し、近畿農政局に事業計画案を提出したとの報告があったということでありました。その事業計画案を確認したところ、協力団体として摂津市農業振興会、摂津ロータリークラブ等が記載されていたことから、私は両団体に確認をしましたが、全く知らない、了解していないということであり、とりわけ摂津市農業振興会は、名前の無断使用について会長が抗議をされ、企画案から名前を削除するよう市民団体に申し入れをされたとの答弁が本会議でありました。また、摂津市を冠につけることは、市もかかわっているような印象を与え、誤解を生みます。摂津市農業支援学校と摂津市農業担当者との間に何らかの連携があるのか、さらに、事業計画案に無断で団体名を記載して仮に国の補助金の交付を受けることになれば、不正受給となりコンプライアンスにも反します。摂津市農業支援学校が近畿農政局に事業計画を提出したことについて摂津市に報告があったということであれば、候補を辞退され、候補から外れていることを近畿農政局に確認して知ることではなしに、やはり支援学校のほうから市に対して報告があつてしかるべきだと私は思っております。もっと言うならば、無断で団体名を使用された摂津市農業振興会や摂津ロータリークラブに経過説明をしておわびをすべきであります。摂津市として、摂津市農業支援学校がどのような理由で補助金交付候補者を辞退し、候補から外れたのか、その理由について把握されているのか、お答えください。

次に、小学校統廃合に伴う通学路の安全対策についてであります。

旧味舌小学校と味舌東小学校が統廃合され、その際に地域の連合自治会、PTA協議会並びに青少年指導員が旧味舌小学校の

視聴覚室で集会を開催されました。私は、出席要請を受けて出席し、50名近くの参加者から集中的に質問を受けましたが、その中でとりわけ100年を超える味舌小学校の校名を残すこと、児童の通学路の安全対策を講じることの意見が多数出ました。私は、統廃合の審議会の委員として、統廃合された小学校は味舌小学校の表札を持っていくと強く主張し、議会でも賛成討論の中でそのことを主張して実現することができました。

通学路の安全対策については、三島荘住宅自治会などの子どもたちが、本来の通学路である市民図書館横の横断歩道を渡らずに、正雀一津屋線のエミ薬局あたりの信号機がないところを横断しており、大変危険であると地元自治会からの要望もあり、正雀本町2丁目21の1付近の信号機の設置について、自治会や土木下水道部と協力をして摂津警察にも要望を重ね、前向きに検討していただける感触を得ていますが、通学路の担当である教育委員会として、これまでどのように取り組まれてきたのか、また、どのような現状認識をされておられるのか、今後どのように取り組んでいくのか、お答えください。

次に、ペーパーカンパニーの実態調査についてであります。

先の第2回定例会で摂津小学校給食調理場等新築工事請負契約について、JVを組んでいる地元業者が入札直後に事務所を他市に移転し、本社機能の移転ともとられる案内書を関係者に手渡したことが、そのことに端を発する事務所の実態問題がクローズアップされました。その後、落札業者の事務所には、議会で可決された直後に、地元府会議員が入居して事務所として使用されております。摂津市の指名業者の旧事務

所を地元府会議員が借り上げることについて、業者と政治家の癒着であり、道義的に問題ではないかという声が市民の中から出てきております。この問題があつてから、摂津市は指名業者の実態調査をされたと聞いております。どのような調査結果であつたのか、お答えください。

公共工事での樹木の瑕疵担保責任期間についてであります。

今年の夏は、猛暑に加えて東北地方の震災での原発事故も重なって、熱中症での死者も多く出ました。それは人間だけではなく動物や植物にも影響がありました。とりわけ南千里丘まちづくりで、今年の春ごろに境川せせらぎ緑道に植えられていた高木が数本枯れているのが見受けられました。また、地被植物が大量に枯れておりました。その後、補植がされているようでありますけれども、公共工事での植樹がされた場合の瑕疵担保責任期間はどのようになっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 初めに、農業振興会に関するご質問についてお答えをいたします。

摂津市農業振興会は、市内農家の連携を図り、関係機関の協力を得て、農家を取り巻く環境を改善し、農業の繁栄を図り、併せて摂津市の農業振興に寄与することを目的とし、長年にわたり本市の農業振興を支えてこられた団体であります。現在、農業振興会は、植木即売会、農業祭、農産物品評会、鳥飼なす保存奨励事業など、農業を通じて都市農業と地域社会のつながりを深める事業に取り組んでおられ、農業振興の中心的役割を担っていただいております。

会員は、農業振興会規約の第3条により、摂津市内の農業に従事している者と規定されており、現在35名の方々が、高齢化が進む中ではありますが、事業に取り組んでいただいております。なお、非農業者の加入につきましては、昨年、鳥飼なすの漬物を製造している事業者に製品のより安定した供給、市外へのなにおの伝統野菜の発信などを考慮し、役員会や総会の承認を受け、参画をお願いしたということがございます。しかし、先ほど議員ご質問のございましたように、今後、農業者のみに限定したことなく、規約改正等についても農業振興会と相談の上、検討してまいりたいと考えております。

次に、摂津市農業支援学校についてです。

摂津市農業支援学校につきましては、農業に関心のある方々が集まり、市民団体として設立されたとお聞きしておりますが、本市の農業担当課との連携関係は特になく、どのような活動を行っておられるかは把握しておりません。

また、国の都市農業振興促進事業、都市農業の振興及び都市農業保全のためのモデル的取り組み者として補助金交付候補となった摂津市農業支援学校設立協議会は、近畿農政局に確認したところ、既に候補を辞退されており、候補から外れたと聞いております。辞退された理由、内容等については、本市では把握はしておりません。

次に、任意団体が摂津市の名前をつけていることにつきましては、市民の中には、議員ご質問のように、同団体と本市が連携しているように感じられる方もおられるかもしれませんが、法的に名称使用についての規制はなく、市として特に言及できるものではないと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 小学校統廃合に伴う通学路の現状と安全対策についてのご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校と旧味舌東小学校の統廃合に伴う通学路の安全対策につきましては、平成18年から19年にかけて、旧味舌小学校において、保護者、地域の皆様、また教職員等からのご意見を踏まえ、通学路を選定いたしました。その際、旧味舌小学校PTAが通学路の安全対策に必要な要望を取りまとめられ、平成19年11月に教育委員会に対して通学路に関する要望書を提出いただきました。その後、同年12月に学校、PTA、当時の教育委員会学務課、そして当時の交通対策課が合同で摂津警察署に出向き、要望の趣旨等をお伝えし、前向きに取り組んでいただくようお願いした経過がございます。この要望の中の正雀一津屋線、正雀本町2丁目21の1付近の信号機の設置につきましては、当時としましては近接する信号機との距離の問題等から困難であるとの回答であったと認識しております。ただ、その後の道路交通安全等を取り巻く環境変化や自治会等からの警察への要望書の提出、さらには本市道路交通課の取り組みもあり、現在、信号機の設置について前向きに検討されていると確認しております。

児童・生徒の安全を考える上で、通学路の問題は非常に重要だと認識しておりますので、教育委員会といたしましても、今後とも引き続き道路交通課と連携を図りながら要望活動などに取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ペーパーカンパニーの実態調査についてのご質問にお答えいたします。

事業所の実態調査につきましては、本年8月23日から9月9日にかけて、摂津市入札参加登録業者で市内に本店・支店がある事業者のうち、建築工事業者15社、土木工事業者35社、電気工事業者5社、造園業者10社の計65社に対しまして実施を行いました。65社中、土木工事業者で2社、造園業者で2社の計4社は留守がちで、現時点では未確認のため、後日改めて調査を実施いたします。建設業許可の前提となります営業所には、請負契約の見積もり、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること、電話、机、各種事務台帳等を備え、住居部分などとは明確に区分された事務室が設けられていることが要件になりますので、主な調査項目としましては、申請住所に事業所が実在しているか、事務員が配置されているか、什器・備品が設置されているか、建設業許可の標識が掲げられているかなどについて確認を行いました。その結果、造園業者において1社、ペーパーカンパニーに該当する事案がございました。この1社は、建物の外観は不動産店舗となっており、造園業者を示す看板等は見当たりませんでした。この事業者が入居している物件は、千里丘三島線歩道整備事業の移転補償対象になっております。

次に、ペーパーカンパニーには該当しませんが、事務所の実態として問題があった事案が5社においてございました。まず、申請住所と実際の事務所所在地が異なる事案が造園業者で1社、土木工事業者で2社あり、次に、申請住所に事務所は存在するものの、実質的には別住所に事務所拠点を移している事案が土木工事業者で1社、建築工事業者で1社ございました。いずれの事案においても口頭にて注意喚起を行いました。結果、各事業所とも改善の意向を示

しておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 公共工事での植樹の瑕疵担保責任期間についてのご質問にお答えいたします。

公園や緑道での植栽工事では、植物を植えるときの気候条件、土壌、苗木の状態、生育時の気象条件などにより成長が大きく左右され、最悪の場合には枯れてしまいます。植栽工事におきまして、その目的は樹木の生育であります。途中で枯れてしまうことは非常に残念なことでございます。これを補いますために枯れ木補償の制度がございます。工事など瑕疵担保責任期間につきましては2年でございますが、先ほども申し上げましたとおり、植物につきましては気候条件も大きく影響されますことから、枯れ木補償は1年といたしております。

なお、境川せせらぎ緑道の植栽工事につきましては、平成22年7月15日に竣工いたしておりますので、工事の竣工後、平成23年3月に改めて植栽状況について確認いたしましたところ、高木のしだれ桜など3本、地被植物100株が枯れておりましたので、枯れ木補償に基づきまして、施工いたしました業者に補植を指示し、4月に補植がなされ、現在に至っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 農業振興会の問題ですけれども、農業振興会の皆さんは、会員が植木の即売会、農業祭、農産物品評会、とりわけ鳥飼なすの保存奨励事業は、植えつけから水やり、収穫までボランティアで取り組んでおられます。鳥飼なすは、なにわの伝統野菜に選ばれて、農業振興会として保存伝承に努められております。特に鳥飼なす

の漬け物は、市民にとって大変好評であります。しかしながら、平成7年当初、価格が300円であったものが、平成22年に350円となり、平成23年には400円になる予定です。これでは鳥飼なすを格安で販売するという活動の趣旨から逸脱してしまうことになり、何らかの手だてが必要であります。市は、農業振興会の支援策である補助金をカットした経緯があります。補助金の交付状況や今後のあり方についてお答えください。

次に、農業振興会は現在35名の会員で組織をされて運営されていると答弁がありました。しかし、ほとんどが高齢で、各種行事を実施することが困難となってきました。部分的には市民農園の耕作者とかの連携を模索するなど、事務局として助言してはどうかと考えますが、答弁を求めます。また、摂津市内の農家も高齢化、後継者不足に加えて、地域との折り合いも悪く、市民農園としても活用してもらいたいと希望されている農家も存在します。一方、市民の中にも農業をやってみたいが農地がないという人も多く、都市近郊農業を守る立場から市として何らか検討してはどうかと考えます。

昨日、読売新聞の朝刊に、総合商社丸紅がビルの屋上などを活用してキュウリやトマトなどの野菜を栽培する屋上菜園キットの販売に乗り出す方針を明らかにしたことが報道されました。ビルのオーナー向けに売り込みをし、将来的には、とれた野菜を近隣のレストランや喫茶店に提供し、都市型の地産地消ビジネスに発展させることを目的にするということでもあります。民間企業がこのような方向性を模索する状況にある中で、摂津市の先ほど申し上げましたいろんな状況を踏まえて、何らかの施策を講

ずるべきではないかと考えますが、その見解を求めます。

通学路の安全に伴う現状と対策についてであります。この問題は、統廃合によって児童の通学路が変わったことから生まれた内容のものであります。平成20年4月から現在の味舌小学校へ通学することになった三島荘住宅や阪急住宅の児童が、安全に府道正雀一津屋線を横断できるように、府道正雀一津屋線の正雀本町2丁目21の1地先にある正雀本町2丁目北交差点の信号設置について、教育委員会も前向きに検討されているとの答弁でしたが、現在の取り組み状況をお聞きしたいと思います。統廃合のときの取り組みはともかく、それ以後、教育委員会として、のど元過ぎればという形の中で取り組まれていないのではないかと危惧いたします。その辺のことにについて答弁を求めます。正雀一津屋線の正雀本町2丁目北交差点の信号機設置について、現在まで道路交通課の取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思います。

ペーパーカンパニーの問題ですけれども、調査結果に基づいて、今後どのような対応をし、業者をどのようにしていくのか、その辺のことにについて副市長のほうから答弁を願いたいと思います。

公共工事での樹木の瑕疵担保の問題。今でも現場を見ますと弱っている木が二、三本見受けられますが、瑕疵担保期限終了時点の市と施工業者の対応について、また、現にかなり弱っている木は今後どのように対処するのか、お答え願いたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 摂津市農業振興会は、摂津市の独自資源でございます鳥飼なすを

栽培し、生なすや漬け物を農業祭等で市民に格安で販売する活動を行っております。販売価格につきましては、栽培や収穫にかかる人件費は会員の無償ボランティアでお願いしておりますが、苗や肥料の高騰、震災により東北地方からの原材料供給停止代替などにより加工経費が上昇し、必要経費の回収も難しく、赤字基調の状況となっていることから、値上げについて役員会で検討されたものでございます。また、市は、農業振興会に対し、事務局の人的支援に加え、補助金52万3,000円を交付し、継続した支援を行っております。

そして、農業振興会の今後のあり方につきましては、農業祭の開催、地域資源である鳥飼なすの保存奨励事業など、農業行政の推進になくはならない団体と認識いたしておりますので、高齢化による会員の作業負担の軽減などを考慮した持続可能な体制や農業に関心のある方などとの連携を研究し、方向性を見出してまいりたいと考えておりますが、ご質問にありましたように、市民農園事業など市民と農業者をつなぐ活動については、特に重点的に検討をしてみたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 続いて、教育総務部長。

○登阪教育総務部長 統廃合後の味舌小学校の通学路の安全対策につきまして、通学路を所管する教育委員会としまして、議員ご指摘のとおり、統廃合時の取り組み以降、道路交通課から状況の確認はしていましたが、具体的な取り組みがおくれていたと改めて認識しております。

今後につきましては、教育委員会の立場から、児童が安全に通学できるように信号機の設置が早急に必要であることを改めて訴え、地元自治会など関係者の皆様と連携

を図りながら、学校長と一緒に要望活動を行うなど、摂津警察署等への関係機関に働きかけてまいります。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 小学校統廃合に伴う通学路の現状と安全対策につきましてのうち、土木下水道部にかかわります現在の取り組み状況につきまして、お答えいたします。

府道正雀一津屋線、正雀本町2丁目21番地先の正雀本町2丁目北交差点につきましては、小学校統廃合に伴う味舌小学校通学路の安全対策としまして、先ほど答弁がありましたように、平成19年12月に信号機設置の要望を教育委員会とともに行いましたが、近接する信号機との距離の問題などから設置困難であるとの回答でしたが、近年の交通事情や同横断歩道を渡っている児童数の変化などから、平成22年4月に地元三島荘住宅自治会より当該箇所横断歩道に信号機設置の要望書をいただきました。対応といたしまして、平成22年度の交通信号機設置要望箇所としまして摂津警察署に要望書を提出し、現地立ち会いもしてまいりましたが、やはり設置困難との見解は変わりませんでした。

しかし、信号機設置に当たりましては、設置可能箇所の要件が必要であるとのことであり、そこで三島荘住宅自治会長様と阪急住宅自治会の役員様が隣接土地所有者や近接の方々へ信号機設置に向け協力依頼をしていただいたり、地元でできることを精力的に取り組んでもらっておりますことなどから、摂津警察署におきましても、当該場所の電柱に信号機設置が可能かなど、関西電力株式会社へ電柱への信号機共架の可否について協議され、共架可能であるとの内諾をいただいていると伺っております。

現在は、道路管理者であります大阪府茨木土木事務所と大阪府警察本部とも協議を進めていただいております、引き続き当該場所に信号機が設置できますように取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 ペーパーカンパニーの問題でございますが、この問題は、今日まで過去の本会議においても、その事務所の実態につきまして、さまざまな問題が指摘されまして、一定の対応なり改善を行ってまいりました。先ほど総務部長のほうから申し上げましたように、ペーパーカンパニーには該当しないと。しかしながら、事務所の実態としては問題があると。5社というふうに申し上げました。いわゆる造園業関係で1社、土木工事関係で3社、建築工事関係で1社でございます。その内容は、今回の調査というのは過去の調査よりも実態把握がよりできたというふうには認識をいたしております。その中で、今回の5社の中で複数の事業者が同一建物に入居しておると。そして、階下の事業所内部を通らなければ上の事務所を訪問できない事案も見られております。この事案につきましては、市民目線から見れば適当ではないというふうに考えます。しかしながら、建設業法から見た場合につきましては、申請住所に事務所は実存しているということからすれば、処分対象とするには難しいという実態がございます。

それで、今後、それらの事業者に対しまして注意喚起を行ってまいります。それでも改善が見られないという場合、いわゆる建設業許可を管轄する大阪府に対しまして、事業所の実態調査の依頼、そして協議、また注意喚起によりまして、その事業所の対応状況にもよるわけでございますけれども、

入札、契約方法のあり方そのものについても検討をしていくことも考えられるかと思っております。いずれにいたしましても、まずは注意喚起、事業所の自主的なそういう市民目線での対応ということを注意喚起してまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 境川せせらぎ緑道の精力の弱っている木の対応について、お答えいたします。

植栽工事の竣工日は、先ほども申し上げましたとおり、平成22年7月15日でございますので、瑕疵担保の終了は1年たちました本年7月15日でございますが、その後も市と施工業者はすべての木について生育状態を見守ってきたところでございます。現在、この夏の暑さで木が弱っている時期でもございますので、秋の落葉が終わりまして来春の芽が吹くころに、施工いたしました業者と再度立ち会いいたしまして、瑕疵担保期間は終了しておりますが、対応について協議してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 そうしましたら、最後に農業支援学校の問題について、市長の見解を求めます。

摂津市のホームページの6月5日の市長公務日程に、摂津市農業支援学校の収穫祭出席予定の掲載がありました。担当課に確認しましたところ、ノータッチであるとのことでした。先ほど来、私が指摘しているように、また部長答弁にもあったように、摂津市農業支援学校と摂津市の農業担当課との連携関係は特になく、どのような活動を行っておられるか把握をしていないということであり、とりわけ摂津市農業振興会から団体名の無断使用について会長から抗

議をされ、さらに近畿農政局に提出をされた補助金の企画案から名前を削除するように会長から抗議を受けた団体であるということを知り、市長が認識をされて出席されたのかどうか、その辺の見解を求めたいと思います。

摂津市農業支援学校の不正受給になりかねない行為は、コンプライアンスにも反し、ルールを破る行為であります。市長はどのような認識で参加をされたのか。候補を辞退されたことは結果であり、結果処理、手続きが問題であります。人間基礎教育が求めている社会のルールを守ることによって反すると私は考えますけれども、市長の見解を求めます。

私は、最後に申し上げますけれども、前回からずっとこの摂津市農業支援学校について取り上げてまいりました。決して私はこの支援学校について全面否定するものではありません。全うな手続きをとられて候補にあがって交付決定を受けられたら、私はやはり摂津市の農業にも大きく貢献してもらえらるものと確信をしておりますけれども、団体名を無断で使うというルールを破られたことを問題にしておりますので、その辺のことについて市長の見解を求めます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えをいたします。

都市農業の振興、これは非常に難しくも大切な課題だと思います。私はよく言うんですけど、摂津市内には兼業農家がほとんどだと思いますが、約200戸余りの農家戸数があると思います。面積にして70ヘクタール弱ですか、ちょっと前後いたしますが、あると思います。面積でいいますと摂津市全体の5%にも満たないと思うんですけども、ただ、ごくごくわずかですが

いますけれども、このハードな地形の摂津市の中において、このわずかな空間はかけがえのない潤い、これをつくっていただいていると思っています。そういう意味では、都市農業を何としても守り育てなくてはならないと思っています。

ところで、この難しい状況の中、農業振興会等々、市内には多くの個人、団体がこの課題にいろんな形で取り組んでいただいていると思います。この支援学校もその一つではないかと思っています。そういう意味で、その趣旨に賛同してここに集われる多くの皆さんが、その労をねぎらいといいますか、収穫に感謝しようということで集われたわけでございます。今後進めます摂津市の協働のまちづくり、こういうようなことにも将来つながっていくのではないかと思います。そういう意味で、今後もこの活動を見守っていきたいと思っています。

ご指摘がありました。私は365日24時間公人でございます。前にも申し上げましたが、年間約500か所の行事に出てまいります。そういう意味では、今後ともそれだけに公私の区別、これは明確にしていきたいと思っています。

以上でございます。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 私は、通常な形で市長が公務として行かれるのであれば何も申し上げません。しかし、先ほど質問でも申し上げましたように、農業支援学校がルールを破って団体名を了解を得ずに使って申請されて候補にあがって、最終的には辞退をされた、そういう団体であるということであれば、やはりその問題をきっちりと整理してもらった上で市長が公務として行かれることであれば私は了解をするんですけども、

市長がおっしゃっている人間基礎教育、その基本は社会のルールを守るということで、すから、そういう点では、結果的にまだ支援学校のほうから農業振興会にもロータリーにも摂津市に対しても、そういう団体名を無断で使ったということに対する謝罪、あるいはまた経過の報告等がない中で市長が出席されることについて、人間基礎教育に相反する面があるのではないかということ質問しておりますので、その辺の答弁が私は欠けていると思いますので、議長のほうでよろしくをお願いします。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 31 分 休憩)

(午後 2 時 14 分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの木村議員の議事進行につきましては、市長から補足答弁を求めます。市長。

○森山市長 私のほうから補足答弁をさせていただきます。

ご指摘の団体につきましては、今年の早い時期にその申請を断念されたことを確認いたしております。私といたしましては、そのことで一定の社会的なけじめといいますか、区切りをつけられたものと判断いたしました。ただ、先ほどご指摘がありましたように、その中身について一つ一つの確認はいたしておりません。そういうことで、今後、いろんな団体に対する取り組みがございませけれども、ご指摘の点を踏まえてしっかりと行動していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って質問させていただきます。

最初に、障害福祉計画についてです。

今年の8月5日、改正障害者基本法が公布されました。この法律の改正にかかわっては、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意や国連障害者権利条約の批准に向けた国内外の動きも後押しをして、今後の(仮称)障害者総合福祉法につながっていく前向きな変化だと見ています。障害がある人の権利保障を可能な限りと限定している、こうした問題点などはありつつも、最大限努力するといった国会答弁がなされ、当事者の声や運動の成果が国を動かしてきたことを感じ、本当にうれしく思っています。

そうした中で、今年は第3期摂津市障害福祉計画を策定していく年です。法律の改正が今後の計画の中身にどう生かされていくのか、いかないのか、お聞かせください。併せて、この間、第2期計画が進められていますが、障害福祉のさまざまな事業が自立支援法の制度へ移行せざるを得ない中で、障害がある人たちの社会参加の場として日中活動を支えてきた作業所などへのこれまでの取り組みとして、市として独自の支援を行ってききましたが、これらの作業所の状況について伺いたいと思っております。

次に、ごみ処理基本計画についてです。

今年新たに策定されたこの基本計画では、今後10年間の摂津市のごみ処理の課題や指針が示されたわけですが、ごみの削減、4Rの取り組みを市民、事業者、行政の協力・協働で一層進めていくこと、ごみ収集と処理を適正に行っていくことが二つの大きな基本方針で掲げられています。これまでも摂津市はごみの分別・減量を他市と比べても先進的に取り組んできた中で、現場の職員が果たしてきた役割は、市民や事業

者とのまさに協働のかなめだと言えるのではないのでしょうか。今年の4月から収集業務の委託拡大が行われ、4次行革の中ではさらに委託の拡大を進めていくようなことが触れられていますけれども、それで本当に計画の実行に責任を持って取り組めるのか疑問です。この間、東北の震災や台風などの自然災害でも、ごみの処理は大きな課題になっています。災害に備える上でも直営体制の堅持は必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

また、この間、不燃ごみの中間処理にかかわって問題もありましたし、プラスチック等、さらに資源化できるものに取り組もうと、リサイクルプラザの整備が基本計画であげられています。具体的にはどのように検討されているのでしょうか。伺いたいと思います。

続いて、千里丘駅西口エレベーターの設置についてです。

先日の野原議員と同様の内容になりますが、今回2年おくれるとの報告を聞いて、本当に地元の皆さんの落胆する姿が目につかびます。ぜひ行政も議会も地元も一体となつての早期の設置を実現したいとの思いで質問させていただきます。繰り返しになるかも知れませんが、まず現時点での取り組みの状況をお聞かせください。その上で、2年おくれるなどのスケジュールの変更について、地元住民の皆さんにどう説明をされるのか。当初の来年度着工でも遅いという声を聞いているわけで、それにさらにおくれるというのは到底納得できないというのが多くの皆さんの気持ちだと思います。きちんと適切な時期に説明会を開くべきだと考えますが、予定はされているのでしょうか。お聞かせください。

最後に、早期設置に向け、今後の取り組

み方の基本姿勢について伺います。

これまでも本市では、大阪貨物ターミナルにおけるトラックの出入りや、その際の約束違反、過去には死亡事故も起きています。さらに梅田貨物駅移転受け入れにおける環境悪化の問題など、いろいろある中での現状だと認識しています。ですから、今回の工期変更についても、はい、そうすかでは当然ないと思っています。

その上で2点お聞きしますが、鉄道支援機構やJR西日本に対して、行政として議会や地元の皆さんと協働で要請行動などもやるべきだと思いますが、この点と、先日の建設常任協議会で大まかな工事費も示されましたが、費用負担についても最大限求めていくべきだと思いますが、この点について見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 それでは、障害福祉計画について、ご答弁を申し上げます。

本市では、障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、平成24年度から26年度までの3年間の障害福祉サービス等の整備方針を定めることを目的として、今年度第3期の摂津市障害福祉計画の策定に取り組んでおります。また、併せて、平成18年度からの10年間の障害者施策の計画である第3次摂津市障害者施策に関する長期行動計画の中間見直しも今年度に行っているところでございます。これらの計画は、今年6月17日に成立した虐待の早期発見・救済を図る障害者虐待防止法や、平成20年5月発効の国連障害者権利条約の締結に向けて、8月5日に公布された障害者基本法の一部を改正

する法律及び（仮称）障害者総合福祉法の制定までのつなぎ法としての自立支援法・児童福祉法等の改正など、平成24年度以降の国の制度改革を生かした長期行動計画後半となるものでございます。現在のところ、まだこの制度改革の詳細は示されておりませんが、できる限り把握に努め、利用者の方々や障害福祉サービス事業者の方々が安心して利用できる制度となるよう、計画に反映させたいと考えております。

次に、作業所等施設の状況についてでございますが、障害者自立支援法のもとで小規模通所授産施設や福祉作業所が新法施設への移行が進まなかった状況がございました。このことから、第2期計画の中で障害者自立支援法の課題として取り上げ、それまでの運営補助を拡充し、新体系移行に向けての支援策として、平成21年度より移行支援事業を実施したことにより、本年7月にすべての小規模通所授産施設、福祉作業所が障害者自立支援法の障害福祉サービス事業所に移行し、生活介護サービス事業所や就労継続B型事業所として障害福祉サービスを提供しております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 ごみ収集の委託拡大についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、平成23年4月より収集業務の委託を拡大しております。北摂の近隣市においても委託の拡大を行っている市、または今後予定している市があるとお聞きしております。また、府下を見渡しましても、委託の割合が増える傾向にあります。しかし、分別収集や資源化の推進、災害時の対応等を考えた場合、100%委託を目指すのが妥当かどうか、経済性、効率性の観点からだけではなく総合的な見地か

ら判断すべきものと考えております。

このたびの東日本大震災を見ても明らかのように、自治体の職員が担う業務は広範で、住民のために何を優先すべきかを的確に判断しなければならないと考えております。こうした点を踏まえ、市として望ましい業務形態を慎重に検討してまいります。

次に、リサイクルプラザの整備についてのご質問でございますが、本年度からリサイクルプラザにおける中間処理についての検討を開始いたしております。一般廃棄物の処理については、市が責任を持って処理することが法で定められており、ごみ処理施設の整備に当たって、国・府・地域との協議や財源の確保など、さまざまな制約や課題がございます。また、最終処分場確保の観点から、さらなる資源化の推進や処理残渣の減少が強く要請されており、資源化品目の選定のほか、市民への周知、収集体制の整備などが必要となります。こうした課題の整理を行いつつ、広域連携の道も模索しながら、摂津市にふさわしい中間処理施設の整備を進めてまいります。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

（小山都市整備部長 登壇）

○小山都市整備部長 千里丘駅西口エレベーター設置についてのご質問にお答えいたします。

エレベーター設置に対する現在の取り組み状況につきましては、（仮称）吹田貨物駅の整備にかかわります設備の移設完成後に、鉄道運輸機構からJR西日本へ平成25年度末に引き渡される予定が判明し、エレベーター工事の着手がおくれますことから、先日の建設常任委員協議会にご説明を申し上げてまいったところでございます。

今後の取り組みといたしましては、できるだけ早期の着手ができる環境づくりが必

要と考えており、きょうまでJR西日本及び鉄道運輸機構との個別での協議を実施いたしてまいりましたが、今後、本市を含む3者による合同会議の場を設け、引き渡し時期の早期化やエレベーター設置工事が最短でも1年9か月を要するとされています。工期の短縮についても協議を行い、少しでもエレベーターの設置時期の早期化を図ってまいりたいと考えております。

次に、着手予定時期の変更による地元説明につきましては、現段階では地元にご説明できる状況ではないと考えており、3者間における早期化への協議結果を踏まえて、具体的な見通しや工事に関する協定などが整った段階で地元へ周知を図ってまいりたいと考えております。

地元及び議会による要請活動につきましては、関係機関に対しまして、早期着手に向け再度行政側から強く申し入れをいたしてまいりたいと考えており、その状況によりご判断いただきたいと思います。また、費用負担に対する鉄道運輸機構への協力要請につきましては、今日までも要請を行っており、一定の理解を得ているところでありますが、今後も3者間の協議におきまして、さらなる具体的な協力内容について明確化してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問です。

障害福祉にかかわっては、法律が新しくなったものの、国の制度改革にその状況が示されていない中で次期計画や長期計画の中間見通しをするという作業、いろいろと不確定な要素も多い中、当然見通しが立ちにくいと思います。本市の総合計画やこれまでの計画をさらに発展させて、支援の充

実につながればという思いを持っています。

そんな中で伺いました作業所の状況ですが、新体系に移行しましたから、就労継続支援B型や生活介護の障害福祉サービスの事業所ということになるんですけども、これまでの市が行ってきた運営補助、移行支援事業として行ってきた上乗せの補助制度も、この年度末で終了するというふうに聞いていますが、改めて説明をいただきたいと思います。

ごみ処理基本計画についてです。委託の拡大については、大きな流れは、おっしゃるように近隣市も大阪府下的にもそうかもしれません。総務省が旗振り役となって民間委託の推進をしているのも承知をしています。一方では、ご承知のように、横浜のように民間委託を直営に切りかえる、戻す自治体もあります。今後どのように判断されるのか。経済性や効率性といった観点も大事とは思いますが、総合的な見地からということもおっしゃいましたので、例えば、環境センター焼却炉延命も、この間のごみ減量があつてこそそのことですし、センターの炉の運転に携わっている技術職の現場が、それぞれの炉の微妙なくせなども把握して熟練のわざを振るっているそうです。建て替えれば膨大な費用です。延命の年数を1年1年延ばしていくこと、これは経費に換算し直したら数十億円にもなるんじゃないでしょうか。「ごみゼロで住みよいまちに」という基本理念を本気で実現を目指すなら、行政のイニシアチブの発揮と、そこで職員の役割も当然大きくなると思います。現業職員の不補充が大前提になっている行革路線で、これに枠をはめてしまえば、新たな事業、一層のごみの減量の思い切ったアクションといいますか、例えば、きのうテレビで熊本県の水俣市の徹底したごみ減

量、24種の分別の取り組みなどに市民一体で取り組んでいる様子などが紹介されていましたが、そうしたことを知っても、思っても、やろうという気にならないんじゃないでしょうか。環境施策、地球温暖化防止、さまざまつながってくるんですが、計画を前に進める上で、今年度は市政方針のテーマの三つの一つに環境をあげていることもあります。この辺は大事にしていかななくてはいけないと思いますが、改めて見解を伺います。

リサイクルプラザについては、中間処理の検討、課題の整理を行っているということですが、具体的なところはなかなか見えてきません。自前で施設を整備するということでは、財源の確保のこととか慎重にならざるを得ないと思いますが、今後のことを考えるとやはり必要だと考えますし、前向きに進めていっていただきたいと思います。

先日21日の読売新聞で、東京の小金井市の記事を目にしました。「ごみの行き場なし」と見出しが躍っていましたが、2007年に老朽化した焼却施設を閉鎖して以降、近隣の自治体に1年ごとに契約を結んで焼却を委託し、この4年間で処理費用が合計20億円増えたとのこと。今年の春に新しく就任した市長が、これをむだ遣いと批判して、ごみ焼却を引き受けている周辺自治体との摩擦が起こっている。今後の受け入れ先がこのことによって決まらなければ、10月末から11月にでもごみの収集ができない事態になるとか報道されています。ごみ非常事態宣言がこの小金井市では掲げられ、市民生活に深刻な影響を与えています。こうした記事を見るにつけて、ごみ行政が市民生活に本当に身近で大事なことだと感じます。本市の中間処理につい

ても責任を持った対応をお願いします。これは要望とします。

千里丘駅西口エレベーターの設置についてですが、これはもう私が言わなくても、部長も市長もいろんな方からお声を聞くとするんです。「自分が生きているうちにできるのか」などとおっしゃる方もいらっしゃいます。実際要望されていた方で高齢の方、車いすを使われていた方ですが、既に亡くなられた方もいらっしゃいます。何人もいらっしゃるとするんです。ですから、地元の方たちに対する説明も誠意を持ってやっていただきたいし、議会のほうへも状況を逐一教えていただきたいと、そして、可能な限りやれることを力を合わせていきましょうと、このことを訴えておきたいと思います。この件は答弁は結構です。

以上、2回目の質問です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 平成21年度から移行のために市単独運営補助を拡充し、家賃補助や社会保険加入補助の増額、国保連への報酬請求事務や生活介護の送迎の補助を実施しています。これらの補助制度によって、本年7月にすべての小規模通所授産施設や福祉作業所が障害福祉サービス事業所に移行し、法人格を持つ事業所として障害福祉サービス事業を運営されております。これらの事業所が所属する社会福祉法人の事業収入は、移行前の平成20年度と比較すると、平均1.4倍余りの事業収入の増加が見られ、新法への移行による日中活動系サービスの確保については、移行支援事業によって一定の成果があったと考え、移行支援につきましては一たん終了し、今後は障害福祉サービス事業所として安定した事業運営が実施できるように、国の制度改正の

動向を見守りながら新たな補助制度を検討していきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 ごみ収集の委託拡大の件でございますが、確かにごみ減量につきましては、これまでも市民の方々のご協力をいただき、相当進んできたものと考えております。また、それに対して現場職員の努力といったものも非常に大きな力になったのではないかと私自身は考えております。しかし、最終処分場等の問題を考えますと、関西の場合は最終処分場もまだありますので、そういう取り組みがまだ甘いという指摘もあるようで、関東では最終処分場の問題からもっと厳しい分別収集等を行われております。といったことで、我々は今以上に分別収集を進めてまいらなくてははいけませんし、業務を推進していかなくてははいけないのですが、このためには、先ほどもありました職員の努力、職員がイニシアチブをとって動いていくといったことが非常に大事なことはないかなというふうに我々も感じております。

ただし、それと一方で行革における現業職員の不補充といったほうもございますので、これについては慎重に検討はさせていただきたいと考えておりますが、第4次行政改革の実施計画の中にありますように、行政としての管理責任を果たせる体制というのがすべてではないかなと。お任せできるところは民間にお任せすべきであると思っておりますが、この委託内容がブラックボックス化しないよう、我々が責任を持って管理責任を果たせるということを考えた上で、先ほども申しましたように、何を優先し、どのような体制でやっていくかについては今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、3回目です。

障害者自立支援法のもとで、今の移行支援事業、作業所の従来の運営から、先ほどの答弁では1.4倍余りの事業収入の増加が見られると、こういうことで報告がされました。しかしながら、そもそも基盤の弱い中で、本当に当事者たちの努力の中でつくってきたこういう作業所の運営で、これまでの例えば家賃補助、社会保険加入補助などの人件費補助、こういうのがなくなったときに、今の水準、これを続けていけるのかというようなことになりましたら、その保証はないというふうに思うんです。今後の制度の動向を見守る、もちろんそうだというふうには思うんですけれども、その制度が前向きにももちろん動いていくというふうに私も期待しているんですけれども、そうならなかったとき、今の税と社会保障の一体改革等と言われて、介護保険でもそうです、医療でもなかなか前に進んでいかない、そんな中で障害者分野だけ本当に前に進むのかなというようなこともあるわけで、その辺は、じゃ、この新たな（仮称）障害者総合福祉法、これができるまで今の補助制度を継続する、そういった考えにはならないのかどうか、私はこういうことも考えています。

また、今、政府のほうでは都道府県を通じて福祉介護従事者の処遇改善の補助金、こういうのも3年前から3年に限って出されているというふうに聞いております。しかし、これも今年度末で打ち切られるということになっています。二つも三つもそういう形では切れていく。そういう中で、本当に今の摂津市の中で障害者分野では重大な役割を果たしていただいている、その事業所が継続していけるのかなということ

を不安に思っています。運営費、さまざまな事業収入、これは職員の方の人件費、また、それはそのまま通われる方の障害のある人たちの処遇にもかかわっている、そういうふうに私も感じています。そういった意味では、今、市立の指定管理でやっている事業所ではない、そこよりもさらに厳しい運営状況の中でこれまでもやってこられています。ここへの支援については、しっかりと検討していかないといけないというふうに思っています。この点について、ぜひ市長のほうからでも考えを答弁いただければというふうに思っています。

最後、ごみ処理の基本計画にかかわってですけれども、本当に今後さらにごみの減量というのは課題になっているというふうに思っています。大阪府内で、今、摂津市は先進的な役割を果たしているというふうなことでありますけれども、環境モデル都市と言われるような、そういう推進かといえば、そうじゃないというふうに思うんです。新しい阪急摂津市駅ができて環境問題に力を入れてやっていく、こういうことも言われているわけですから、このところを本当にもう一步でも前に進めていく、そういう形での体制をきちんととっていただきたいというふうに感じています。行革の問題等々課題があるわけですけれども、この点についても必要なところでは見直しをかけていくというような、そういう決断も要るかというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えをいたします。

福祉の中でも障害者福祉、私は「最後の

とりで」という言葉を使うんですけども、ここのところがなくなってしまうたら、にっちもさっちもいかんぞというようなことを言うんですけども、本来、特に国がこの問題にしっかりと目を向けるべきなんですけど、そんなことばかり言っているとしてもしょうがないんですけど、この障害者の自立支援法というのができてから、何度か改正、改正と来ているんですけど、ようになっているのかなと、ちょっと疑うようなことがあります。

例えば、最近、もともと国とか府がやらないかんような施策を市も3分の1持て、それぞれ3分の1持つからというようなさたがたくさんあります。ところが、最近、何か権限移譲とか、いや、財政がしんどいからということで国が切る、国が切ると府も、ほんならうちも切りますわと、そういうのがちょこちょこ出てくるんですね。団体の人にとったら、どこから金をもらおうと、とにかく全部今までもらっていたのを何とかならないかということで、よく陳情を受けるんですね。普通大体国が切って府が切ったら、次は市も一緒に切ろうかというふうな傾向もまあまああるんですけど、私は、それはでき得れば国の分も府の分も摂津市が持てたらなと思いますけど、なかなか事情が許さないの、せめても市の分だけは何とかして歯を食いしばってでも残したいと、そういってお話するんですが、今ご指摘の点につきまして、市がそんなことを言わんと何とか今までどおりというふうな姿勢をとれないかというお話でございます。先ほどの作業所の件につきましても、一定の期間、市として、一人前と言ったら怒られますが、自立できるまでは何とかということで支援もさせていただいて、今回、ある程度みんな自立ができるまで育ってい

いただきました。でも、それは完璧とも言えない。そういう意味で、今までついていた補助金について、これは全部とはいかないかも知れないけれども、よく精査いたしまして、できるだけ後退しないように、またしっかり目を向けていきたいと思いをします。

以上です。

○藤浦雅彦議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、山本議員。

(山本靖一議員 登壇)

○山本靖一議員 昨夜遅く火事がありまして、消防はもちろん、それから、けさ4時ぐらまで被災者のために働いておられた職員がおられる。改めてお礼を申し上げたいと思いをします。

2点について質問をさせていただきます。

最初に、「市内バス路線網」の拡充について、お聞きいたします。

改めて経過をたどるまでもありませんが、13年前、平成10年ですが、プロジェクトチームをつくれ、その報告に基づいて翌年3,000万円の予算が計上されました。バス会社との交渉が行われてきましたが実施に至らず、その後、森山市長によって実現することとなりましたが、さらに充実を求める市民の声に、市長は今年の市政運営の基本方針で検討していくと表明されました。今年度はさらに検討していくという先送りとされてきましたけれども、端的にお聞きしたいと思いをします。いつまで検討していくのか、何を検討してきたのか。これ以上の先送りはないと思いをしますが、実施に向けてのプログラムを示していただきたいと思いをします。

2点目についてお聞きいたします。「中期財政見通し」と「総合計画」の実現について、お尋ねいたします。

新総合計画がつくれ、新しいまちづくりへと出発直前、3月11日に起きた東日本大震災は、地震と大津波災害、さらにつくられた安全神話、人災というべき福島第一原発の爆発事故を引き起こし、戦後未曾有の国難というべき事態に直面しています。台風12号、15号の災害は、さらに追い打ちをかけてきています。総合計画のまちづくりは、経験したことのない大変な課題が待ち受けていることは論を待たずともないと考えます。22年度決算に基づく中期財政見通しは、総合計画の前半とリンクする大事な柱となります。この見通しがこれまでのように毎年大きな乖離を持つようなものなら、市民生活とまちづくりに大変な影響を及ぼすことは必至です。財政見通しが総合計画の見直しにつながるようなものなのか、現在の分析、到達状況についてお聞きしたいと思いをします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 「市内バス路線網」の拡充についてのご質問にお答えいたします。

これまでの検討結果で、平成22年度までの取り組みにつきましては、本年3月の第1回定例会にご答弁申し上げましたとおりでございます。23年度の現時点までの取り組みといたしましては、まず、市内循環バスの利用状況把握としまして、4月25日から5月6日までの間におきまして、全便に職員が乗車しまして、乗車された方々の利用状況を聞き取りにより調査いたしました。その結果としまして、ふれあいの里から市役所までの往路便での利用人数は189名で、市役所からふれあいの里までの復路便では155名、合計344人

の方が利用されました。聞き取り調査の結果、同じ方が同じ便に乗車されている状況で、その方々に有料になればどうされますかとの問いかけに「乗らない」と即答されました。全体的にも有料になった場合はどうですかの問いかけには、「有料でも利用する」という意見は少数になり、やはり無料であるから利用してもらっている傾向でありました。

次に、市内全地区の方々との懇談、意見交換を目標に、三宅地区、柳田地区、味舌地区、味舌東地区を含む市内の旧小学校区の12連合自治会単位で、すべての自治会長の方々と公共交通バスについての懇談会、意見交換会を7月12日から8月9日までの間で12回にわたって開催させていただきました。公共施設巡回バス及び市内循環バスの現状について、市内全地域の方々にお聞きするため、各自治会の会長、役員の方々にアンケートのご協力をお願いし、現在、返送集計を行っている最中でございます。現時点でのアンケート集計状況での回収率では、鳥飼地区や味生地区の安威川以南地区が多く、以北地区では少ない傾向が見られました。これは、市内の鉄道駅が以南地区にはモノレール南摂津駅の1駅しかなく、以北地区には阪急京都線正雀駅、摂津市駅の2駅、JR千里丘駅やモノレール摂津駅の鉄道4駅があるからではないかと推測しております。また、意見交換会で出た意見では、別府地区や安威川以北地区の方々は、鳥飼地区を運賃無料で施設巡回バスがどのように走っているかを知らない方が大半でございました。同様に、市内循環バスが路線バスで、そのバスに市が補助金を出していることは、ほとんどの方が知らなかったとのことでした。全体的に理解されたのは、市内循環バスは路線バスで、だ

から有料で、施設巡回バスは市の委託バスで、だから料金が取れない、よって無料であることが理解されたものであります。また、全体的には、バスに関してあまり関心がないように思えたのと、不便を感じられておられるのはお年寄りの方々であるとの意見が多く寄せられました。

アンケート結果をバス路線網の再編に結びつけることは難しいものがありますが、今後、利用者の思いや要望がバス事業者の運営との整合を図れるように調整をしながら、できるだけ早い時期に方針を示していきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

3月11日の東日本大震災によって、中期財政見通しとこれまでの見通しとの乖離が大きくなって、総合計画の見直しにつながるようなものとならないかというご質問でございますが、今現在、一番新しい中期財政見通しは、昨年10月に策定した中期財政見通しでございます。その中の主な歳出項目といたしましては、建設事業費では南千里丘まちづくり事業、吹田操車場跡地活用事業、市営住宅建替え事業、斎場整備事業、千里丘小学校耐震補強事業、摂津小学校給食調理場改修事業、べふこども園設置事業、千里丘三島線道路改良事業など、多くの事業を含んでおります。また、現在策定中の中期財政見通しでは、東日本大震災を受けて防災無線整備事業、消防資機材整備事業、義務教育施設耐震補強事業、主要公共施設耐震補強事業など、多くの防災関連事業を盛り込むことを検討中でございます。しかしながら、それらはいずれも第4次総合計画に盛り込まれていると考え

ておりますので、現時点におきましては総合計画を見直す必要はないものと考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 「中期財政見通し」と「総合計画」の実現についてのご質問にお答えいたします。

中期財政見通しは、平成10年8月に赤字再建団体回避を目的とする財政健全化計画策定の前提条件として明示したのが始まりでございます。その後は、決算終了後に歳入歳出の各項目を最新データに入れかえ、その時点における経済見通し等もしんしゃくし、決算後7年間の財政見通しをお示ししております。現在、中期財政見通しは、予算編成方針とともに当初予算編成の指針となるものと考えており、これらの情報は予算編成説明会において全庁的に周知し、情報の共有化を図っているところでございます。

中期財政見通しの分析状況についてですが、総合計画との整合性について、前期総合計画とダイレクトに直接的に見直しをするものではなく、ここ3年間を見通します総合計画実施計画との整合性を図ることを考えており、予算連動を図る手段と考えております。財政的な制約があるため、優先順位を見きわめながら予算編成に盛り込むことにしております。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 バスの問題ですけれども、半年の試行を経て、それから約5年近くなるんですけれども、この間、まともな検討をされてこなかったと。今年になってからさまざまな自治会とのヒアリングとかアンケートとか、いろんな方の意見を聞くというのは、それは賛成ですけれども、しかし、

いつまで検討するのか、この5年間何をしていたのかと、昨年1年何をしていたのか、今年の半年、今やっておられるような状況はもっと早い段階にやるべきではなかったかなと。こういう状況でいきますと、いつバスが走るのかということにつながるわけですね。

同じようなことで随分悩んでいる自治体が答を出してきています。少し紹介しますが、例えば兵庫県の加西市、今年の2月1日から4便走っていたもの、これは市の直営だったんですけれども、NPOにかえました。それで、2日間運行で6往復しかなかったものを月曜日から金曜日の運行で1日6往復に改善したと。これで随分細かい農道まで入るようなこととして、経営戦略室としては市民の要望に応えられるようなことになっていくだろうというふうなことを書いています。

それから、これは野洲市ですけれども、4便、4路線を持っていたんですが、これは民間に委託していたものを直営にかえました。毎年4,000万円ほど補助金を出していたんだそうですけれども、このことによって2,700万円で済むという、そういうことが紹介されています。

それから、綾部市ですけれども、ここは同じように大変な割だったんですけれども、これも見直しをかけていくと、市民の利便性を図ってきていると。

さらに言えば、この野洲市などは大人の月額5,000円の定期券を出したり、70歳以上と障害者は2,500円の定期券を出したりとか、さまざまな工夫をしているわけですね。したがって、いろんな先進市の事例、同じような悩みを抱える自治体があって、そこはもう出発をしているのに、摂津市は依然として検討、検討と。来年の

いつごろから走るのでしょうか。明確な答をいただきたいと思います。

総合計画の問題ですが、少し数字がたくさんありますので読ませていただきたいと思います。歳入について、19年度決算に基づく20年10月見通しでは、積算の概要で22年税込197億円、23年度以降は183億円、法人税は減収となり21年度3%減、22年から24年までは2%の減と予想しています。ところが、21年度決算を出された22年10月見通しでは、22年度181億3,000万円、23年度171億2,000万円と、それぞれ16億円、12億円もの違いが出ています。さらに法人税も、22年度、対前年6%、23年は何と16%の増、24年以降は2から4%増と見ています。24年度以降の税収は171億円から173億円と見ています。つまり10億円の乖離があります。扶助費についても3%と見ていたものが6%と2倍。この間、21年10月の中期財政見通しで方針を変更して平準化債の発行、それから企業誘致条例の5年分の延長をしました。つまり、これは毎年積算の根拠が変わるということで、これで信用できるということになるのでしょうか。

また、中期財政見通しに組み入れられてしかるべき事業が総合計画の整備計画に入っていないというふうに考えるわけです。安威川以南地区のコミュニティ拠点整備が書かれています。それ以上の金額が予想されるごみ処理の中間施設や24年稼働停止予定のクリーンセンター整備費、さらに別府公民館建て替えについても、校区連合自治会として要望されたことが反映されていません。総合計画で安威川以南のコミュニティ施設だけが特別扱いの理由についてお知らせいただきたいと思います。また、ク

リーンセンターや別府公民館の建て替え、リサイクルプラザなどの施設整備について、中期財政見通しの歳出項目に組み入れられているのか、お聞きしたいと思います。

さらに、歳入について、情報開示とともに市民的な議論がどうしても必要だというふうに思うわけです。特に市の持っている公有地の売却、これは平成20年の5月に検討委員会を立ち上げられて、その報告書に基づいて今年4筆の売却が決まっています。こういう内容について具体的な資料を示していただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、「市内バス路線網」の拡充につきましての2回目のご質問にお答えいたします。

認識不足といいますか、先ほど教えていただきました加西市、野洲市、綾部市、このような先進市の状況につきましても、今後早急に勉強しながら詰めていきたいと、こう思っております。

いつごろからどのようにどうするんだということでございますけれども、本年の4月から先ほど答弁を申し上げましたような内容で取り組みまして、当初来の目標といたしましては、来年の4月には何とか別の形でということを考えておりましたけれども、現時点では来年の4月ではもう無理であるということがわかってきておまして、何とか本市におきましても、先ほどおっしゃいましたように、加西市が取り込まれましたNPOの法人なんかが立ち上がっていただきまして、そのような運営ができないものか、もしくは、またタクシー事業者による乗り合いタクシーも取り入れられないかとか、現時点で走ってもらっております阪急バス、近鉄バスの方々に違う形での運

行ができないものか等々、今現在検討中
でございます、それ等につきまして、今年
度中には何とか方針を固めまして、目標で
すが来年の今ごろ、もしくは10月ごろに
は何とか違う形でいけたらいいのかなと、
こういうふうを考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 2回目のご質問にお答えし
ます。

まず、歳入でございますが、諸般いろ
ろな事情によって見通しが変わってくるも
のでございまして、例えばユーロござい
ますが、現在、ユーロ危機が言われ、きよ
う現在102円という値段をつけておりま
す。昨年9月末では114円、2009年、
おとしでは131円、2008年では1
49円ということで、今日的なユーロ危機
というものは予想されておりました。
私どもは、こういう年々の状況に応じて歳
入を組み直しておるところでございます。
また、政治的な流れといたしましては、骨
太の方針でありますとか集中改革プラン、
地財ショック、それから政権交代と、目覚
ましい社会的、政治的な変化がございま
した。その時々に合わせて、その歳入を見積も
っているところでございます。

扶助費についてのご意見もそうですが、
国の制度改革や、あるいは交付税の改革に
よって負担者の割合が変わってくるとい
ったような流れもあり、現実的に中期財政計
画を組むときに毎年の決算を分析・検討い
たし、組み直しているところでござい
ます。

歳出の事業につきましては、事業確定を
したもの、方針決定をしたもの、現在見込
んでいるもの、それから今後検討されて結
論が出されていくものということで、その
事業熟度により見込まれる事業を毎年7年

間見ているところでございます。

それと、公共用地の売却等の分ござい
ますが、これにつきましては臨時的な一般
財源となっておりますので、その時々の評
価等の変動がございまして、その内容の開示
ということでございまして、現在、意思形
成過程ということで、その内容について検
討している部分、来年以降の部分につきま
しては、現在のところ詳細に中身をお示し
できない状況でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 安威川以南のコミュニテ
ィ施設が、なぜそれだけが具体化している
のかというお問い合わせでございますが、そ
もそもコミュニティ施設につきましては、阪
神淡路大震災を受けて総合福祉会館が大
きなダメージを受けたところから総合福
祉会館の建て替えという話が出てきまし
て、併せて、総合福祉会館ではなくてコ
ミュニティセンターといいますか、そう
いったものが、必要だねというような議
論が庁内にも、あるいは議会でもそう
いった議論が行われたかと思いま
す。それが、南千里丘のまち
づくりの中でコミュニティプラザの
整備という形で実現することがは
っきりしてまいりました。今
度は安威川以南にそういったコ
ミュニティ施設がないですね
という話が出てまいりました。
そこで、市のほうは安威川
以南のコミュニティ施設につ
いて検討いたしましたところ、
昨年春ごろだったかと思いま
すが、南摂津駅の近くの公
共用地に整備するのがいいの
ではないかということで、ま
ず用地選定が先行して決ま
りました。それを受けまして、
この第4次の総合計画の52
ページに安威川以南のコミ
ュニティ活動拠点施設の整
備として掲載させていただ
いたところでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 バスの問題は、先ほどおっしゃった来年のこの時期には走らすと、これはもう約束をしていただきたいと思います。これ以上送るといふことのないようにしていただきたいと思います。

それから、中期財政見通しと総合計画の関係ですね。今、いろいろおっしゃったけれども、中期財政見通しが、先ほど紹介しましたように随分年によって根拠も変わってくる。そのことを当てにしてこれからいろんな事業を組んでいくということには、今の時点で信用できるような資料として、私はそのことを是とするようにはなかなかありません。特に行革実施計画、つまり財政が確保されることと歳入の関係ですね。特に行革のスピードとボリュームというのは変わってくるのではないかと、そういうふうに思うわけです。そこで、その歳入の関係で特にまちづくりの観点からも明らかにしていただきたいと思いますのは、売れということではありませんけれども、市が少なくとも市民の財産として、これはまちづくりにかかわることですから、持っている公有財産の売却のリストですね。これは先ほど紹介しましたように、委員会を課長クラスで立ち上げられて市長のほうに報告されている、そういうふうに聞いています。この一番歳入の関係でいえば、その土台になるようなものが資料としても出せないという、これは納得いきません。ぜひ出していただいて、市民的な議論の中でどういう物差しでそのものを提起したのか、それは本当に売ってもいいものか、今我慢すべきなのか、そういうことを総合計画との関係でも位置付けすることが非常に大事だと思います。そういう意味で、この資料を出していただきたいと思いますということを議長のほうで

ぜひ整理していただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 山本議員、これは後日でもよろしいですか、資料の提出については。後日でもよろしいですね。

○山本靖一議員 いえいえ、そうじゃないんです。これはどういうことかといいますと、こういう検討委員会が今年の5月の20日ですか、立ち上げられて答を出しているんですね。中身についても具体的に書いてあります。その成果物が全く議会にも、それから市民にも報告されない。そういうことで総合計画や財政問題とかいうことは議論の俎上に上らないというふうに私は思うんですね。例えば、この吹田操車場の跡地の売却、これは28億円ぐらいには売れるとおっしゃっているけど、これも一切入っていないわけですよ。そのことによって随分中期財政見通しなんかも変わってくるわけですね。

○藤浦雅彦議長 山本議員、会議終了後提出ということでもよろしいですね。

○山本靖一議員 いやいや、先に出していただきたいと思います。議論の成り立ちができません。出すか出さないかということも含めてきちっと答弁いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 補足答弁を、副市長。

○小野副市長 早晚22年度決算に基づきます中期財政見通しについてはお示しをしたいと思っています。今、そういう資料を早急に出すのか出さないのかという議論でございますが、今決定していることは、先ほど山本議員がおっしゃった、23年度予算については4筆、これは市民の大事な財産でございますから、市長がいつも言っています、売らなければ済むのであれば売りたいはないというのが基本でございます、私のほうで今、まだ市長とは具体的にやっ

ておりませんが、そういう普通財産として次長級職員で会議しておる、これは、行政目的は今後も持ち得ないのではないかということで、売ることについて是とするというのは確かに資料としてはございます。しかし、市としての政策決定はまだ行っておりませんでして、私はその都度その都度、東日本大震災の中身におきましても、多分税収は、来年度以降は170億円を割って五、六年はいくのではないかというぐらいの厳しい中身になるのではないかなというふうに思ったりいたしますが、それとてもこれからの状況次第でございます。したがって、そういう財産の売却については、できるだけやはり内部で議論をした中で、努力した中で、やむを得ない場合についてはこれだけのものを売らせていただきたいということで持っていくのが、これは次善の策ではないかと。それも決めずしてすべてを公にすると。そうしますと、議員各位からこれはなぜ売るとか、なぜこういうことになるのかと、これは売らなきゃいけないや、これは構わないというような議論になりはしないかと。ですから、私は、財産売却というのは、その都度の中でどうしてもやむを得ない場合について議会にお願いをしていくということがいいのではないかと。それをまだ政策決定していない中で、全部網羅してそれをお出しして、これは売りますよと言うことは、本当にそのことがいいのであろうかということに、そういった意味では、まだ内部議論としては集約できておりません。したがって、他市においても、この中期財政見通しというのは出さないことが正しいんだと言っている市もたくさんございます。出すことで数値の中身が議論されるということもございまして、我々は、この中期財政見通しというの

を出させていただくことによって、17年の危機は市民の皆さん、また議会の同意を得ながら乗り切れたと、あれを出しておらなかったら前が見えなかったと。そういう意味では、この中期財政見通しを議会のほうにもお示しすることによってお互いの努力ができてきたというふうに思っております。土地問題については、今直ちに申しますということについては、まだ申し上げられる状況ではございませんでして、一定のまとめはしてくれましたが、市としての政策の決定はまだしておらないということが現状でございますので、今のところはそういうことをご理解をお願いしたいと思っております。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 政策決定をしていない、すべて売るというふうな前提ではなしに、そのリストをしたものを出してくださいという資料請求をしたんですが、それが出てこない。もう一つ言いたいのは、この総合計画、これはお手元にあると思うんですけども、言うまでもないんですけども、「協働」のキーワード、つまり情報公開していきましょうと。基本計画の50ページで、重点的な取り組みとして「情報の共有」、「政策形成過程への市民参画の促進を」というふうに書いているわけですよね。意思決定していないけれども、そういう情報については全部出していきましょうという、これが精神だったと思うんです。今、副市長のご答弁ですけども、混乱するから出さない、まだ正式決定していないというふうなお話ですけども、先ほど言いましたように、ちゃんとした検討委員会がつくられて成果物を持っているわけですから、それが出せないなら、その出せないという

理由は、私はやっぱり今の副市長の答弁では納得いきません。総合計画の内容からしても、そういう点で議長のほうにもう一度整理のほうをお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時47分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの山本議員の議事進行につきましては、副市長より補足答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 内部で公共用地を今後どう利用していくかという内容のものについては、私どもで32筆、議論をさせてきた経過があります。ここには用地名、所在、面積、それから当初の施策目的、現状、これに関係する関係課、路線評価額、この内容につきましては32筆持っております。それと、開発公社で保有している土地、これらについて一定の内容について議員各位にお示しをしたいと。ただ、売却云々については今後の議論ということをご理解を賜りたいということをおもっております。

○藤浦雅彦議長 山本議員の質問が終わりました。

次に、森内議員。

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、最後になりましたが、順位に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、防災施策についてですが、先日来、防災、災害対策について多く質問がありました。平成7年の1月17日の阪神淡路大震災においては、死者が6,434名、行方不明が3名、負傷者4万3,792名という大災害は記憶に新しいとこ

ろであります。そして、今年3月11日の東日本大震災では大津波が発生し、東北・関東地方の沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。先日の発表では死者1万5,782名、行方不明4,086名、負傷者が5,932名といった未曾有の大災害となり、それに東京電力福島第一原子力発電所の重大な事故が発生し、激甚災害をもたらした。今なお復興・復旧のめどが立たない状況であります。また、今月3日の台風12号では、特に和歌山、奈良県では豪雨による大きな被害が発生いたしました。これら被害に遭われた方のご冥福とお見舞いを申し上げたいと思っております。

このように大きな自然災害が続く中、本市においても防災、災害対策の見直し、再検討をしなければならないと思っております。その中でも特に水害対策であります。平成18年3月に作成されました洪水ハザードマップでは、淀川のはんらんや安威川などははんらんで浸水する深さはかなりなものとなり、特に安威川以南の災害避難場所については、小・中学校、公民館などが指定されておりますが、1階2階部分はほとんど水没してしまうこととなります。避難場所の見直しも含め、ハザードマップの見直しが必要だと思っておりますが、新たなハザードマップ作成についてお答えをいただきたいと思っております。また、新たな防災啓発の必要性もあると思っておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

次に、交通安全対策についてであります。

まず、歩道整備と保全についてですが、市内の歩道の状態を見ますと、段差や事業所などの出入口の起伏や舗装面の損傷などが多く見られます。例えば、車いす利用者などが通行に苦慮される箇所がたくさんあります。歩行者や車いす利用者が安

心して通行できる歩道の整備や既設歩道の保全についてお尋ねをいたします。

また、都市計画道路鳥飼下新在家線の歩道は、鳥飼下3丁目南交差点付近の一部において、長期にわたり未整備のままになっておりますが、歩行者や自転車などの安全を考えれば歩道整備が必要であると思っておりますが、どう考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、道路補修と安全パトロールについてであります。以前からこの問題については質問をしてまいりました。特に道路安全パトロールについて、どのようにして行われているのか、パトロール後の対応をどのようにされておられるのか、また、パトロールによる危険箇所などの補修などはスムーズに行われているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

続いて、公園管理についてであります。

公園の樹木剪定と雑草対策についてであります。夏から秋にかけて公園内の樹木、高木、低木も含め、生い茂って薄暗い状態のところもあり、また雑草の背丈が伸び、見苦しいところが多くあり、公園の安全面はもとより、美観的に見ても樹木の剪定や雑草対策をどのようにしておられるのか、お尋ねをいたします。また、大正川などの河川敷において行われる、例えばこどもフェスティバル、チューリップアート、ろうそくファンタジーなどのイベントについても、除草などの協力体制はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。
総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ハザードマップの見直しについてのご質問にお答えします。

平成18年3月に発行しました洪水ハザードマップでは、淀川、安威川や大正川などの河川が決壊した場合を想定して、市内がどれくらい浸水するかをハザードマップとして表現しております。この地図によりますと、安威川などがはんらんした場合は、安威川以南では50センチから2メートルの浸水が発生し、安威川以北では安威川に沿って2メートルから5メートルまでの浸水する区域が発生すると想定しております。また、淀川がはんらんした場合は、安威川以南が中心で2メートルから5メートル以上の浸水が発生し、安威川以北では2メートルから5メートルの浸水が発生する区域も一部発生し、指定している避難所である小学校や体育館でも浸水が発生することが予想されています。その場合、場所によりますが、避難所の機能は学校校舎の3階以上部分に限定される事態となり、公共施設だけでは避難者を収容することができなくなります。

市では、現在、公共施設の避難所機能の増強を目的に、市内の民間事業者や私立学校への防災協定の締結を進めており、特に高い建物を所有されている事業者には一時避難所として位置付けをお願いしたいと考えております。これらが進捗し、避難所の見直し作業ができる環境になりましたら、全面的なハザードマップの見直しを行いたいと考えております。このマップは、地域ごとのわかりやすいもの、また、このマップを用いて自主防災組織を中心とした地域の防災訓練にも生かしていただけるようまとめ、市民の方々に配布したいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 交通安全対策について

でのうち、歩道整備と保全についてのご質問にお答えいたします。

本市の道路は、平成23年4月1日現在、市道延長は約200キロメートルございます。このうち道路の整備に合わせて築造された歩道は、延長が約42キロメートルございます。歩道の段差解消につきましては、交差点部を中心に段差切り下げ工事を行い、高齢者や車いすの利用者が安全・安心に通行できるように段差を2センチ以内に改良しているところでございます。なお、市内の交差点部を中心とした歩道の段差切り下げの整備率は、平成22年度末で約73.8%でございます。段差切り下げを施した区間以外の歩道部の舗装の補修につきましては、現状の把握に努め、舗装補修や修繕工事に対応を検討しているところでございます。しかしながら、宅地や店舗への出入口などの歩道の切り下げ箇所につきましては、歩道の幅員が狭いため、道路と宅地の取付勾配が大きくなり、歩行者の通行によって急な横断勾配になり、縦断的には起伏が生じることが多くなっております。道路管理者としましては、可能な限り歩行者通行帯の確保を念頭に入れて道路工事の施工協議を進めているところでございます。

都市計画道路鳥飼下新在家線の歩道の未整備箇所につきましては、現状を見ますと、鳥飼下3丁目南交差点の南側で歩道が片側しか整備されておらず、歩行者、自転車などの安全対策を講じるためには未整備箇所の歩道整備の必要性は認識しているところでございます。

次に、道路補修と安全パトロールについてお答えいたします。

道路補修と安全パトロールでございますが、市内の道路の交通安全に向けて、日常変化する道路の危険箇所の早期発見と安全

確保をするため、安全パトロールを行い、瑕疵の早期発見に努め、発見された瑕疵は、軽微であればその場で解消し、そのほかは土木維持委託業者により補修や規模の大きなものは修繕工事をもって敏速な対応を行っております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 公園管理について、樹木の剪定と雑草対策についてのご質問にお答えいたします。

市内には、現在、都市公園が41か所、ちびっこ広場が96か所ございまして、市民の方々の協力を得ながら、都市公園につきましては市が管理し、ちびっこ広場につきましては、そのほとんどを地元自治会で管理をお願いしております。

今回、ご質問の都市公園につきましては、公園開設以来20年を超えるものが大半となっております。高木も大きく育ち、公園内が外部から見通せないところ、また、薄暗くなってきているところもございます。公園内が周りから死角となつては、安全上の問題もございますので、対策といたしまして、公園内が外から見える、そして低木にも日が差し込むように、都市公園内の樹木約5,000本のうち、毎年1,000本を目標に強剪定作業を進めているところでございます。

次に、公園内の雑草対策でございますが、市では管理しておりますすべての公園につきまして、4月から7月の間で1回の除草を実施しております。さらに、利用頻度の高い公園は、公園数の約3分の1でございますが、秋に2回目の除草を実施いたしております。また、大正川河川公園につきましては、他の都市公園とは異なりまして、大正川の堤外地の高水敷に位置し、草の繁

茂速度も速く、除草につきましては年3回を実施しており、繁茂の状況を見ながらイベントなどの開催時期を意識し、ぎりぎりの判断で除草を実施しておりますが、イベントには市民の方々だけでなく市外からも多くの方がお越しになりますので、摂津市をPRすることにも大きく寄与されていることなどを認識し、対応に心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 森内議員。

○森内一蔵議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

洪水ハザードマップの見直しといいますのは、特に安威川以南の場合、淀川のはんらん、そして安威川等のはんらんにおいても2メートルから5メートルとなってきましたと、小・中学校の校舎の1階2階はほとんど水没するということになります。ですから、先ほども言われましたけれども、民間の施設を防災協定ということですが、なかなか難しいと思います。昭和42年ですけど、昭和28年ですかね、芥川の決壊、ちょうど9月の25日だったか、私がまだ1歳になっていないころで、母親が淀川の堤防に逃げて、むしろの小屋を建てて避難したというような経験も、私はわかりませんが、お年寄りから聞いて、そのときには、とにかくやはり高いところへと言うんですけども、なかなか避難できなくて屋根の上におられたということも聞いておりますので。とにかく避難場所をどこに設定するかというのは、今後のいろいろ見直しが必要だと思います。特に体育館なんかは、震災の避難等はいいとは思いますが、しかし、水害になれば全滅してしまうというようなところですので、これを見直しするというので、一遍ハザ

ードマップも早急に新たなものにしなければならぬと思います。

それから、先日、防災備蓄品のお話がありましたけれども、これは今のところ低いところに備蓄されておるということで、高いところへ移すと言っておられましたけれども、防災資機材についても、これも平地の物置の中に格納されておるということで、この対策はどうされるか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、水害時の連絡網としては、ボート、船、これは必需品だと思うので、現在のところ、どれぐらいの保有量があるのか、一遍お聞かせいただいて、本来であれば避難所に最低1艘は必要だと思うんですけども、その辺の配備はどう考えておられるのか、お願いしたいと思っております。

それと、先ほど質問がありましたけれども、今回の補正予算に要援護者支援システムの構築とありますけれども、要援護者の名簿をつくって、自治会長、それから民生委員さんのもとよりですけども、しかし、その自治会長さん、民生委員さんも含めて全員が被災者となる可能性があります。ですから、それを救援するためには、やっぱり消防団の方とかいう皆さんにも関係団体に配布するのがいいんじゃないかなと思っておりますけれども、しかし、これは個人情報保護法の中、個人情報があちこち行ってしまうと大変なことになります。それから、自治会にお配りするというようになりますと、自治会長も長年やっておられる方もあり、1年交代でやられるというようなこともありますので、これも難しいと思っております。それから、名簿の更新ですね。いろいろ名簿も変わっていくと思っておりますので、その更新をどうするかという大きな課題があると思っておりますので、今後の検討課題として

お願いしておきますので、よろしくお願ひします。

それから、交通安全対策ですけれども、歩道整備と保全についてでありますけれども、市内の歩道の段差の切り下げはいろいろやっていただいておりますけれども、なかなか高齢者が安全に、それから車いすが通れるような歩道というのはごくわずかだと思います。その辺のところ、安全に通行できるような歩道づくりというのはバリアフリー化ということで、お金が要ることでありますけれども、やっぱり徐々に進めていただきたいと思ひますので、その辺のところの今後の検討をどういうふうにするのか、一遍お聞かせください。

それから、歩道については、美観的にも雑草が生えている、それから、一番危惧するのは、通学路になっているところの歩道に犬のふんとか、本当に児童・生徒が通るのに衛生面で非常に悪いというようなことですので、これは自治会等を通じて、地域の皆さんで一遍マナーの向上ということで広報なんかで呼びかけるということも必要だと思いますので、その辺のところもちょっとまたお聞かせいただけたらなと思ひます。

それから、都市計画道路鳥飼下新在家線の歩道整備なんですけど、これは非常に難しいと思ひますけれども、やはりこの部分だけがずっと取り残されて、整備をしなければ見通しは悪い、それから歩行にも困難であるし、それから自転車等は非常に見通しが悪くて事故の可能性もあります。以前にも大型ダンプカーとジープですかね、正面衝突で亡くなったという事例がありますので、この辺についてもどう整備する計画をお持ちなのか、お聞かせいただけたらなと思ひます。

それと、道路の補修と安全パトロールについてです。これは何回も私も質問をさせていただいておりますけれども、迅速な対応ができているのかと、具体的な成果が上がっているかどうか、一遍取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、パトロールも、この前言いましたけれども、やはり降雨時、雨が降ったときにどうなるか。雨の後、例えば道路の側溝部分に水がたまっていたり、それから夜間の照明等々、やはり危険箇所がたくさんあると思ひますので、夜間のパトロール、降雨時のパトロール、この辺のところはどうなっているのか。排水不良箇所なんかは即直していただきたいと思いますので、その辺のところもお聞かせいただけたらと思ひます。

それから、これは地域の方のマナーが悪いというか、歩道にプランターは置いている、植木鉢は置いている、そこにまた自転車が放置されておるということで、車いすなんかはとても通れないという状況も見受けられますので、この辺はやっぱり地域の皆さんに啓発して、例えば、パトロールをしていてここは危ないと思ったときは即対応する、どこかへ撤去してくださいというお願いもせないかと思うんですけど、その辺のパトロールもやっていかなければならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、公園管理なんです。この公園管理というのは大変だと思います。いろいろ要求をしますけれども、お金がないからできないと。木が茂っている、大きな木の剪定は年何回ということをやっているんですけども、特に夏場の雑草の対策、これをどうするかということも非常に難しいと思ひますけれども、聞くところ

によりますと、公園の管理業務ということ
で業務委託されておるんですね。例えば、
簡単な除草作業も含めて清掃作業をやって
いただいているということなんですけれど
も、草は小さい間に取っておけば見苦しく
ないと思うんですけども、その辺も一度検
討していただいたらどうかなと思います。

それから、公園も今はもう砂場もなくな
りましたけども、公園にペットの散歩に来
られます。このふん尿の放置というか、そ
れと公園の中のトイレ等の施設の破損、こ
の辺のところもパトロールの強化をしてい
ただいて、あちこちに落書きもあるところ
もありますので、その辺のところをどうい
うふうにされるのか、パトロール強化に向
けた取り組みについてもお尋ねをしたいと
思います。

以上、2回目です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いし
ます。総務部長。

○有山総務部長 防災資機材倉庫などの場所
についてお答えいたします。

現在、市内の各小学校及びスポーツセン
ターには防災資機材倉庫が設置されてお
ります。防災資機材倉庫には、避難所に必
要な懐中電灯や救急セット、携帯ラジオ、発
電機、投光機、簡易トイレなどのほかに、
倒れた建物を動かすバールや大ハンマー、
油圧ジャッキ、担架など、さまざまな道具
を保管しております。しかし、議員ご指摘
のとおり、河川がはんらんした場合には水
没してしまうおそれがあり、大災害時には
利用できない可能性があります。まず、高
い場所への移動を検討する必要があります、
その他備蓄品の保管も含め、公共施設を管理
しています関係部局と協議を進めてまい
ります。

次に、小・中学校へのボートの配備につ

いてでございますが、現在、避難所ではボ
ートの保管はいたしておりませんが、消防
署に1隻、鳥飼出張所に2隻、味生出張所
に1隻、千里丘出張所に1隻、近畿道高架
下に1隻、合計6隻を保管いたしてありま
す。しかし、議員ご指摘のとおり、避難所
としております学校もみずから浸水し、避
難される市民の方々が一時的に孤立してし
まうことも考えられます。今後はボートの
必要隻数及び保管場所等についても関係部
局と協議を行い、少しずつでも増やすよう
検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 歩道整備と保全につ
いてのうち、歩道をどのように整備してい
くのか、今後どうなのか、現在どうなのか
というお問い合わせでございますが、現在、歩道
の整備につきましては、バリアフリー法に
基づきまして、セミフラット歩道、有効幅
員2メートル以上、舗装の構成につきまし
ては浸透式舗装を基準に整備できるところ
から整備していただいております。最近で
ございますと、千里丘三島線につ
きまして、例えば摂津警察署前である
とか医誠会病院前であるとかいうところ
につきましては、この基準に基づきまして
整備したものでございます。

続きまして、草刈りや歩道のふん尿など
の対策についてはどうなのかということに
つきましては、地元自治会や沿道の方々等
の協力を求めていくことや、マナー向上に
ついてどのようにしていったらいいのかと
いうことなどを今後研究してまいりたいと
、こう考えております。

次に、道路補修と安全パトロールにつ
いての2回目でございますが、安全パトロー
ルの取り組みでございますが、現在、道路
管理課では道路のパトロールに職員2名を

配置し、市内道路を巡回しているところがございます。パトロールでは、穴ぼこ、亀裂など道路交通に危険を及ぼす箇所を把握し、応急措置を行うとともに、自転車、自動車など路上に放置され通行障害となる物件への対策や路上への投棄物の撤去を行っているところがございます。降雨による道路排水不良箇所が市内でも数多く見られることから、道路パトロールでその実態を把握し、原因となっております側溝や集水枘の改良や舗装工事による排水不良箇所の対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、街路灯など夜間照明施設につきましては、年2回の夜間パトロールを実施し、照明器具の交換を行っておりますが、横断歩道など夜間通行に危険な箇所につきましては街路灯の設置を検討してまいります。

また、歩道の草刈り、自転車の放置、プランターなど工作物の設置につきましては、市民の皆さんからのご通報や道路管理課が行っております道路パトロールで発見したものから順次適切な対応をとっているところでございますが、道路上への自転車の放置やプランターの設置につきましては、道路管理課での対応も限られてまいりますので、本市の関係各課の協力や、特に地元の自治会のご協力もいただき、解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 都市計画道路鳥飼下新在家線の歩道の未整備箇所についてのご質問にお答えします。

本路線は、昭和37年に鳥飼中1丁目地内から新在家1丁目地内の区間を、道路幅員12メートル、延長約2.5キロメートルで都市計画道路として決定しております。

本路線の整備につきましては、昭和38年から昭和58年にかけて都市計画事業として事業認可を取得し、道路整備を実施いたしてまいりましたが、ご指摘の鳥飼下3丁目南交差点の一部におきまして、当時、用地買収が進まず、いまだ歩道が未整備のまま事業を終了している状況であります。未整備部分の歩道整備の必要性は認識しているところであります。都市計画事業としての整備は、過去に一度事業認可を受けた中で事業を終了いたしておりますが、今後、歩道の整備を実施するに当たりましては、新たな事業手法を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公園管理についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、公園管理の業務委託には公園の清掃も含めております。都市公園では週2回で、大きな公園では1日、小さな公園では半日の時間でごみや落ち葉などの清掃を実施しております。

この作業に、草が大きくなるうちに除草してはどうかというご指摘であります。現時点では、基本的な作業がおくれるため除草作業を同時に実施していないのが現状でございますが、少し目立った草を抜く程度でも、利用される方が少しでも快適に感じられ、また後の除草作業がスムーズに進むのであれば、今後、受託業者とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、日常管理についてでございますが、公園は日々管理を行っておりますが、いたずらや利用者のマナーの悪さが多くなってきたと感じております。落書きや施設の破損、放置自転車やバイク、ブランコの巻き上げ、水道蛇口の破損、そして公園内へのごみの持ち込みなど、さまざまございま

す。これにつきましては、ほっておきますと次々といたずらなどがエスカレートしてまいりますので、事象が発見されましたらすぐ適切な対処をいたしております。また、犬の散歩に利用された際の放し飼いやふんの後始末などの問題もございます。公園は、平日パトロールを順次実施しておりますが、常時の監視はできませんので、看板による啓発活動を行っているのが現状でございます。公園にもよりますが、多いところで五、六枚の種類の異なる看板が掲げられるところもございまして、啓発看板の多い公園はよい公園ではないとも言われておりますので、利用者や市民の方々の協力を得ながら、快適でよい公園にできるよう今後も管理に努めてまいります。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 森内議員。
- 森内一蔵議員 防災対策について、再度お尋ねいたしますけれども、とにかく地震はともかく水害時の対応というのはこれから必要だと思います。先ほどのお答えでは、今、保有している船、ボートが6隻ということで、これは、もし安威川以南でもはらんで水没すれば連絡網というのはとれないと思います。私、中学校1年か2年ですかね、昭和42年の7月に集中豪雨がありまして、ちょうど今、ポリテクセンターのところが一中でしたので、私は中学生で、ちょうどこの議会棟の本館の1階のほとんどがつかったと思いますね。そのときには、そのころ井路船とか田船という船がありまして、それで職員の方がここへ登庁されたというのも見えておりました。そういう意味では、この船というのは、やはり水害時には大きな救命用具として必要ですので、本来であれば、予算もあるでしょうけれども、やはり避難場所に1隻ずつぐらいは配備す

べきだと思います。

それと、防災機器の保管場所、先ほども言いましたけど、例えばここが浸かってしまいますと、近畿道の下に大きな防災資機材の倉庫があるんですけども、そこなんかはほとんど利用できないということで、特に発電機とか、その他、水につかってはいけないというようなものは、できるだけ高いところに保管すべきだと思いますので、この辺のところの配慮はやっぱりやっていただきたいなと思います。これはお願いしておきます。

それと、交通安全対策、歩道について、いろいろとお答えをいただきましたけども、市内の道路の歩道というのはよくわかりました。しかし、例えば大阪高槻線のように府道の場合、今も草は生えている、それから、雨が降れば歩道に水たまりができるというようなところもあります。これは、大阪府の茨木土木にでもひとつお願いに行つて早急に改善してくれと、大阪府も金がないかもしれませんが、そういったところの市の努力もなんですけれども、やはり大阪府も努力してもらって安全な歩道の確保に努めていただきたいと思います。

それから、先ほど都市計画道路の鳥飼下新在家線なんですけれども、ここについては非常に難しいと思います。実は私、今は亡くなられた方の遺言で、私が亡くなったら、森内君、ひとつここを頼むでというのが1件ありまして、これは借地問題もありまして、その改善ということでちょっとお願いされた経緯がありますので、非常に難しいと思いますけれども、できることからやっていただけたらと思いますので、これもお願いしておきます。

それから、道路の安全パトロールでありますけれども、これは、先ほど夜間パトロ

ールを年2回とおっしゃいましたが、大体この摂津市の市道だけを走るにしても、年2回でそんな危険箇所はわかりません。もう少しやっぱり回数を増やす。それからもう一つ、郵便局もお願いして、道路管理瑕疵というか道路の危険箇所、報告をいただいたのは今までに1件しかなかったというんですね。しかし、やっぱり職員さんも摂津市の中でいろいろ走っておられるということで、危険箇所があったら即通報しなければならないと思いますので、その辺のところの利用も、夜間は皆さんで危険箇所を把握するというような努力もしていただかなければならないと思います。それから、雨が降って、降雨時のパトロールも一緒だと思いますけれども、とにかく排水が悪いところがあります。この辺のところも予算がないかもしれませんが、何らかの方法で、例えば溝を掘るとかというような形で排水対策はできると思いますので、その辺のところも一度検討していただきたいということをお願いしておきます。

それから、公園の管理ですけれども、これは非常に難しいと思います。利用されないところほど草が生い茂っておるということで、それと、先ほども言われましたけれども、立て看板とか注意の看板があるところほどいろいろ荒れております。そういう面では、公園のあり方、新しい公園づくりじゃないですけど、例えば剪定費用、それから日常のランニングコストの部分で改造はできると思うんですね。何も樹木を植えるだけが公園じゃないと思いますので、ひとつその辺のところをいろいろ検討されて、使いやすい安全なみんなが憩える公園をつくっていただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 森内議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第38号など6件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第42号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件の以上2件について、9月12日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分について、9月9日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第41号、スポーツ基本法の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分及び議案第43号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、9月12日及び22日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をいたしました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第39号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第44号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、9月9日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第39号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号を一括採決します。

本5件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本5件は可決されました。

日程3、議会議案第14号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第14号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

議会議案第15号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了し、これで散会します。

(午後4時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 本 保 加津枝

摂津市議会議員 大 澤 千恵子

摂津市議会継続会会議録

平成23年9月27日

(第4日)

平成23年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年9月27日(火曜日)
午後3時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会兼 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-------|-------|------------------------|
| 1, | | | 議長辞職許可の件 |
| 2, | 議 選 第 | 1 号 | 議長選挙の件 |
| 3, | | | 副議長辞職許可の件 |
| 4, | 議 選 第 | 2 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, | 議 案 第 | 4 5 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
| 6, | | | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 5 まで

(午後 3 時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野原議員及び川端議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後 3 時 1 分 休憩)

(午後 3 時 2 分 再開)

○森西正副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま藤浦議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

藤浦議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職のあいさつを受けます。藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 議長の退任に際しまして、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

2 回目とはいいまでも、まだまだ経験の浅い若輩ではありましたが、皆様のご協力のもと、1 年間無事に議長を務めさせていただくことができました。本当に 1 年間どうもありがとうございました。今

後は一議員として市政発展のために尽力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○森西正副議長 あいさつが終わりました。お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議選第 1 号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

嶋野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました嶋野議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正副議長 異議なしと認め、嶋野議員が議長に当選されました。

嶋野議員が議長に当選されますので、当選の告知をします。

議長就任のあいさつを受けます。嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 ただいま皆様方から温かいご推挙をいただきまして、議長という大役を拝命することとなりました。就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

世界経済を見てまいりますと、大変に厳しい見通しが示されております。リーマンショック以上ではないかというような見通しも示されているところがございますし、また、我が国を見通してまいりましても、東日本大震災からの復興という大きな課題を抱えております。そしてまた、我が県津市を見てまいりましても、昨日、副市長からその見通しが示されましたけれども、ここ五、六年は大変に厳しい税収で推移をするんじゃないかというような見通しも示されているところがございます。大変に厳しい市政運営といったものが求められてくると思いますが、そのようなときだからこそ、議会といたしまして前向きで建設的な議論をスピーディーに行っていくということが肝心ではないかなと、このように思っております。

ぜひ皆様方から温かいご協力をいただきまして、しっかりとした議会運営に努めてまいりますので、どうか皆さん、よろしくお願ひ申し上げます。簡単でございますけれども、議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。皆様、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○森西正副議長 あいさつが終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後 3 時 4 分 休憩)

(午後 3 時 5 分 再開)

○嶋野浩一朗議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま森西副議長から副議長辞職願が

提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

森西副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職のあいさつを受けます。森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 副議長退任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

若輩者で至らない点、多々あったかと思われませんが、藤浦議長はじめ皆様方のご指導を賜り、副議長の職を務めさせていただくことができました。これからは一議員としても、県市政発展のため、微力ではありますが全力を尽くしてまいります。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですけれども、退任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○嶋野浩一朗議長 ただいまの出席議員は2人です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○嶋野浩一朗議長 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○嶋野浩一朗議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。また白票は無効として取り扱いません。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

(投票)

○嶋野浩一朗議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○嶋野浩一朗議長 開票を行います。

立会人に南野議員及び大澤議員を指名しますので、立ち会いをお願いします。

(開票)

○嶋野浩一朗議長 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、そのうち有効投票19票、無効投票3票、有効投票中、村上議員17票、野原議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、村上議員が副議長に当選されました。

村上議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任のあいさつを受けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、副議長に就任させていただくに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、皆様方大変に温かいご推挙をいただきましたことに、まずは心から感謝を申し上げます。地方分権の進展や大変厳しい経済状況下のこのときに、副議長という大役を仰せつかり、これらのことをしっかりと肝に銘じながら、また、嶋野議長をしっかりと補佐していく、そのことにつきましても、その重責を認識しながら、議会の発展と摂津市政などの発展のために、微力ではございますが精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

今後とも皆様の温かいご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わりました。お諮りします。

この際、議案第45号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第45号を議題とします。

本件の除外に該当する山崎議員の退席を求めます。

(山崎雅数議員退席)

○嶋野浩一朗議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第45号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年9月27日付の野口博氏の辞職に伴いまして、山崎雅数氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(山崎雅数議員着席)

○嶋野浩一朗議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時20分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会旧副議長 森 西 正

摂津市議会新議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 野 原 修

摂津市議会議員 川 端 福 江

摂津市議会継続会会議録

平成23年9月28日

(第5日)

平成23年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年9月28日(水曜日)
午後3時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合理議会議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後3時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び南野議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、南野議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したい旨の願い出があり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

上村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました上村議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、上村議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

上村議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成23年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時2分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 藤浦 雅彦

摂津市議会議員 南野 直司

☆ 添 付 資 料

平成23年第3回定例会審議日程（案）

月日	曜	会議名	内 容	開議時刻
9 / 8	木	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
9	金		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
10	土			
11	日			
12	月		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） （一般質問届出締切 12:00）	10:00 10:00
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
21	水			
22	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
27	火	本会議（第4日）	役員改選	15:00
28	水	本会議（第5日）	役員改選 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成23年第3回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第5号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案第42号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第2号 平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定第6号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第41号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第6条（摂津市ラブホテル建築規制条例の一部改正）に関する部分）

〈文教常任委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案第38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案第41号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第6条（摂津市ラブホテル建築規制条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案第43号 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第3号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第4号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第7号 平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第8号 平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第9号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分
- 議案第39号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

平成23年第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1番 野原修議員 | 2番 川端福江議員 | 3番 安藤薫議員 |
| 4番 山崎雅数議員 | 5番 三好義治議員 | 6番 嶋野浩一郎議員 |
| 7番 渡辺慎吾議員 | 8番 南野直司議員 | 9番 木村勝彦議員 |
| 10番 弘豊議員 | 11番 山本靖一議員 | 12番 森内一蔵議員 |

野原修議員

- 1 本市の危機管理について
 - (1) 安威川、正雀川、山田川、大正川、境川の安全対策について
 - (2) 地域防災計画について
- 2 竹の鼻ガードの安心安全に対する取り組みとして、ガードの一部オープン化と拡幅について
- 3 ごみ収集委託拡大後の状況と今後の取り組みについて
- 4 JR千里丘駅西口エレベーター設置について

川端福江議員

- 1 認知症サポーター養成講座について
- 2 大規模災害におけるトイレ問題について
- 3 「介護支援ボランティア」のポイント制度導入について
- 4 HIV感染（エイズ感染）について

安藤薫議員

- 1 公共施設の維持管理と安全対策
 - (1) 耐震化の促進について
 - (2) 施設の経年劣化等に対する安全対策について
 - (3) 日常の維持管理体制について
- 2 中学校給食について
- 3 就学援助金制度の所得基準引き下げをやめ、充実をはかることについて

山崎雅数議員

- 1 熱中症対策、冷房機器の設置のできない方々への支援について
- 2 市税・国保料の滞納処分について

三好義治議員

- 1 摂津市の防災について
 - (1) 災害時の被害想定について
 - (2) 防災備蓄について
 - (3) 避難場所指定について
 - (4) 応援協定について
- 2 商工業の経営強化と発展について
 - (1) ものづくり基盤技術振興について
 - (2) 事業所データベース化の進捗状況について
- 3 新しい公共支援事業への取り組みについて
- 4 安威川以南地域のコミュニティ施設建設計画について
 - (1) 建設用地は確定しているが、現状での検討内容について

嶋野浩一朗議員

- 1 学校教育の充実について
 - (1) 「日本語」教育の実施について
 - (2) コミュニケーション能力の向上を目的とした教科の設置について
- 2 節電について
 - (1) 「セツ電隊」実施の効果について
 - (2) 今後の展開について

渡辺慎吾議員

- 1 コミュニティプラザの駐車場について
- 2 教科書採択における教育委員の役割について

南野直司議員

- 1 中学校給食の導入について
- 2 災害時における避難マニュアルの作成について
- 3 災害時要援護者の避難支援について
- 4 避難所の防災機能向上について
- 5 避難所の耐震化について

木村勝彦議員

- 1 都市近郊農業を取り巻く環境が厳しい状況の中での摂津市農業の現状について
 - (1) 摂津市農業支援学校のその後の経緯について
 - (2) 摂津市農業振興会の摂津市との関わりについて
- 2 小学校統廃合に伴う通学路の現状と安全対策について
- 3 ペーパーカンパニーの実態調査について
- 4 公共工事での植樹の瑕疵担保責任期間について

弘豊議員

- 1 障害福祉計画について
- 2 ごみ処理基本計画について
- 3 千里丘駅西口エレベーターの設置について

山本靖一議員

- 1 「市内バス路線網」の拡充について
- 2 「中期財政見通し」と「総合計画」の実現について

森内一蔵議員

- 1 防災施策について
 - (1) ハザードマップの見直しについて
- 2 交通安全対策について
 - (1) 歩道整備と保全について
 - (2) 道路補修と安全パトロールについて
- 3 公園管理について
 - (1) 樹木剪定と雑草対策について

選任名簿

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務常任委員会	野口 博	川端 福江	村上 英明 三宅 秀明 上村 高義 三好 義治
建設常任委員会	山本 靖一	野原 修	藤浦 雅彦 木村 勝彦 原田 平
文教常任委員会	森西 正	柴田 繁勝	大澤千恵子 渡辺 慎吾 安藤 薫
民生常任委員会	森内 一蔵	本保加津枝	南野 直司 弘 豊 山崎 雅数 嶋野浩一朗

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	三宅 秀明	南野 直司	大澤千恵子 上村 高義 弘 豊 森西 正 原田 平

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	木村 勝彦	渡辺 慎吾	大澤千恵子 藤浦 雅彦 上村 高義 弘 豊 三好 義治

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成23年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第10号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	9月8日	承認
報告第11号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(9月8日 報告)	
報告第12号	平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9月8日 報告)	
認定第1号	平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第2号	平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第3号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第4号	平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第5号	平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第6号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第7号	平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第8号	平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
認定第9号	平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月8日	閉会中の継続審査
議案第38号	平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)	9月26日	可決
議案第39号	平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	9月26日	可決
議案第40号	損害賠償の額を定める件	9月8日	可決
議案第41号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	9月26日	可決
議案第42号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	9月26日	可決
議案第43号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件	9月26日	可決
議案第44号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月26日	可決
議会議案第14号	放射能被害救済と国民の健康を放射能汚染から守る方策を求める意見書の件	9月26日	可決
議会議案第15号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書の件	9月26日	可決
	議長辞職許可の件	9月27日	許可
議選第1号	議長選挙の件	9月27日	決定
	副議長辞職許可の件	9月27日	許可
議選第2号	副議長選挙の件	9月27日	決定
議案第45号	監査委員の選任について同意を求める件	9月27日	同意
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月28日	選任
	特別委員会委員選任の件	9月28日	選任
議選第3号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月28日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月28日	閉会中の継続調査